

第1章 法文学部

付 文学部・法学部



現在の文学部・法学部

第1節 あゆみと現況

1. 学部の発足

新制大学の発足によって、第五高等学校を母体として、法文学部と理学部を創設することになった。この両学部は同時に教養課程をも担当するために、現員の4割の増員が認められた。そのほか、熊本医科大学、熊本工業専門学校及び熊本薬学専門学校の語学等関係学科の教官を吸収することになった。しかし実際は数名にすぎなかった。

第五高等学校は文科・理科各々4クラス（文甲3クラス、文乙1クラス、理甲3クラス、理乙1クラス）であったが、昭和18年1月20日の高等学校令の改正によって2年制となり、同時に理科が6クラス（理甲4、理乙2）に増加されたにもかかわらず、教官定員の増加はほとんどなかった。（同年12月に学徒出陣の命が出て、文科学生には入営延期の特典が停止された。）

昭和25年3月の在職者を専門学科別にみると、人文系では哲学系4名（哲学1、倫理1、心理1、漢文＝中国哲学1）、史学系3名（日本史1、東洋史1、西洋史1）、文学系19名（国文4、英文8、独文6、露文1）、法経2名（政治1、経済1）であった。

理系では生物2名、数学6名、物理2名、化学6名、地質1名、図学1名であり、ほかに体育が2名であった。

以上の内には、法文・理学部の成立を前提とした人事も含まれていた。例えば五高においては法制経済の定員は1名であったが、2名が現存していることなどがそれである。昭和25年3月の時点では、各学校とも旧制が残存していたので、その方からの異動はあまりみられなかった。文系の氏名は次のようである。

哲学系：高森良人（中国哲学，教授），竹原東一（心理，教授），小山直之（倫理，教授），佐竹哲雄（哲学，教授）。

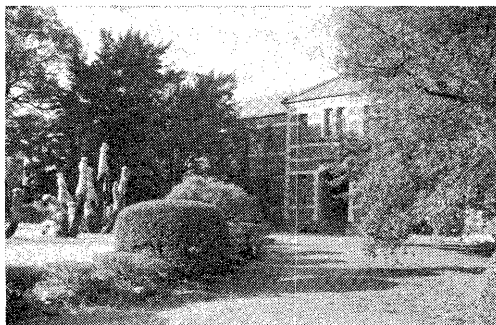
史学系：松本雅明（東洋史，教授），森修二（西洋史，教授），森田誠一（国史，教授）。

文学系

国文：田中辰二（教授），上田英夫（教授），石坂正蔵（教授），寺本直彦（教授）。

英文：河瀬嘉一（教授），河原畑正行（教授），山田昌司（教授），和田勇一（教授），田崎篤次郎（教授），中林謙二（教授），原田隆（教授），坂巻俊平（教授）。

独文：松尾精一（講師），藤井外興（教



旧五高・法文学部本館

授)、永松譲一(教授)、高野巽(教授)、福山四郎(教授)、滝沢寿一(助教授)。

露文:永島和雄(助教授)。

政治・経済:樋口兼雄(経済,講師)、西口進(政治,助教授)。

露文は戦後五高に特におかれたもので、その後の改革のなかで、言語学を兼任することになっていったが、20余年で廃止され純粹の言語学になった。

以上のような過程で、法文・理の両学部は専門のほか全学の教養課程を持たなければならなかったが、それについては全学の理解や協力が極めて不十分で、その禍根は現在の教養部まで引き継がれ、全学生数に対して最少の教官組織になっている。それは教養関係以外に、専門のポストを廻してもらえなかったのと、学科目が重複している教育学部(熊本師範学校、熊本青年師範学校)においてもあまり協力が得られなかったからである。熊本県に熊本大学期成会が発足し、寄附金によって東光原に急造の木造教養校舎ができて、その状態は変わらず、法文・理の教官は皆専門と教養を兼任する苦しい立場におかれ、その充実のための激論がしばしば評議会や教養部運営委員会でなされたが、各旧制学校の間の派閥、既得権の意識が強く実りないものに終わった。

このような事情を記すのは、法文学部の発足が変則であり、それ以後の進展、改革が極めて困難であったことを示すためである。

法文学部は学制改革に際して、はじめ(昭和23年)人文学部の名で文部省に組織案を提出したことがある。しかし旧制高校のうち一高、二高、三高及び八高など、旧帝大と合併しその教養部となる高校を除いて、四高及び六高などが法文学部案とし、将来法学部と文学部の分離を目標としているのに賛同し、本学も法文学部案を提出した。それは法・哲・史・文の4学科の構成をとるものであった。学科編成には極力他学部との重複を避けてその成立を期した。はじめ審査が極めて厳重であると思われたが、ついに各県に大学を設けることになり、審査の基準も変わったので、学科の編成に少し神経を使いすぎ、かえって後の発展を阻害したところがあった。例えば心理学を教育学部に移し、また社会学を立てなかったことなどである。かくして次の案を提出し、承認された。

法学=6学科目 教授6名、助教授6名、助手1名(内1学科目は経済学)。

哲学=3学科目 哲学、哲学史、倫理学 各教授1名、助教授1名、助手共通1名(東洋哲学を含む)。

史学=3学科目 国史、東洋史、西洋史 各教授1名、助教授1名、助手共通1名。

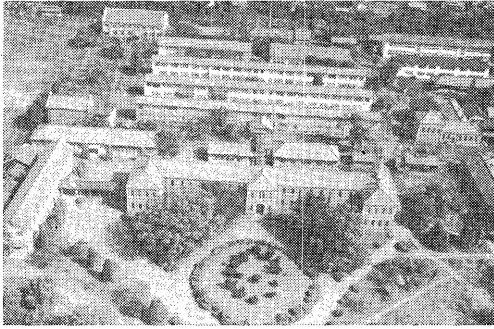
文学=

国語国文学2学科目 国語学、国文学 各教授1名、助教授1名、助手共通1名。

英文学4学科目 但し教授1名につき助教授2名、教授定員3名、助教授6名、助手1名。

独文学3学科目 但し教授1名につき助教授2名、教授定員2名、助教授4名、助手1名。

露文学1学科目 助教授1名、言語学兼任。



昭和30年代初期の法文学部

立田の旧熊本語学専門学校々舎を買収して、熊本大学の男子寮とした。学生との交渉など種々の困難があったが、原田敏明学部長の尽力により、無事に実現した。また教官宿舎に不自由な頃であったので、戦争中に増築した集会場横の2階建木造新教室を改装して、新任の教官用の家族宿舎とした。

最初から黒髪地区、本荘地区に校舎を集中する計画があったので、原田敏明学部長の時、当時まだ空地であった五高と小峯墓地との間の畑を買収し用地の拡大を計り、ほぼ地主の承諾も得ていたけれども、これは当時の大学首脳部の決断が得られなくて実現せず、30年経った今日、大きな禍根となっている。

講座数は各学科、専攻ごとに決っていたが、旧制学校がそのまま移行したので、老教官の多い学科と、若い教官の多い学科とで均衡を欠き、ポストの融通、流用が行われて、そこでも種々の問題が起きている。また法文学部と称しながらも、法学科では6講座しか設けられなかったが、それは旧制高校時代に1ないし2名の定員しかなかった当時では、やむを得ないことであった。

はじめ五高教授竹内良三氏が五高校長兼熊本大学法文学部長となったが、24年5月31日に竹内氏は信州大学文理学部長に転任し、代って河瀬嘉一教授が法文学部長事務取扱兼熊本大学第五高等学校校長となった。翌25年3月25日に第五高等学校課程終了式が行われ、同月31日に五高の歴史は終了した。その後、昭和25年5月に第1回の学部長選挙が行われ、当時国史の主任教授として赴任し、初代の附属図書館長となっていた原田敏明教授が選出され、初代の法文学部

初代法文学部長
原田敏明教授

法文学部第一回卒業生（昭和28年3月25日）

仏文学1学科目 助教授1名。

哲学科では、昭和24年に、哲学第一、第二、第三と学科目を変更したが、14年後の昭和38年4月には、再び哲学、哲学史、倫理学と学科目を変更した。

教室及び共通研究室には、文科系は旧五高赤煉瓦本館を使用し、法科は五高寮関係の建造物を使用した。また五高寮の学生室（習学寮）を改造して個人研究室にあてた。代りに

長となり、附属図書館長を兼任した。

なお、法文学部の第1回卒業式は、昭和28年3月25日に行われた。

2. 組織の拡充と改組

(1) 目標と原則

学部創設当初は、教授会を初め管理運営のルールを整備することに急で、学科と講座の拡充・改組の問題は暫く議論の対象にならなかったが、昭和29年に入り組織問題が重要議題として取上げられるようになる。問題の焦点は、何よりもまず法学科の充実であった。

昭和29年8月25日の教授会で河原畑正行学部長は、稲田文部省大学学術局長が「法学科を独立させてはどうか」と述べられた旨の本学猪狩事務局長の話を紹介し、法学科で計画を立てるよう要望した。これを受けて山内一男教授（昭和43年3月退職）は、将来構想として18講座案が考えられる、と発言している（昭和29年12月1日教授会）。

こうして、学部組織のブルー・プランを検討することになった専門委員会（5名、昭和29年12月発足）は、中間報告として「法文学部整備に関する案作成の原則」をまとめ、翌30年1月の教授会に示した。それによると、「〔方針〕1. 専攻科を置き更に大学院を申請すること、1. 教養部を確立すること（以下4項目略）、〔組織〕1. 各大学（旧制）の実情を見、大学課案（注、〈大学設置審議会〉の中間報告）に則ること、1. 各専攻、講座、講義は最少限度とし、全体を調整すること（以下3項目略）」が原則とされたが、教授会は、〔方針〕の冒頭に「1. 法学部と文学部とに分離独立せしめること」を追加して同案を承認した。改めて指摘するまでもなく、ここには学部がそれ以後20年余にわたって直面することになる組織上のすべての問題——専攻科・大学院の設置、教養部の確立、法科・文科の充実と両学部への分離——が網羅されており、しかも旧制大学に準ずる講座編成を目標とする基本方針が明確に述べられている。

(2) 法学科の充実をめぐる

昭和31年1月18日の教授会において、東京大学社会科学研究所山之内一郎教授を法学科専任教授として迎える人事が進捗している旨報告があり数日後に早くもこの人事手続が承認された。これは、法学科の充実を目指す学部の積極的姿勢の表現であった。

この年の5月31日、石坂正蔵学部長は教官会において次のように述べている。「法文学部は……法学科が定員からいって弱体であり、一貫したカリキュラムが組めないで今のままではいけない」と文部省から注意があった。新制大学発足当時、金沢大や岡山大は母体がより大きく「熊本ははかばかしくないばかりか（他大学の充実が進み）、うっかりしていると熊本は取り残されるので、永年の懸案であった組織が問題となり……委員会が作られ原案が練られている」と。

実は、同日の教授会において、原田敏明教授は、組織整備の基準を前記「中間報告」に求め、その「大学、短期大学設置審査内規」（昭和30年11月申合せ）が、学生定員100～200名の

大学法学部（一学科で組織する場合）の教員数を「14」と定めているところから、法学科の充実には、「（現在定員）12を14にすることを考えねばならない」と発言している。審議の結果、教授会は、a) 学生定員を法科120名、文科80名にする、b) 法科教員定員を「学部内操作で最低2名の増加とし、14名を確保する」ことを異議なく了承した。

この問題に関して6月13日に開催された臨時教官会は、次のように活発な質疑を交わした。「中間報告の目標は何か」（永島和雄助教授、昭和32年9月退職）、「出来るだけ多くの学科（目）を揃え、大学院を設置しうる学部の構想である」（学部長）、「現在の組織と矛盾があるとすればどんな点か」（水原徳恒講師、昭和32年5月死去）、「教官のバランスが問題である」（学部長）、「具体的には余った2名を〔文科から〕法科にまわすことか」（永島助教授）、「折角独立した法学科をこのままにしておいては法文学部として認められない」（原田教授）。

一方、これと並行して文科の組織についても検討が重ねられていたが、問題の焦点は、学生定員を現行の100名から80名に減らした場合の教官定員をどうするか、にあった。昭和32年3月20日の教授会は、次のような結論をまとめた。すなわち、まず法学科の拡充構想について、山之内一郎教授から「法学科関係予定定員計画表」が示され、「最少限度を考えても25名（憲法、行政法、国際法、刑法、刑訴〈以上各1〉、民法3、商法2、民訴、労働法、法史学、法哲学、法社会学〈以上各1〉、比較法学2、政治学、政治思想史、政治史、経済原論、経済政策、経済史、財政学〈以上各1〉、計25名）は必要である、と説明された。これに対し、石坂学部長は、今の学部の（文科と法科の）構成比を考えれば、「学部定員の3分の1弱」に当る18～19名が妥当な線ではないか、「金沢・岡山両大学も同じ構成比である」と現実的な目標を示し、議論は白熱したが、文科教官の減員については、山田昌司教授から、哲・史・文3学科から均等に1、1、2計4名を減員して法科の拡充に充てる案が提示された。

この案に対して、翌々日（3月22日）に開かれた教授会で、哲学・史学両学科から強い批判が出た。まず、哲学科から、「初めは法科に問題はなく、文科のアンバランスをならすことにより中間報告の線に沿って将来大学院を設置できるようにすると伺っていたが、最近になって文科をできるだけ小さくし、哲学・独文を関連学科（目）にしても法科を充実させねばならぬという風に危機感が変わったように思われる」（副島民雄教授、昭和38年4月退職）との発言があり、これに対して山之内教授は「法科あつての文科であることをお考えいただきたい」と答弁している。史学科の反論は、減員1により国史・東洋史・西洋史3講座（6名）の編成計画が崩れる、とするものである。しかし、討議の結果、教授会は次の条件付きで上述の4名減員を承認した。「これは文科学生定員100名が80名に減じていることを考慮した上である。但し、これは最終的、決定的なものでなく、学生定員等の関係において今後の経過により教官定員の調整が行なわれ得る」と。

注 昭和33年度から文系の学生入学定員を全国で500名減員するという大蔵省案の発表に伴い、本学部文科の入学定員削減問題を審議した教授会（昭和33年2月26日）は、「（本）学部では目下再組織を考慮中であるので、その方針に従い15名を法科（学生入学定員）に振替えること」を回答するよ

う決議したが、結局この振替えは認められず、昭和33年度以降の入学定員は法科100名（増減なし）、文科85名（哲学科25名が15名に、文学科50名が45名に削減、史学科は増減なし）となった。

（3）法学科の拡充

こうして、法学科の拡充は実施段階に入る。まず、昭和33年度に、上述の決定に従い、文科（独文学）講師の定員を法科教授として振替え、「刑事法第二」講座が設置された。ついで翌34年には、事務定員（傭人）を法科教授に振替えることにより「民法第二」講座の開設が実現する。さらに、昭和35年度には文科（哲学）講師の定員を法科教授に移し、「社会法」講座（教授1のみ）が設けられた。引続き37年度には「行政法」講座（教授1，助教授1）が純増となる。この結果、法学科の組織は10講座（教授10，助教授7）計17名に拡充されたが、これら新設の講座には、「法学科定員補充の順位」（昭和34年1月28日教授会承認）に基づき、「法史学」「民法」「商法」「刑事法」の順で採用人事が行われている。

このような措置の背景には、すでに早く昭和32年9月18日の臨時教授会で了承された「法文学部法学科講座（又は学科目）並びに教官配当表」の16講座案があった。この内容は、その後細部に修正を受け、昭和35年7月16日の教授会により「法学部17講座案」として承認され、学部組織の「青写真」と呼ばれたものであるが、その構想は、「憲法」「行政法」「刑事法第一」「刑事法第二」「民法第一」「民法第二」「商法」「社会法」「国際法」「比較法学」「法史学」「法哲学」「政治学」「政治史」「経済学第一」「経済学第二」「経済学第三」の17講座（不完全講座3を含む）によって、「法学科」から「法学部」への移行を目指すものである。説明に当たった永松譲一学部長は、「この表は九大（法学部）よりやや小さい形で、『学部』として認められるのに最も近い組織である」と述べた。

昭和39年4月1日、後述する（次項参照）ように教養部が官制化され分離するに及んで、かねて7年来の懸案となっていた文科教官2名（ともに文学科助教授）の定員を法学科に振替える措置（4名中2名は振替済み—前述）がとられ、ここに「国際法」「法史学」の2講座が正式に開設された。その後、昭和43年に「民法第二」講座（教授，助教授各1）の純増と「社会法」助教授1の補充が認められ、ついで翌44年には「国際法」教授1と「刑事訴訟法」助教授1の補充、また昭和45年には「法史学」教授1の補充、そして昭和49年には「商法第二」講座（教授1，助教授1）の純増が認められて、法学科は現行の組織（14講座・教授14，助教授14）となったのである。

以上の経緯を、「講座」の増設及び「講座名」の改称という観点から略記すると、次のようになる。

- a) 創設時（昭和24年）：「憲法及行政法」「民法」「商法」「刑事法」「政治学」「経済学」（6講座，学生入学定員100名）
- b) 昭和33年：「刑事法第二」の増設（7講座，同100名）
- c) 昭和34年：「民法第二」の増設（8講座，同100名）
- d) 昭和35年：「社会法」の増設（9講座，同100名）

- e) 昭和37年：「行政法」の分離 (10講座, 同100名)
 - f) 昭和39年(教養部の分離に伴う改組)：「憲法」「行政法」「刑法」「刑事訴訟法」「民法」「民事訴訟法」「商法」「社会法」「国際法」「法史学」「政治学」「経済学」
(12講座, 同100名)
 - g) 昭和42年：学生定員・150名に増員
 - h) 昭和43年：「民法第二」講座の増設 (13講座, 同150名)
 - i) 昭和49年：「商法第二」講座の増設 (14講座, 同165名)
- (4) 教養部の分離と文科の改組

新制大学の研究・教育組織を整備するために、学部数の多い大学について、旧制大学に準じて教養部を設置し、併せて学部・専門課程における学科目(講座)制の充実をはかる計画は、(中央の文教当局でいつ立案されたのかは定かでないが)、ほぼ昭和35年ころに本格化したと推定される。すなわち、同年5月本学において開催された金沢・岡山等4大学教養部長会議は決議を行って一般教養部の官制化を要望し、また翌36年1月27日の本学教養委員会でも、教養担当教官の「中核になるものを作るため」の4案が検討され、その第一に「教養関係要員を(各学部から)供出し教養部を組織する」ことが議せられた(昭和36年2月8日教授会における酒井三郎教授の報告)。文部省が法文学部に「一般教養担当教官」として、昭和35年度に「英語英文学」助教授1、翌36年度に「独語独文学」教授1、つづいて37年度に「国史学」「国文学」助教授各1、計4名を純増の形で定員化した(理学部にも同様な純増があった——昭和33年「物理」教授1、昭和35年「数学」教授1)のも、そうした意図の表われと見られよう。

当時教養部には、教養部長(開学時の「教養部主事」は、昭和35年10月1日「教養部長」に改称)のもとに、各学部・系列・学科から選出された委員会が教養課程全般の管理運営に当たり、近い将来確立されるべき教養部の組織について鋭意構想を練りつつあったが、昭和38年5月、文部省が①教養部設置と②学科目(講座)の整備を核とした「国立学校設置法施行規則の一部改正」案をまとめ、各大学に対して原案の説明を開始すると、本学においても学長・教養部長を中心に次のような「教養部組織案」が作成された。それは、教養部の理想的教官定員を90名とし、中間的定員70名を現実的規模と想定することにより、その約半数に当たる34名を法文・理学部等から受入れ、分離する教養部の当初要員に充て、残りは漸次的な定員増に期待する、というものである。

この原案は、38年6月5日の教授会において、教養部長酒井三郎教授から説明されたが、学部としてはこの問題を単に教養部への定員供出数を決めることに限定せず、学部組織の改編について検討する機会として理解することとなった。かくて、8か月にわたって慎重審議を重ねた結果、翌39年2月5日の教授会は、次表のように、(1)法文学部から教養部に供出すべき定員を17名(この中には、昭和35年いらい「一般教養担当教官」として配属されてきた上記4名を含む)とする、(2)文学科の定員2名(助教授)を法学科に振替える(前項参照)、ことを決定した。

定員を教養部設置のため改組したもの (昭和39年2月5日 教授会決定)

学 科	改組前の定員					改組					改組後の定員				
	教授	助教授	講師	助手	(計)	教授	助教授	講師	助手	(計)	教授	助教授	講師	助手	(計)
法 学 科	10	7		1	18		2			2	10	9		1	20
哲 学 科	2	3		1	6						2	3		1	6
史 学 科	3	4		1	8		△1			△1	3	3		1	7
文 学 科	10	17	5	1	33	△2	△2 △9	△5		△18	8	6		1	15
計	25	31	5	4	65	△2	△10	△5		△17	23	21		4	48

備考 △印教養部への振替え；▲印法学科への振替え

こうして、ほぼ文学部の講座組織の原型、すなわち(1)哲学科・3講座(哲学・哲学史・倫理学)、(2)史学科・3講座(国史学・東洋史学・西洋史学)、(3)文学科・8講座(国語学・国文学・英語学・英文学・独語独文学・仏文学・中国学・言語学^注)の構成が定まった。昭和50年、史学科に「考古学」講座、ついで52年に「社会学」講座がそれぞれ新規に設置され法文学部分離直前の組織となる。

注 言語学は不完全講座である。

上述の経過を講座の増設と名称変更及び学生入学定員の増減について略記すれば、次のごとくである。

a) 創設時(昭和24年)：

- ① 哲学科……「哲学第一」「哲学第二」「哲学第三」(3講座, 学生入学定員25名)
- ② 史学科……「国史学」「東洋史学」「西洋史学」(3講座, 同25名)
- ③ 文学科……「国語国文学第一」「同第二」「英語英文学第一」「同第二」「同第三」「同第四」「独語独文学第一」「同第二」「同第三」(9講座, 同50名)

b) 昭和33年 哲学科の学生入学定員が15名に減員。文学科の同定員も50名が45名に減員される。

c) 昭和36年 文学科1講座減

d) 昭和39年 (教養部の分離に伴う改組)

- ① 哲学科……「哲学」「哲学史」「倫理学」(3講座, 同15名)
- ② 史学科……「国史学」「東洋史学」「西洋史学」(3講座, 同25名)
- ③ 文学科……「国語学」「国文学」「英語学」「英文学」「独語独文学」「仏文学」「中国学」「言語学」(8講座, 同45名)

e) 昭和50年 史学科に「考古学」講座新設(史学科4講座, 同35名)

f) 昭和52年 哲学科に「社会学」講座新設(哲学科4講座, 同15名 昭和53年に10名増, 同25名)

(5) 専攻科の設置

本学部に「法文学専攻科」を設置する申請書が作成されたのは、学部創設後間もない昭和27年度である。他学部では、昭和29年4月1日に「薬学専攻科」と「工学専攻科」、ついで翌30年4月1日には「理学専攻科」が設置されており、法文学部に専攻科設置が認可されたのは、昭和33年3月31日であった。入学定員は、(1)法学専攻8人、(2)哲学専攻2人、(3)史学専攻4人、(4)文学専攻6人、計20人で、修業年限は1年と定められ、特典として本課程修了者に高等学校教諭一級普通免許状が付与された。

専攻科の「目的及び使命」は、「新制大学の教育ではなお不充分であるから、専攻科を設けて、より深奥の学術的研究を進めて専攻分野を開拓し、文化の進展に寄与するため設置する」としている。この課程の設置が、近い将来における大学院修士課程の新設を目指すものであることはいうまでもないが、前述のように学部組織の問題は、法学科の充実、教養部分離に伴う文科諸学科の整備が急務とされ、大学院設置の件はようやく昭和40年代後半に至って日程に上ってくることになる。

(6) 大学院文学研究科、法学研究科（修士課程）の設置

昭和41年の理学研究科の設置を最後として、自然科学系諸学部はすべて大学院の課程を有することになったので、文系の研究科の創設を要望する声は学内外に次第に強くなりつつあった。文部省も、昭和40年代の半ばに至って、旧制大学以外にも文系大学院を創設する方針を固め、本学部においても昭和43年1月に大学院設置準備委員会（委員長・永松譲一教授）が設けられ、文学研究科及び法学研究科の開設準備に着手した（概算要求書の形で正式に申請したのは昭和44年5月）。

文学研究科は、修士課程の基礎となる学部の3学科組織を根幹とし、教養部教官の一部を大学院担当教官に加えたほかに、文学科については組織をさらに細分して「国文学専攻」「英文学専攻」「独文学専攻」の3専攻を立て、これに「哲学専攻」「史学専攻」を合わせ、5専攻の編成を立案した。同研究科の設置認可は、昭和47年3月31日であったが、このとき準備に一部手違いがあった「英文学専攻」のみは、翌48年4月1日に「増設」の形で認可された。入学定員は、「独文学専攻」の4人のほかは、各専攻とも6名、計28名が認められた。修業年限は2年である。

なお、「修士講座」となった文科17講座（ただし言語学は不完全講座）のうち、「考古学」は昭和51年度より、「社会学」及び「言語学」はともに昭和52年度から、いずれも「実験講座」としての予算措置が講じられている。

一方、法学研究科は、「法律学専攻」の課程のみを立て、学生の入学定員26名、修業年限2年の修士課程として、47年3月31日、文学研究科と同時に認可され、ここに待望久しい大学院が発足した。

その間数年にわたって文部省と折衝を重ね、修士課程の設置を実現した山田昌司学部長、永松譲一委員長（評議員）、及び森脇庸太教授（評議員）の労を多としたい。

これによって、学部の研究組織は「修士講座」としてランクされるとともに、それに伴う講座費の配分を得て一層充実する運びとなったが、特筆すべきことは、これによって本学部創設当初からの目標であった「法学部」及び「文学部」の分離が、事実上その第一歩を踏み出した点であろう。こうして学部分離にさきだち研究組織の最上層部分は各固有の研究科として制度的に分離するという変則的組織が認可されたのである。この時点から、学部が当面する課題は、いわば最終局面としての「法学部」「文学部」分離問題に移行していく。

3. 学部の管理と運営

(1) 発足時の学部運営

議事録に残る最初の教官会議は、昭和24年8月24日で、出席者23名とある。同年9月16日の議事録によれば、教官会議の閉会后「続いて五高関係教官の会議を続開し」とあり、二つの会議は区別されながらも重複した関係を保持していた。(なお、第五高等学校の課程は昭和25年3月31日をもって完了した。) 議題のうち、人事に関する記録は、採用等の発令が報告事項として認められるのみで欠落している。これは、人事が、後述する「(法文学部)建設委員会」(のち「法文委員会」と改称)で審議され、その結論は上記の「教官会議」を経ることなく、全学の機関に付託されて正式に決定されたことによる。このことは、昭和24年12月17日開催の(全学の)協議委員会において、「協議委員会付議事項」として、①新制大学の教授・助教授・講師等の人事、②係以上の機構、③事務長以上の人事、④教官の資格審査、が定められたことによって裏付けられる。

では、学部レベルでの二つの会議体である「教官会議」と「(法文学部)建設委員会」とは、それぞれどのような機能を有し、両者はどのように関連していたのか。この点について、昭和25年6月21日の教官会議において、原田敏明学部長は次のように発言している。「大学管理法による正式の教授会が成立するまで、教官会議をもって本学部における最高の決定機関にした。また建設委員会がそれに代わる機関を設けて学部長の諮問機関とし、緊急重要な場合の事件処理や教官会議の原案作成の仕事に当らしめたい」と。ついで、同年6月28日の教官会議において、「建設委員会」は「法文委員会」と改称せられるとともに、その構成も哲学科1名、史学科1名、国語国文1名、英語英文2名、独語独文2名、法学科2名(昭和25年12月7日、3名に増員)、協議委員会に出席する学部代表委員2名、と決められた。

(2) 教授会の成立

正式に発足すべき「教授会」の構成及び審議事項については、全学的基準が定められることとなった。昭和28年4月15日組織委員会(全学)において立案された原案は、(1)教授の全員をもって組織する、(2)助教授及び講師(5名以内)を加えることができる、ただし教授の人事には関与できない、こととするもので、各学部の意見が徴せられた。よって学部教官会議は、4月22日票決により、(1)助教授・講師の全員を加える、(2)教授の人事にも関与する、ことを決

め、組織委員会案に反対した。しかし、翌23日開催の全学協議委員会においては、前記原案が可決され、これが「教授会基準」として同日付けで施行されたのである。

こうして、法文学部教授会は正式に成立する運びとなり、第1回教授会は同年5月11日、12名の出席（3名欠席）により開催された。原田学部長は、冒頭に教授会の構成について諮られ、(1)教授のみが参加する、(2)助教授・講師5名も加わるが、教授人事には関与しない、という両案のいずれを採るかは、教官会議で決定したい、と発言している。

なお、同日の教授会で、学部長から教授会が教官会議に付託する審議事項として、①学生定員の決定、②学科課程の編成・変更、③講義担当者、題目および時間割の決定、④試験に関する事、⑤専門課程への進学および卒業に関する事、⑥学生の懲戒、⑦研究室・教室等の設備、⑧学部長・評議員等学部代表委員の推薦、⑨その他、学長・学部長または教授会が必要と認めたこと、の諸事項が示された。また、教授会の成立に伴い、従来人事を審議してきた「法文委員会」も、5月13日を最後として解散することが承認された。

(3) 教授会の構成をめぐる

ところで、教授会の構成をめぐる審議は、その後長く中断され、ようやく1年ぶりに昭和29年6月23日の教官会議の議題となる。この席で河原畑正行学部長から次のA・B2案について説明があり、そのいずれかを投票により決定したいとの提案が行われた。A案とは、教授会に助教授・講師5名の参加を認め、「教授、助教授、講師及び助手に関する人事」の審議に関与させるもの、B案は、教授会の構成メンバーを教授のみに限定するもの、である。票決の結果B案が多数の賛成を得た。同時に付帯して提案された教官会（このころから「教官会議」でなく「教官会」の名称が用いられるようになった）の審議事項として次の8項目が承認された。「教官会は教授会の委任に基き本学部に関する次の事項を審議する。1. 学科課程の編成及び変更、2. 講義の担当者、題目及び時間割の決定、3. 試験に関する事、4. 学生の入学、専門課程への進学及び卒業に関する事、5. 学生の生活及び補導に関する事、6. 研究室及び教室等の施設に関する事、7. 学部長、評議員、図書館長及び学部代表委員の推薦、8. その他、学長、学部長又は教授会が必要と認めたこと」。なお、この規則は、1年間の暫定措置とされた。

上記の暫定期間が経過したのち、石坂正蔵学部長はかねて検討中の次の如き「私案」を昭和30年12月7日の教官会に提示した。この私案は、A・B・C3案を含む。まずA案は、「助教授・講師5名を加え、教授人事以外は教授と同等の権限を有する」とし、B案は「熊大共通の教授会基準の線に沿う」もの、C案は、「1. (教授会の) 審議事項の全部又は大部分を教官会に移すことは拡大解釈である。2. 審議事項を教授会・教官会と分けることは、実際の運営上困難である。試験期（暫定期間のこと——引用者）においてもその点が感じられた。3. 全教官の意見が総合されてまとまることが望ましい」とする。

このような学部長「私案」を受けた教官会は直ちに会合を開き、12月14日次のような「教授を除く教官会の申入れ」を教授会に対して行った。「1. 教授会は全教授及び5人（出来れば6

人)の助教授、講師によって構成される。2. 5人(又は6人)の助教授、講師は、教授人事以外は教授たる教授会構成員と全く同等である。3. 教官会において審議すべしと教授会において認めた場合、及び教官5人以上の要請があった場合には教官会を開く」と。そして、同日の教官会において、教授会・教官会双方から2名ずつ交渉委員を出してこの問題を討議することが決められたが、交渉は1年近く続けられたにもかかわらず結局決着せず、翌31年10月10日の教官会において「見送り」となり、翌32年2月20日には、「助教授・講師会」もまた解散するに至った。

(4) 助講会と教授会参加問題

しかし、助教授及び講師の教授会参加の問題は間もなく再燃する。田崎篤次郎助教授(昭和34年4月退職)を代表世話人として「助講会」が再び成立し、教授会側委員とその後数年にわたる長い交渉が重ねられた。交渉の焦点は、①審議事項に関する制限(人事その他)、②定足数に加えるか否かの問題、③選出母体(助教授・講師の互選によるか、教授を加えた教官会で選出するか)の問題であった。相互に文書を交換し、あるいは10名にのぼる交渉委員会で激論が交わされた。教授会もまた独自にこの件について審議を重ねた結果、ようやく昭和36年6月5日の教官会の議を経て、助教授・講師5名の教授会参加が実現した。5名の選出は教授も加わる教官会で行い、人事の審議には一切関与しない、という条件で双方の合意を見たものであるが、これには「暫定実施期間2年」ののち、改めて問題点を検討する旨の了解が付されていた。

ほぼ2年を経過した昭和38年4月24日、助教授・講師側から「教授会における人事の審議方法について」次の3項目の要求が教授会に提出された。すなわち、「①教授会に出席する助教授および講師は、同列および同列以下の人事の審議に参加する。②助教授人事に関する選考委員会の審議に際し、教授会が必要と認めるときは、委員に準ずるものとして、助教授および講師を参加させることができる。③学外応嘱・委嘱については、教授会に出席する助教授および講師は審議に参加する」というものである。

教授会は、取りあえず上記「暫定実施期間」の延長を決めた(昭和38年5月22日教授会)あと、この要求について審議を行い、同年9月11日前述の3項目中第2項のみを承認し、第1項及び第3項については、これを否決した。

(5) 人事を除く教授会の拡大

昭和43年12月21日、助講会は改めて助教授以下全員の教授会への参加を次の如き「要望書」にまとめて教授会宛てに提出した。「われわれは研究・教育の任にあるすべての教官が等しく大学・学部の管理運営に参加することが必要であると考えます。そのために教授会の現構成を拡大して、助教授・講師・研究助手全員の参加を認める機構に改めることを教授会に要望し、これに伴って左記事項の実現を要請します。1. 右の目標を実現するため、熊本大学教授会基準の改正を評議会に発議し、率先してその実現に努力すること。2. 学則改正までの過渡的措置として教授人事を除く一切の議題を教官会において審議し、実質的に決定するように運営を改め

ること。」

翌44年1月、教授会は3回にわたってこの問題を検討し、「提案趣旨の前文は、研究助手の参加について保留するほか、一応了承された」が、要望事項1、2については継続審議とし、同年3月12日の教授会において、「人事問題については今後なお研究の上、充分検討の必要があるため保留し、人事以外の事項については、(教授会の拡大を)4月より実施する」ことが承認された。

(6) 「法科協議会」と「文科教官会」

上述のように、学部の管理・運営に当る機関は「教授会」及び「教官会」であるが、学部の組織が整備されて、文字通り法・文系複合学部としての性格が強くなるに伴い、教官会を法科・文科に区分して、それぞれ固有の問題、とくにカリキュラム等教務に関する事項を別個に処理させることが事務能率からみて賢明であろう、という意見が強まった。とくに「法科協議会」は、学部教官会の下部機構として、非公式ながら既に長い経験と実績がある。加えて、昭和47年度に大学院文学研究科と同法学研究科が設置され、「研究科委員会」が制度的にも分離したことから、この機運はにわかには高まった。

もっとも、この素案については、昭和46年2月学部長の諮問に基づいて設置された「法文学部・大学制度検討委員会」が、全教官宛でのアンケート調査によってまとめた「委員会等学部運営の改善について」と題する答申(昭和46年7月14日)に明確に述べられている。すなわち、「法・文各系列に固有の事項は……学部内の審議機関として法科教官会および文科教官会を設置し……それぞれの教官会において審議決定できるものとする」と。この答申は理由不明のまま採択されずに放置されたのであるが、前述のような状況下に昭和48年ごろから「文科教官会」が事実上発足し、文科選出の評議員を議長として、文系3学科に固有の事項を審議決定することになった。これに伴い、「法科協議会」も公式化した。なお、学部共通の議題については教官会、採用や昇任等の人事に関しては教授会が審議に当ることは従前どおりである。また、大学院については、前節(2組織参照)に述べた如く、「文学研究科委員会」と「法学研究科委員会」(構成員はともに教授のみ)が別個に設置されている。

4. 学園紛争と学部

昭和43年秋、「定食値上げ阻止」を理由として、熊大生協がその営業のために消費する水道料及び光熱料(いわゆる水光費)を大学(国費)で負担せよ、と大学に要求したことに端を発した学園紛争は、折から全国的に拡大波及していた大学紛争の潮流に乗り、実に8か月余にわたって公開学長交渉、スト突入、入学式中止、事務局の占拠、教授団監禁と救出、大衆団交拒否を不服とした工学部1号館封鎖や機動隊による封鎖解除などという異常事態を経過し、ようやく翌44年8月下旬に至って授業再開となった。こうした一連の事態の推移については、なおわれわれの記憶に新しいところであり、またこの紛争の全貌については、既出の大学通史にお

いて叙述されているので、ここに繰返す必要はないであろう。しかし、この紛争の全過程を通して法文学部が置かれた状況は少なからず特殊であり、事態への対応にもかなり個性的な側面が認められる。以下は、学部サイドから見た学園紛争の一断面である。

(1) 紛争の発生

昭和43年12月11日の教授会において、石坂正蔵学部長から生協問題について初めて報告があり、「生協問題を足場にして学生運動へ発展する」兆しのあることが指摘される。同月13日、午前9時40分から緊急教官会開催。「学長交渉実現のため、決起集会あるいはデモを行い運動を続けている生協」の問題について経過報告が行われる。討議の結果、この問題について「穏便な解決を望む。そのため適当な条件の下においては速かに学長が（生協側と）会われるよう、柔軟な行き方で努力して欲しい」との学部教官会の意向を、学部長から評議会第三部会特別委員会委員長に申入れることになった。同月16日の教官会において、学部長から「12・14予備交渉が行われ、公開学長交渉は20日に開かれる見込」との報告があり、ついで和田勇一評議員から、「生協問題の解決については、13日の学部教官会の意向を充分踏まえて行動し努力したい」との発言がある。同月21日、学部長名で次のような通知が各教官に届く。「12月20日午後1時より学生会館大ホールで開かれた『公開学長交渉』は、午後10時半に医師の診断により（柳本武）学長の身体状況〔高血圧症状〕が悪化したため、話合は一時中止となりました……なお、……出席した和田教授も健康がすぐれず一時退席し医師の診断を受け休養されました。以上の次第で本日（21日）の教官会は延期します。」

12月25日の教官会で、学部長は次のように報告する。a) 12・20公開学長交渉は、午後10時すぎから学長の疲労が目立ったため、医師団の診断により危険状態であるとして直ちに交渉を中止し、休会に入った。b) 今後の交渉予定は、23日の学長の再診断を待って決めることになっていたが、同日の診察の結果病状の悪化が予想されるため、学長の出席は不可能となり、交渉は再開されなかった。c) 23日午後3時ごろ学生会館における生協主催の抗議集会を、学生部職員がマイク操作によって盗聴していた事実が発覚した。これは大学側のミスであり、遺憾である。d) 24日臨時部局長会議が開かれたが、席上学長は自ら解決に当たりたいので学長代行の選出は考えていない、との所信を述べられた、と。

明けて昭和44年1月29日、教官会において、学部長より1月28日13時から行われた第3回公開学長交渉が決裂状態になった事情及び29日の評議会での声明を出すに至った経過の説明がある。ついで、「28日の交渉を中断して大学側が退場した点についての大学側の姿勢が学生に与えていると思われる不信感を如何にしてとり除き（問題を）解決すべきか」について討議された。

(2) ストライキに入る

44年1月30日、「本日午前10時半から法文学部学生約500名が教養部教室で集会を開いており、スト体制について拳手を求めたところ400名程度の賛成者がいるように見受けられた……スト突入という事態も予想される」との報告が教官会の席に届く。ストに対する措置等につい

て討議があり、最後に学部長は次のように要望した。「緊急事態で教官会が再三開かれる可能性があり、その都度使いを自宅に走らせないで済まされるよう、出来る限り（教官は）学部に出ていただきたい。」

翌1月31日、前日の要望にもかかわらず、教官会は定足数に達せず、成立しないため懇談会に切替えられる。学部長及び毛織大順評議員から同日開かれた評議会について次の報告がある。a) 従来の形での公開交渉は今後はありえないが、穏かな話し合いならば応ずる用意があり、未解決事項については後日改めて交渉の形式、日時、場所などを回答する。b) 学部教官会の意向（速かに公開交渉に応じ、学生の不信感を除去すること）は、「全学的には余り認められなかった。」なお、スト対策委員会が組織され、補導委員をもって構成することが了承される。

2月2日、教官会。席上、同日12時から開票された法文学部学生のアスト賛否投票は、在籍者数677名中アスト賛成401、反対161、保留6の結果となり、ストライキに突入した、との報告が行われる。よって、2月3日開始予定の法科期末試験及び文科の試験の延期を決定。

翌3日、法文学部学生一同の名で学部長宛てに次の要望書が提出される。「法文学部学生大会で選ばれた代表団に学部独自の問題に対する交渉権を認め、それを承認することを要求致します。」これに対し、4日学部側委員3名が学生側数名の代表と話し合う旨を公示の形で回答する。2月4日、教官懇談会において、同日13時から行われた法文学部学生代表団（交渉委員5名、オブザーバー7名）との予備折衝の経過報告があり、学生大会の「暫定規約」が説明される。このあと、評議会開催のため、懇談会は休憩に入り、18時再開。冒頭、学部長から柳本武学長が病気のため休職願を提出、評議会もこれを承認して学長事務取扱に教育学部長荒木雄喜教授を推薦した旨報告があり、学部長・評議員は引続き評議会出席のため退席。教官懇談会は継続され、学生代表団との交渉に応ずる公示を出すことを決める。

2月12日、教官懇談会。アスト中の学生に期末試験を実施し卒業させることの可否について評議会から学部の意向を決めるよう求められている、と学部長から説明があり、討議の結果、①学部としてはアストを認めていない、②受験する学生はアストを離脱したものと考えられる、との見解に立ち、4年次生について2月15日以降試験を実施することに決定した。なお、アスト中の学生について卒業を認める、とする学部のこの意向は、「評議会でも十分な理解がえられない」という学部長の報告（2月13日教官会）があり、これをめぐって学部見解をより十分に理由づける方法が検討される。一方、この日学生側から、学部公開交渉のための予備折衝を2月12日に開きたいとの申入れが文書で届く。

学生代表団から、2月16日学部宛てに「公開質問状」が提出される。内容は、12月8日の公開学長交渉における大学側の一方的退席と1月29日の評議会声明について学部の態度を表明せよ、というものである。教官会（2月17日）は、2月20日までに回答することを決める。

2月19日13時から、かねて申入れていた学部教官会と評議会との懇談会が、黒髪南地区の工研階上会議室において開催される。会議半ばに相当数の学生が闖入し、大衆団交的状況となる。18時30分、ようやく散会。

(3) 執行部の交替

2月20日、「石坂学部長より健康上の理由で学部長併任を辞任したいと申出があり、審議の結果承認された」(教授会)。引続き開かれた教官会において、毛織大順、和田勇一両評議員から同じく辞任の申出があり、了承される。このことは、2月16日付けの上記公開質問状に対する「学部回答」として学生に公示された。

同月22日、教官会及び教授会は、学部長に浜田義文教授、評議員に松垣裕、鎌田浩両教授を選出。

24日、教官懇談会。2月22日学長事務取扱宛てに提出された教養スト実〔行委員会〕・法文スト実・生協・工〔学部〕連〔合〕特〔別〕委〔員会〕の4者の要望書に対して評議会が検討しつつある3案につき、学部の意向をまとめるため審議。この日、学生側から27日に学部交渉を行いたいとの要求が出る。(評議会、公開交渉に応ずる意思を固め、上記4者と予備折衝に入る。)

28日、教官懇談会開く。このころ教官会の欠席者多く、18~20名にのぼる。2月27日の第4回公開交渉の経過、法文学部を除き、現評議員は全員辞任することになった事情について報告がある。

3月13日、教官懇談会。欠席者25名、出席者(19名)を上廻る。学部長より、3月13日荒木学長事務取扱の名で公示された声明書(公開交渉の続行を断念せざるをえない、との意向表明)について、①手続上の不備、②交渉積重ね方式の否認、という見地から、学部長、両評議員連名で撤回を申入れた旨、報告。

同月15日早朝、法文スト実行委員会から「学部公開交渉」の申入れ。議題は、①石坂執行部と浜田執行部の交替について、②学部の態度の明確化、その他。学部はこれを受けて、翌16日予備折衝に入る。一方、17日の教官会は、学部公開交渉に応ずるか否かについて投票を行い、応諾を決定する。翌18日、13時から23時30分まで学部公開交渉開く。学部側教官20数名、学生多数出席。議題の一部は次回に継続となったが、学部長とスト実との間に次の確認書が交される。「学部としてなんら問題解決の為の態度表明をも、又闘う姿勢をも示さなかったことを自己批判する。」

3月22日、教官懇談会。3月20日の懇談会で検討された学部教官会の「要望書」(3月18日文書の撤回を要望したもの)の取扱いについて討議する。また、4年次生の卒業資格認定について、ストライキを公認しないという立場から、受験者の単位認定はこれを拒否できない、とする学部見解を、書簡形式により学長事務取扱宛てに提出することに決定。同日15時から、第2回学部交渉。23時30分まで。確認書(3月18日公示の撤回を要求し、学部から「声明書」——原案は次回に検討——を出すことの確認)を交換する。

3月25日の教官会、上記「声明書」案を一部修正して可決。従来の「折衝委員」を4名に増員して「交渉委員」と改称することを決める。翌26日、第3回学部公開交渉(15時から21時30分まで)。「学部内の問題については、学部教官全員と学部全学生が交渉主体としてあたる」こ

とを確認。

(4) エスカレートする紛争

4月22日、大学が大衆団交要求を拒否したため、全共闘学生、本部事務局を占拠、封鎖する。翌23日、学部教官会、「声明書」を発表。忽那将愛学長事務取扱の名で4月22日交付された6者（前述の4者に教育代議員会執行委と薬学自治会特委の2者を加える）宛ての回答（従来の交渉方式の改善―代表交渉―の提案）を批判して、「一日も早く大衆団交に応ずるべきこと」を強調する。

同月24日、市民会館で実施予定の昭和44年度入学式が中止となり、それに代る学部の「新生説明会」を、新装成った大講義室（233教室）において挙行。浜田学部長の挨拶をめぐり、スト派学生と新生の間で一時激しい応酬がある。同日夕刻から、法文学生3名を含む3学部学生、大衆団交を要求して赤門前でハンストに入る。（大学に「反応なし」として、4月29日中止。）

4月26日、教官会。上記の法文学部「声明書」が、評議会において「少数意見としてしりぞけられた」ことについて、学部評議員の責任問題を議論する。

5月10日未明、大学の要請により構内に機動隊が導入され、工学部3教授を救出するとともに、事務局封鎖の解除が行われる。

同月14日、法文スト実より「申入れ書」。機動隊導入について学部に大衆団交を要求。同日教官会は、15日に予備折衝を行い、16日交渉に応ずることを決める。5月16日の教官懇談会において、「5月10日の機動隊導入についての法文学部見解概要」（4項目）について学部長の説明があり、意見が交換される。同日、学部団交も行われる。同月20日、学部教官会と法文スト実との間で、「5月10日未明の機動隊導入は、現在までの大学当局の態度およびその前後の状況からみて、人命救助は口実に過ぎず、闘争の圧殺が目的であった」とする確認書を交換。（なお、この確認書について、評議会の一部で医師団の見解が無視されているかの如き誤解が見られることから、学部長は事情説明の非公式文書を医学部長に提出した旨の報告がある。5月28日教官会。）6月5日午後9時すぎ、工学部1号館封鎖などエスカレートする学園紛争を憂慮して、国文2名、国史1名の女子学生がハンストに入る。（8日夜、中止。）

6月に入り、学生72名の署名をもって要望があった昭和43年度期末試験（4年次生については実施済みであるが、他はストのため延期）の施行について検討が重ねられ（6月11日、6月13日、6月19日の各教官会）、23日から実施することに決定。試験の方法は「できるだけレポートにし、実施の詳細については各学科および担当教官の裁量に委ねる」こととなる。なお、例年学生部が一括実施していた教育実習も、本年は学生が個人的に出身校等に依頼する形で変則的に行われる（時期は9月以降）ことが決まる。

7月3日、教官会。授業日数に関する学則第37条（「35週」「210日以上」）の解釈について審議。授業開始のタイム・リミットを「7月11日またはなるべく早い時期に」設定する方針を了承する。また、夏休みの取り止めを学生宛てに掲示。

7月4日、機動隊600人、工学部1号館の封鎖を解除。同日深夜、国道57号線沿いの赤門にバリケードが築かれる。6日、「法文学部闘争委員会を中心とする全共闘学生約50人は、さる4日の熊大への機動隊導入に抗議して午前零時すぎ（注——学部「教官会議事要録」によると「5日23時ごろ」）、法文学部新館の入口6か所のうち4か所に机やイスを積み上げバリケードを築いた。全共闘の話では、このバリケードは『スト続行の意思表示』で、教職員の出入りは認め、討論には応じるが、研究・授業は阻止する、といている。なお、このバリケード封鎖は、7月31日までの期限付きである」（『朝日新聞』7月7日）。ついでながら、このバリケード（バリケード・ストライキ）は「個人参加」の形で行われ、主体は学部学生で、学部の「なしくずし的スト解除、授業再開に反対して行ったもの」（学部長の報告）である。同日の教官会において、バリケード解除のため学生と話し合う方針が了承される。

（5） 授業再開に向けて

7月9日、3・4年次生475名中263名の署名をもって「スト解除宣言」が文書により学部長に提出される。同日の教官会において、任期満了に伴う評議員の改選が行われ、山田昌司・森脇庸太両教授が選出された。

同月16日の教官会で、学部長は「バリケードが7月31日の期限までに解除できるよう今後とも折衝し説得したい」と発言する。

同月22日、教養部教室で新3年次学生大会が開かれ（153名出席）、圧倒的多数の挙手によりスト解除が決定される。その直後、ゲバ棒姿の全共闘学生約30名が乱入したため、大会会場は武夫原に移され、デモののちスト解除派の学生は学部正面玄関のバリケードの排除を試みるが、失敗に終る。これに対し、スト続行派は、この学生大会の招集手続とスト解除決議の提案自体に疑問があり、従って解除決議は無効、と反論する。このような動きについて、学部教官会は、7月23日、「3年次の学生大会決議は事実として承認し、タイム・リミット〔の切迫〕による授業再開は緊急の課題である」ことを確認する。

同月30日、教官会はタイム・リミットを8月11日とすることを了承。翌8月1日朝8時半ごろ、バリケードが期限切れとなり、バリケード実行委の手で自主的に撤去される。同日、赤門のバリケードも職員の手で除去。学生の抵抗なし。

8月4日、浜田学部長から「健康上の理由ならびに精神的疲労により」学部長を辞任したいとの申出があり、これを受けて教授会は8日懇談会を開き、検討を重ねるとともに、教官会（9日開催）とも意見を交換して、9日正式に辞任を承認。同月11日、スト解除ができないまま、190日ぶりに授業再開。翌12日午後、学部スト実行委員会は集会を開き、ストライキ実行委員会の解散を決議。ストは事実上解除される。この措置は、スト実行が授業再開を阻止する「力量がない」（『朝日』8月13日）ことを認めたためである。

8月13日、次期学部長の選挙が行われ、山田昌司教授が選出される。（同月20日、教養部200日ぶりに授業再開。学園紛争はようやく正常化への第一歩を踏み出した。）

（6） 紛争の後遺症——二次・三次バリケード——

9月30日夜8時すぎ、全共闘学生約50名は、法文学部玄関と出入口など5か所にバリケードを築き、封鎖した。これは、10月20日に行われる予定の学長選挙に対する抗議行動である。

10月6日、「学長選挙阻止」のために封鎖中のバリケードは、学部教職員約50名の手でトラブルなく撤去される。

11月12日、法文学部闘争委員会は、「(佐藤)首相訪米阻止」の学部集会の決定に基づき、同夜7時すぎヘルメット姿の過激派30名が学部出入口に3回目のバリケードを築き、13日朝から17日まで期限付きストに突入した。

同月15日、学部側が「授業をボイコットすれば4年次生の授業日数が不足する」と説得した結果、同闘争委もこれを了承し、午前10時すぎバリケードを自主的に撤去し、スト体制を解除した。

11月28日、『法文学部学生諸君へ』の公示。「法文学部は、8月11日本年度の講義を開始して以来、研究・教育の諸条件を改善するために努力を重ねてきた。しかし、条件改善を志向する学部の努力も、ごく一部の学生による阻止と破壊の行動に直面して、所期の目的を充分には達成していない。前後3回にわたる学部バリケード封鎖の強行、研究室・教室の不法占拠、建造物・器物の損壊、その他講義妨害など、このような……行動は、本学部の運営に対する重大な障害となっている。法闘委と自称する一部学生は、法科学生閲覧室を占拠し、学部教官の説得を頑迷に無視して……いる。……当該閲覧室の占拠は、研究室棟3階の倫理・社会共同研究室、雑誌室などの占拠にひきつづいて発生したものであるが、現在、全共闘系学生の法文学部における拠点として使用され、闘争と宿泊の場として使用されている。例えば、法闘委の名で強行した2回のバリケード封鎖とか、教養部の授業開始、教育学部の自主解除をめぐる紛争などの際には、ゲバ棒・覆面の学生集団が公然と本学部の建物に出入し、傍若無人に活動した。……法闘委の名において行動する一部学生の破壊活動を坐視することはもはや絶対に許されない。……当面の具体的措置として、その一は、当分の間、法科学生閲覧室を閉鎖する。その二は、暫定的に、研究室・教室の使用時間を午前8時30分から午後6時までとする。……」(11月26日教官会)

その後、事態はしだいに正常化に向い、延期中の前年度学年末試験が9月1日から始まったのを機に、8か月余にわたったさしもの大紛争もようやく終息した。

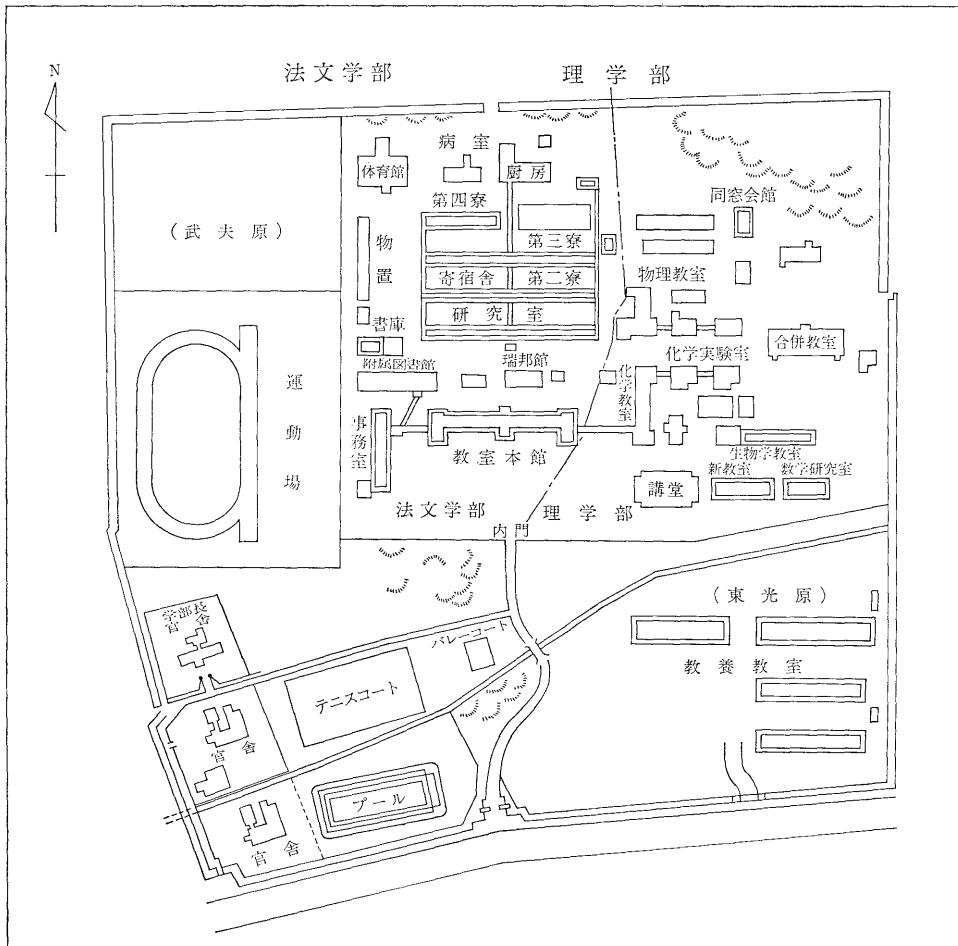
追記 全国的規模で展開した昭和43年、44年の大学紛争のあと、数年間は本学キャンパス内で大きなトラブルの発生がなく平穏裡に推移したが、昭48年秋教養部長室占拠事件〔別項参照〕を契機に、法文学部において翌49年5月・6月に2波のストライキが発生した。このストは、上記事件に対する学部学生処分の理由について学部側の十分な説明がない、として決議されたものである。第2波のストは、5月29日から7月10日までの40日間が予定され、教官に対する確認書強要、拘束、私宅への示威行為等一部学生の行動は激化したが、これに反撥した一般学生による学生大会流会戦術が奏功し、6月28日ストは解除された。これ以後、夏休みに入ったこともあり、事態は間もなく完全に収拾された。

5. 施設の整備

(1) 開学時の校舎

開学に際し、法文学部の施設として割当てられたのは、旧制第五高等学校の校地のうち西半部に位置する校舎で、赤練瓦本館と習学寮が中心となり、他方東半部は理学部に所属し、東光原は一般教育（教養）課程のための教室敷地となった。〔図1〕は、昭和27年における旧五高敷地の管理区分と主要施設の略図である。五高本館（明治23年8月竣工，284坪）は、階上が教官研究室と専攻別共同研究室となり、階下は従来通り小教室として利用された。習学寮の第一寮（大正5年8月建，151坪）は教官研究室（「第二教官研究室」とよばれた）として改装され（昭和25年10月），大教室としては瑞邦館（明治22年8月完工，60坪）がもっぱら利用さ

図1 昭和27年の諸施設（黒髪北地区）



れた。なお、瑞邦館の前に学生控室（明治22年8月建、20坪）があり、その一部に売店が開かれていた。事務棟は、本館から西へ渡り廊下で結ばれた木造2階の建物（大正7年10月完工、119坪）で、階下に庶務・会計・教務・厚生各係室が配置され、西南隅の張出し部分に学部長室が設けられていた。階上は会議室、教官研究室及び法科図書室に充てられた。なお、大学附属図書館は事務棟の北側に、書庫（大正6年3月完工、40坪）とともに残ったほか、武夫原沿いの北隅に体育館（明治23年4月竣工、160坪）があった。当時習学寮の第二・第三寮には引続き寮生が起居し、厨房・食堂ともに使用されていたが、第四寮及び新寮（理学部敷地内）は、いずれも教官宿舎に転用され、それぞれ8名（法文・理各4名）の教官が居住した。一部の単身教官は、開学時から昭和29年ころまで第二教官研究室を生活の場としていた。内門を出て正門に至るサイン・カーヴの道を右折すると、「からたち」の生垣沿いに学部長官舎（旧五高校長宿舎）があり、その南側の旧外人宿舎は教官宿舎として利用されていた。

武夫原はトラック・コースが引かれていた南半分を除いて一面に緑の草原をなし、休講時には原っぱに寝転んで駄弁る学生の姿が散見するのどかさがあった。周辺には亭々たる松の大樹が並び立ち、野鳥の囀りとともに、笹竹の茂みから時には野兎が飛び出す豊かな自然が残っていた。

しかし、昭28年ころから松喰い虫による松の枯死が目立ち、老木は次々と伐られて武夫原は往時の面影を失っていった。また、昭和28年3月習学寮が小磧（現学生寮）に移されたのを機に、第二寮・第三寮は教官研究室に、第四寮の教官宿舎は法科教室・法科図書室に転用された。続いて昭和29年10月教育学部が京町台のキャンパスから黒髪北地区（現在の教育学部所在地）に移転した当初、その教官研究室は上記第二寮転用部分の東半部と第三寮転用部分に設けられた。

昭和30年代は、末年に教養部の創設があり（昭和39年4月）、学部の教員組織も大幅に改組された（既述2参照）が、学部施設の改廃はほとんど行われていない。しかし、すでに手狭となった学部本館の新営計画が進められていた。

本館新営工事は、第1期工事（管理・研究棟、4階、2,788 m²）が昭和41年度初めに着工された。（これに先立ち、第二教官研究室・瑞邦館・学生控室が同年4月に取壊された。）施工は鴻池組が担当し、付帯工事とも工費総額は71,239,500円（書架取付費5,495,300円を含む）であった。竣工は昭和41年11月10日である。

第2期工事（講義棟、4階、一部2階、2,338 m²）は、引続き昭和43年度の予算により施工され、完工は昭和44年3月27日である。この間に、まず旧外人宿舎（黒髪2号・3号宿舎として教官宿舎に転用）が取壊された（昭和42年9月27日）あと、第二・第三教官研究室、法科教室、図書室（いずれも旧習学寮第一～四寮の転用）も用途廃止となり撤去された（昭和42年12月22日）。

（2）新館への移転と環境整備

新館（管理・研究棟）への移転は、竣工直後の12月に始まり、下旬冬休みに入って完了し

図2 黒髪北地区施設配置略図 (昭和35年)

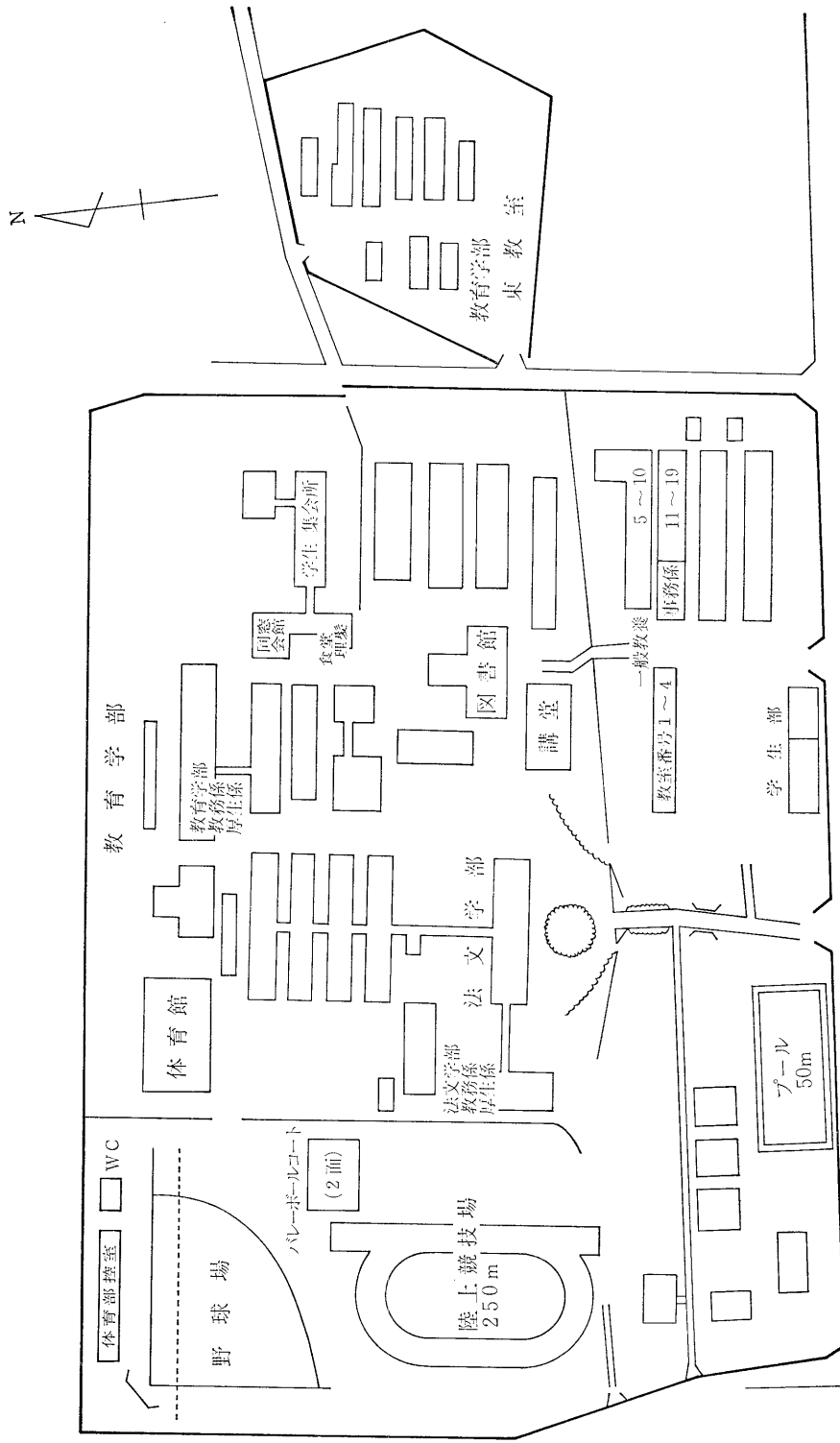
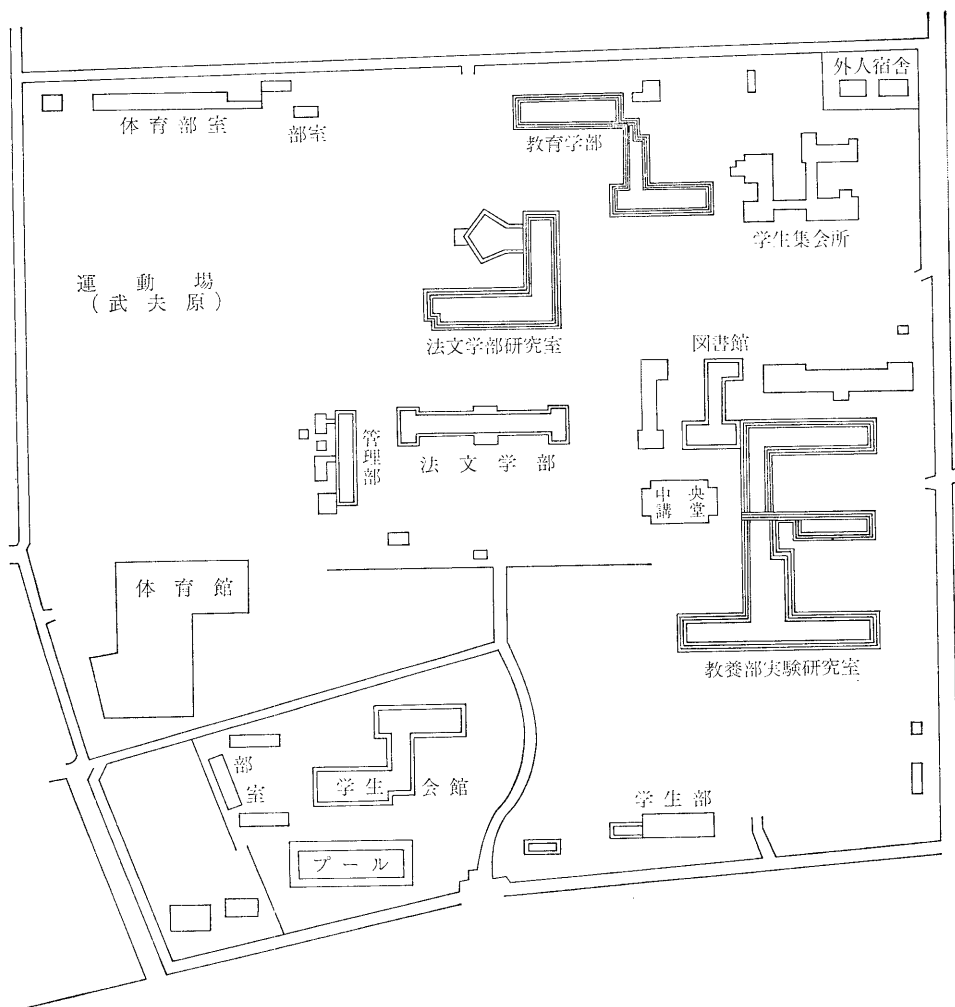


図3 黒髪北地区施設配置略図（昭和44年4月）



た。図書等は紙函に詰め、新館への搬入はケーブルを利用して窓から窓へ移す方法がとられた。

新棟の利用区分は、1階が管理部に充てられ、2階に法学科の教官研究室と図書室（接続して書庫）・洋雑誌室が配置された。3階・4階は、一部に法学科教官研究室が置かれたほかは、哲学科・史学科・文学科の編成順に、専攻別に設置された共同研究室・共通辞書室と教官研究室が置かれた。

管理・研究棟が完成したのち、第2期工事の講義棟が竣工する昭和44年3月までの期間、教室は旧本館階下の小教室と旧事務棟（内部を改装して教室に転用）及び旧習学寮食堂を転用した法科教室が使用された。

昭和44年3月新館第2期工事が完了した（工費総額は付帯工事を含み73,826,200円）こと

により、開学当初の施設は、旧五高本館を除いてほとんどが用途廃止となり、次々と取壊された。すなわち、旧事務棟が昭和44年4月12日に撤去されたのに続いて、同年7月11日には法科研究室及び演習室（旧習学寮第四寮の転用、建物は明治33年3月建築、92坪）と法科教室（旧習学寮食堂、昭和10年11月建築、144坪）が解体されたほか、同年10月9日には旧体育館が取壊された。（新体育館は、昭和44年3月、武夫原の南西隅に移設された。）



共通辞書室

このように、新館の落成と旧施設の撤去により、学部周辺の環境は文字通り一新したのであるが、これをさらに促進したのは、本学部の正面及び北側に接する教育学部の諸施設の新築であった。

これら北地区諸施設の工事完了をまって、環境作りのいわば総仕上げとして行われたのが昭和46年12月に終了した道路等の舗装整備である。これにより、武夫原の東縁部分は若干拡張され、鉄製フェンスを東側と南側に張りめぐらし、陸上競技用トラック、ラグビー（サッカー）場、野球場の三面が区分された。本学部新旧本館周辺の道路も完全舗装され、各所に駐車場が設けられるなど、キャンパスの景観はこれを機に大きく変貌した。

北地区にただ一つ残っていた旧施設の五高講堂（昭和5年3月建築、173坪）が取壊されたのは、昭和50年12月12日である。

なお、この間にあって、旧五高本館は、隣接の化学教室及び北キャンパス南端の正門とともに、昭和44年8月19日付をもって国の重要文化財として指定を受けた。これを機会に、内部の補修・防火設備の改良、屋根瓦の取替、外壁の清浄作業等が進められ、赤練瓦造りの北欧風建築は、北地区の象徴としてひととき目立つ存在となった。また、この建物を本学の総合研究資料館たらしめるべく準備委員会が設置され（昭和44年11月25日）、考古資料及び理学部所蔵の各種標本類が階下に収納されている。さらに、昭和47年4月大学院文学研究科と法学研究科（ともに修士課程）が創設されたとき、大学院生のための研究室と演習室が階上に設備された。（この大学院用の施設は、昭和54年4月に本館増築の完了により用途廃止となった。）

昭和43年度に本館第2期工事が完了したあと、学部組織の拡充が進行する（別項、2.組織を参照）に伴い、研究棟・講義棟ともに狭隘となり、本館増築の必要は年々強まる一方であった。折から、高度成長期に当り、施設予算は大規模工事が優先する傾向にあり、本学部からの増築要求は一向に実現しなかった。

しかし、ようやく昭53年度に至り増築工事が予算化された。この工事も鴻池組の施工となり、昭和54年3月末をもって4階建て1,332 m²が竣工した。付帯工事を含めて総額144,201,590円を要した（この中には、昇降機—身障者用—14,000,000円も含む）。増築部分には、それまで共同

研究室がなかった仏文学・社会学・考古学の3研究室と、2～4階に12室の教官研究室、1階に中小教室（演習室を含む）8室が配置されている。

（3）文学部・法学部の創設と施設計画

なお、昭和54年4月1日に法文学部は文学部及び法学部に分離したが、この改組は教員組織と学生の所属を両学部に分けたにもかかわらず、管理部の機構は「文学部・法学部」として未分離のままとなった。従って、両学部の施設は、講座組織の拡充改組と学生定員増により大幅な増築と新営工事を必要としているが、空間的に分離されることはなく、管理部と講義室をいわば共通部分として持つことになる。両学部が昭和54年度概算要求として提出した計画によると、現在の管理・研究棟の西端部を西方に延長して4階・1,523m²の建物（南棟）を新営し、1階を管理部に、2～4階を教官研究室に充てるほか、教育学部本館と平行して4階・1,175m²の建物（北棟）を増築し、1階は教室に、2～4階は共同研究室にする予定である。また、本館正面の裏（西）側に、既設の2階・講義棟と同規模・同形状の講義棟・746m²を並設し、両棟を連絡通路で結ぶことになっている。なお、建物の管理については、1階を管理部と法学部、2階を法学部、3・4階を文学部が、それぞれ分担することになる。

6. 法文学部事務機構

昭和26年、法文学部に次の事務部が設けられた。

事務長——庶務係・会計係・教務係

昭和33年、新たに厚生係を置く。

昭和54年、法学部・文学部の分離に伴ない、事務長補佐2名がおかれたほか、教務係は第一教務係（文学部担当）・第二教務係（法学部担当）に分離された。

法文学部歴代事務長

中本滝雄（昭和24.7.1～30.4.30）

吉川 尚（事務取扱昭和30.5.1～30.6.30）

小野哲雄（昭和30.7.1～33.3.31）

岡田 朝彦（昭和33.4.1～36.10.31）

萱島 篁（昭和36.11.1～39.9.30）

奥村 仁（昭和39.10.1～41.3.31）

宮原繁人（昭和44.4.1～51.3.31）

柴尾敬次郎（昭和51.4.1～51.6.30）

影山久生（事務取扱昭和51.7.1～51.10.15）

上田 武（昭和51.10.16～53.3.31）

斉藤 一裕（昭和53.4.1～54.3.31）

事務分掌規定

庶務係

- (1) 儀式および会議に関すること。
- (2) 職員の勤務時間管理に関すること。
- (3) 職員の健康管理ならびに福利厚生に関すること。
- (4) 宿日直に関すること。
- (5) 警備、火災予防および災害に関すること。
- (6) 構内の清掃整頓に関すること。
- (7) 学部日誌に関すること。
- (8) 公印の管守に関すること。

- (9) 諸規則の制定および改廃に関する事。
- (10) 公文書の接受、発送および保管に関する事。
- (11) 郵便切手の受払および保管に関する事。 (12) 職員の任免ならびに給与に関する事。
- (13) 職員の恩給、退職手当に関する事。 (14) 職員の内外出張に関する事。
- (15) 職員の扶養手当の申請および通勤手当に関する事。
- (16) その他人事に関する事。 (17) 諸統計の調査、報告に関する事。
- (18) 科学研究費申請、報告に関する事。
- (19) 庶務係に属する備品消耗品の出納保管に関する事。
- (20) その他他係に属しない事。

会計係

- (1) 歳入歳出予算および決算に関する事。 (2) 国の債権の管理等に関する事。
- (3) 歳入金の徴収ならびに現金の出納保管に関する事。
- (4) 給与、旅費、謝金等に関する事。 (5) 支出負担行為ならびに支出に関する事。
- (6) 物品の出納管理に関する事。 (7) 国有財産の管理に関する事。
- (8) 土地建物等の整備補修に関する事。 (9) 共済組合に関する事。
- (10) 科学研究費の経理に関する事。
- (11) 育英会奨学金の支払に関する事。 (12) 会計に関する諸調査ならびに報告に関する事。
- (13) その他会計に関する事。

教務係

- (1) 入学試験に関する事。 (2) 学生の入学、転部、転学、休学および退学に関する事。
- (3) 学籍に関する事。 (4) 教育課程および履修に関する事。
- (5) 時間割の編成に関する事。 (6) 試験および成績に関する事。
- (7) 成績および学籍の諸証明に関する事。 (8) 卒業論文に関する事。
- (9) 教務に関する諸調査報告に関する事。 (10) その他教務に関する事。

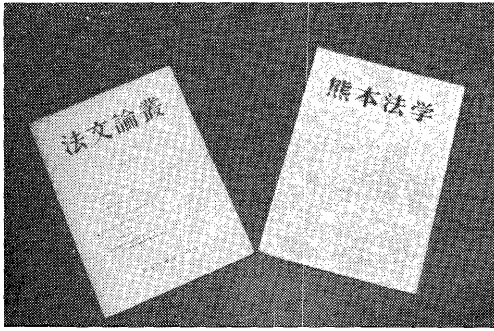
厚生係

- (1) 奨学生に関する事。 (2) 教員免許申請に関する事。
- (3) 学生の就職斡旋その他生活援護に関する事。 (4) 授業料減免等に関する事。
- (5) 学生の保健衛生に関する事。
- (6) 学生生徒旅客運賃割引証、通学証明書およびその他諸証明に関する事。
- (7) 学生諸調査統計報告に関する事。 (8) 学生の厚生および助言指導に関する事。
- (9) 学生の団体ならびに課外活動に関する事。
- (10) 学部学生の集会掲示刊行物等に関する事。
- (11) 学生の補導組織に関する事。 (12) その他厚生に関する事。

7. 「法文学会」、「法文会」と同窓会

(1) 「法文学会」の設立

学術研究を助成し、その発表機関を確立するための組織として、「熊本大学法文学会」の計



法文論叢創刊号・熊本法学創刊号

画が学部教官会において初めて紹介されたのは、昭和25年3月23日である。ついで編集委員（6名）の選出があり、早くも同年6月15日をもって『法文論叢』第1号が創刊された。執筆者と論文題目は、佐竹哲雄「フッセルの科学論とイデア性」、伊藤不二男「フランスコ・スアレスと国際法」、河原畑正行「ペーオウルフとアングロ・サクソン年代記」、寺本直彦「俊成における源氏物語の受容」、

永松譲一「ロココ・ゲーテ覚書」、松本雅明「詩経恋愛詩における採薪の表現」である。

これより少し遅れ、同年7月6日の教官会において、法文学会の設立が正式に承認された。会則は次の通りである。

熊本大学法文学会会則

第一条 本会は熊本大学法文学会と称する。

第二条 本会は会員相互の協力により学術の研究を助成しその発展の便をはかることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために季刊雑誌「法文論叢」の発行、研究会及び講演会の開催等をなす。

第四条 本会の会員は本学部教授、助教授、講師、助手、学生生徒、卒業生とする。

第五条 本会の経費は会費・寄附金、その他の収入を以てこれにあてる。

第六条 本会会員は会費年額四百円を納入するものとする。

第七条 本会の会員は雑誌「法文論叢」の配布を受け本会主催の研究会、講演会、及び講習会等に出席することができる。

第八条 本会には会長を置く。会長は法文学部長とする。

第九条 本会には教官委員、学生委員それぞれ若干名を置く。

以下 略

（2）「熊本大学法学会」の新設と「法文会」への改組

『法文論叢』は、第3号まで毎年1回発行されたが、昭和28年4月15日の教官会において「法科編」「文科編」に分けて編集することが承認され、以後年間2回の発行となった。ところで昭和38年秋、法文学会とは別個に、法科の専任教官を中心とする「熊本大学法学会」が新設された。その主たる事業は機関誌『熊本法学』の発行で、創刊号は昭和39年7月に刊行された。毛織大順法学会会長は、「創刊の辞」において、「法学部の分離独立」を目指すために、増員されて20名を数える法学科教官スタッフがいまや独自に研究業績の発表機関を保持する必要があることを強調している。創刊号及び第2号の雑誌発行費は、末延財団、本田弘人本学学長、その他の寄附金により調達されたが、同年秋法学科から同誌第3号以降の刊行費用を法文学会から支出して欲しい旨の申入れが行われたことを機に、両学会をどのように関連づけるかをめぐり、教官会及び教授会において議論が続けられることとなった。

この問題は、とくに編集権と発行権の帰属をめぐる法科と文科の見解が対立し、話し合いは遅々として進まなかったが、ようやく翌40年6月2日の教官会において、「法文学会会則」の改正が行われ、次のような「熊本大学法文学会規則」の制定をみた。

(名 称)

第1条 本会は熊本大学法文学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、熊本大学法文学部内におく。

(目 的)

第3条 本会は、学術研究および教育活動の促進をはかり、あわせて熊本大学法文学部（以下本学部と略称）の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 研究誌「熊本法学」および「法文論叢」に対する財政措置
- (2) 学生の就職斡旋等の助成
- (3) 本学部の発展を促進するための各種事業
- (4) その他本会が必要とみとめる事業

(会 員)

第5条 本会は、本学部専任教官、および学生をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長1名 本学部学部長をもってあてる。
- (2) 理事10名 評議員会の互選により選出し、任期は2年とする。
- (3) 評議員 本学部の専任教官全員をもってあてる。
- (4) 監事2名 評議員会の互選により選出し、任期は2年とする。

〔以下第7条～第10条（機関）（議決方法）（会計）（帳簿）略〕

この規則により、『熊本法学』と『法文論叢』の発行は、それぞれ「熊本大学法学会」と「熊本大学法文学会」の両組織が別個に行う形をとり、雑誌発行以外の事業（就職斡旋の助成や学習用図書の購入等）は法文学会が直接行うこととなった。こうして、既述のように、昭和39年7月に創刊された『熊本法学』は、それ以後毎年2回発行され、昭和54年3月現在第26号の刊行をみている。一方、『法文論叢』は、昭和40年12月発行の第19号から「哲学篇」「史学篇」「文学篇」の形式をとることになり、各学科は1年半ごとに論文を編集し刊行する慣行が確立した。昭和54年3月までに第43号が発行されている。

注 この「法文学会」は、名称は規則改正前の組織と同一であるが、『法文論叢』の発行のみを扱う機関に改められたものである。

なお、昭和54年4月1日文学部と法学部が創設されたことにより、「熊本大学法文学会」の組織は同年6月「熊本大学文学会」と「熊本大学法学部教育研究振興会」に分離改組され、それぞれ会則を定めて新たに発足することになった。

(3) 法文学部同窓会

法文学部同窓会は、第1回の卒業生を送り出した時点で立案され、「会員相互の親睦を図り、母校との関係を密接にすること」(会則による)を目的として、昭和28年4月1日結成発足した。構成員は法文学部教職員(旧教職員を含む)を特別会員とし、卒業生及び在学生在をそれぞれ正会員・準会員としている。発足当初、正会員は437名であった。会則に従って会長には法文学部長を推すことになり、初代会長に原田敏明学部長が就任した。また委員は熊本在住の正会員の中から互選によって23名を選出、さらに理事を特別会員及び委員の中から選出して、高森良人教授・中本滝雄事務長、馬場弘喜・徳富(旧林田)昭(ともに第1回卒)の4名を選んだ。

その後会長は、河原畑・石坂・永松・高野・毛織・石坂・浜田・山田・松本・鎌田の歴代学部長が就任し、また理事も河原畑正行教授(昭和31年～45年)、次いで松本雅明・栗崎了教授と歴代事務長にそれぞれ委嘱、また委員も毎年度数名ずつを互選して加え、現在に及んでいる。

同窓会の歩みをふり返ってみると、その主要な仕事となっているものは会員名簿の発行であって、当初考えられていた会報の発行や五高同窓会との連絡交流等の事業は、成果をみないままに至っている。会員名簿の発行状況を記すと次の通りである。

号数	編集時期	発行年月日	号数	編集時期	発行年月日
1	昭和 31. 1 現在	昭和 31. 3. 1	5	昭和 38. 5 現在	昭和 38. 7. 1
2	32. 2	32. 3. 1	6	42. 10	42. 11. 1
3	34. 1	34. 2. 20	7	48. 2	48. 5. 15
4	36. 1	36. 3. 1	8	52. 3	52. 6. 30

同窓会の総会は、第1回大会を昭和32年2月24日太洋百貨店特別室で開催、石坂会長をはじめ特別会員・正会員約80名が参加して盛況であった。以後、会長在任中(学部長在任中)に最低1回の総会を持つように図りながら計画実施され、現在に至っている。

次に支部の活動状況についてふれておきたい。東京支部……昭和35年ごろから、旧教官であった樋口兼雄教授を中心として、隔年に持たれていた会合を発展させて結成された。昭和46年に第1回の支部大会を開催(120名余出席)、事務局を設置、規約を作成した。その後毎年総会が持たれたが、現在は隔年の開催となっている。昭和52年の第5回総会には、本部から鎌田会長、また東京五高会からも来賓の出席を得て115名が集まった。現在事務局は東京都新宿区新宿1-3-7 トーシンビル 松村正康法律事務所内(電話03-352-9577)、支部長は九鬼義英(第1回生)、特別会員30名、正会員約450名である。

関西支部……関西在住の同窓生の会合から発展した。はじめ有田正三(第1回生。現住友信託銀行名古屋駅前支店)・牛島共一(第2回生)等が中心となって、10～20名くらいの組織であったが、昭和40年以降、川添正実(第3回生)が世話役となって組織づくりに努め、現在に

至っている。当初、会長であった有田正三の名古屋転勤にともない、後任には谷正道（第1回生）を推し、幹事長に川添正実、また各回生から1名の幹事を選出して運営に当たっている。毎年11月に総会を持ち、現在の会員数は約350名、「関西同窓会名簿」が発行されている。連絡先は、

665 宝塚市野上1-5-54（電話0797-71-1810） 川添正実

である。

福岡支部 福岡在住の有志の尽力で、昭和30年代から40年代にかけて数回の同窓会が開かれた。いつも大体50～70名の参会者があるが、支部としての組織はない。今後、組織化の方向で検討中である。なお連絡先は、

815 福岡市南区小笹1-5-5（電話092-531-1252）末藤洋（又は福岡市役所＝092-711-4120）

である。

同窓会の本部事務局には、昭和48年6月から吉田千恵子が勤務し、法文学会関係の仕事兼任して、事務処理に当たっている。

第2節 学部における研究と教育

（昭和54年5月31日現在）

1. 法学科（法科）

（1）通 史

はじめに、法学科の30年史を大略10年ごとの3期に分けて概観しよう。

〔第1期〕昭和24年～34年

法文学部は、旧制第五高等学校文科を母体として発足した。旧五高には社会科学系の科目は「法制経済」ただ一つあるのみであったから、新発足の法文学部に移籍した教官も文科の教官が圧倒的に多く、法学科は憲法及び行政法、刑事法、民事法、商法、政治学、経済学の6講座（ほかに国際法と社会法の授業が行われたが、これは正式の講座として認められていなかった。）で発足はしたものの、五高から移籍の教官は経済学・樋口兼雄、政治学・西口進の2名だけで、発足当初直面した問題は何といても専任スタッフの充足ということであった。当面は各大学から非常勤講師の協力を仰ぐ一方、九大をはじめ他の旧制大学に専任教官の推薦を求めた。その努力の結果、発足年度である昭和24年度中に、刑事法（刑法）・村崎精一、政治学・山内一男、（国際法）・伊藤不二男を迎え、翌25年度には民事法（民法）・伊藤律男、26年度には（社会法）・荒木誠之、経済学・米原七之助、商法・今井宏、27年度には経済学・石塚杉男、

民法法（民法）・海原文雄を迎えて、開学以来3年にして、教官定員12名（6講座分）で実員11名の充足をみたのである。

しかし、ようやく整備された教官組織ではあったが、その後は転出・転入の目立つ流動期に入ることになる。当時、全国的に新制大学が創設され、多くの若い研究者がそれぞれ赴任はしたものの、住宅問題をはじめとする生活諸条件の困難に直面し、研究の面では、粗末な施設・設備と、あまりにもわずかな研究費に、その学問的情熱もしばしば萎える思いを味わされたのであろう。本学でも旧五高の寮を改装して教室・演習室や研究室を作り、寮の食堂をも教室とした。この教室は床がコンクリートで室内に石炭ストーブを入れたが冬は大変寒かった。若い教官の中には研究室に寝泊りし、ここを生活の本拠とする者もあった。研究室の冬の暖房は火鉢一つ、木炭は割当制という生活であったが、そういう中で法学科の研究・教育がスタートしたのである。昭和28年度から31年度までに転出の教官は伊藤不二男、樋口兼雄、今井宏、海原文雄の4名、他方転入は、憲法及び行政法（憲法）・毛織大順、(国際法)・山本草二、商法・西嶋梅治、憲法及び行政法（ソ連憲法）・山之内一郎の4名である。

東京大学社会科学研究所前所長、山之内一郎は、新任早々、学科の充実と質的向上のためということで、法学科の全教官に対して厳格な勤務規律と一層の研修を要求した。このことは学科内に多くの問題をつきつけた。

32年度には憲法及び行政法（行政法）・真砂泰輔、民法法（民法）・須永醇、34年度に（法史学）・鎌田浩が赴任したが、山之内一郎は昭和34年夏東京で死去した。

〔第2期〕 昭和35年～43年

第2期の前半は、法学科にとって基礎固めの時期であった。法学科としての講座の増設は大体この時期になされたといつてよい（第1表参照）。昭和35年度から38年度までの4年間の新任教官は、刑事法第二（刑事訴訟法）・大野平吉、憲法及び行政法（憲法）・高原賢治、民法法第二・阿部徹、(国際法)・森脇庸太、民事訴訟法・富樫貞夫、行政法・尾上実の6名を数えたのに対し、他方、転出は山本草二1名のみであった。こうして、第2期の半ば昭和39年現在の法学科は、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、商法、社会法、国際法、法史学、政治学、経済学の12講座、教官実数18名の規模に達した。もっとも、この拡充が可能となった背後には、学部創設直後から法学部と文学部への分離構想を立てていたこと、そしてそれに沿って法学科充実計画に基づく努力がなされてきたという事情があった。

若い新任教官を迎えて、法学科内では各種の研究会在に活動し、学部の教官会や各種委員会でも法学科の発言力は次第に高まっていった。従来は、ともすれば、法科対文科という1対1の関係よりは、法と哲・史・文の、1学科対3学科という扱いをうけてきたのであるが、このような状況は、この年教養部の創設に伴い大量の文科教官がそちらに移籍したこともあって、次第にウェイトの増大の方向に向かった。

話はさかのぼるが、昭和38年までは法学科各教官の学内での研究発表は、法文学部一本の学会としての法文学会の機関誌『法文論叢』でなされていたのであるが、そろそろ文科とは別個に機関誌をもとうという機運が高まり、この年にいって法学科独自の学会（熊本大学法学会）を創立し、翌39年新しい機関誌『熊本法学』が創刊された（その経緯の詳細については後述する）。これも法学科の新しいエネルギーの盛り上がり結実したものにはかならない。このような情勢変化のなかで、毛織大順が法文学部発足以来はじめて法学科から学部長に就任した。

第2期の後半になるとまた転出者が増加することになる。昭和40年1月から43年度一杯の4年3か月間の異動は、転出及び退官教官が須永醇、村崎精一、真砂泰輔、山内一男（教養部への転出）、西嶋梅治、高原賢治、阿部徹、荒木誠之、米原七之助（定年退官）の9名に上ったのに対し、新任は、商法・島十四郎、民法・宮内竹和、刑法・田中久智、商法・植村啓治郎、行政法・竹内重年の5名であった。

この段階の学生運動について見ておこう。この期の学生運動は、第3期における全国的学園紛争からみれば、まだ前哨戦とでもいうべきものであった。第2期後半に学生は法文学部自治会の創設に向けて活動を展開し、特にセクト間のヘゲモニーをめぐる争いがあったが、結果においてどのセクトも学部学生全体を組織することに失敗した。その当時、法学科学生の活動はむしろ、無料法律相談を中心活動とし、全日本学生法律討論会などにも積極的に参加してきた「熊法会」や、新たに司法試験を目指して互いに切磋琢磨するために創立された「志法会」、毎年3年生を主体とし相当数の学生が大学祭の催しの一環として企画する「模擬裁判」などにその主力が注がれていた。そうしてこの時期最後の昭和43年には、法学科学生の大半が署名をもって、(1)法学科学生専用の閲覧室を設けること、(2)3年次指定の専門科目が多すぎるので、カリキュラムを再検討し、若干の科目を2年次ないし4年次に振り分けること、(3)4年次生のみ開設されている演習を3年次生にも開設すること、などを要求し、これらはいずれも法学科の教官会議である法科協議会で受け容れられて実現されることとなった。

〔第3期〕 昭和44年～53年

第3期は全国的な大学紛争ではじまる。熊本大学でも「熊本大学生生活協同組合」の水光熱費問題を発端として急速に拡大し、大学の諸制度、教官の研究教育の姿勢にまで争点が及んだ。法文学部も、学生の投票によりストライキに入った。この混乱のさなか昭和44年に赴任した教官は、社会法（労働法）・清水一行、刑事訴訟法・篠倉満、経済学・荒井勝彦である。

44・45年にわたって紛争が長びき激化する中で、それまで比較的まとまりの良かった法学科学生の間にも次第に相互の反目が生じ、亀裂を深めたのみならず、教官相互間にも互いの教育観・価値観に基づく感情的対立を惹起したことは否めなかった。しかし、熊本大学の紛争の一つの特色はセクト色の稀薄なことであり、他大学において流血の内ゲバが繰り返され、また何人もの教官が或いは辞職し、或いは罷免させられたのに比すれば、まだしも打撃は少なかった

といえよう。

紛争直後から第3期半ばの48年までの新任者は、刑法（法哲学）・中村直美，民法・浦本寛雄，法史学・若曾根健治であり，転出者はいない。紛争の後遺症からできるだけ早く立ち直るべく教官も学生も努力したが，その中で昭和47年度から大学院法学研究科（修士課程）が発足したことは法学科の教官学生全体を力づける出来事であった。昭和49年までに法学科は前記12講座の中で，民法が民法第一，民法第二，商法が商法第一，商法第二の，それぞれ2講座ずつに分かれ，合計14講座，教官定員（助手を除く）28名の規模に達した。

昭和49年から53年までの新任教官は，経済学・岩根徹，政治学・木村宏恒，社会法・平井勝彦，商法第二・正井章彦，刑事訴訟法・中村秀次の5名，転出及び退官教官は毛織大順，大野平吉，伊藤律男（定年退官），島十四郎の4名である。

昭和54年度法学部独立に伴い組織も大幅にかわり，講座制も大講座制となった。新学部発足早々新任者3人，公法（行政法）・海老沢俊郎，民事法（国際私法）・矢沢昇治，基礎法学（法社会学）・吉田勇が赴任した。

（2）組 織

a. 講座と教官

専任教官：法学科創設時より昭和54年法学部創設にいたるまでの，講座の変遷について，講座名称とそれに所属して教育の任にあたった教官名を表示すれば第1表の通りである。（氏名の下に附した数字は就職，退職，移籍又は死亡の年月日を，また（教），（助教），（講），（助）と記してあるのは，それぞれ教授，助教授，講師又は助手として，その年月日に就職，又はその年度内に昇任したことを示す。）

次に第1表に記された専任教官の研究活動についてのべる。教官数43名にのぼるので簡略に述べざるを得ないのであるが，各教官が本学科あるいは本学部在職中に（例外的に本学赴任前に行った研究を，(1)研究分野，そのうち特に力を注いだ分野，(2)主要論文，(3)著書，に分けて述べれば次の通りである。（本学への赴任の順序にのべる。）

樋口兼雄 (1) 経済学。

西口 進 (1) 政治学。米国の政党，特にその起源についての研究。その後，英国政治思想史，主として，ペンタム，ミル父子の議会政治論の研究。 (2) 「J. S. ミルの政治思想の階級的性格」、『熊本法学』4号，昭40。「ペンタムの政治思想の階級的性格」，竹原良文編『フランス革命と近代政治思想の転回』，昭48。草薙書房。

村崎精一 (1) 刑法。 (2) 「犯罪学と刑法学との聯関についての一考察」(-)(-)，『法文論叢』5，8号，昭28。昭31。「刑法第190条についての一考察」『法文論叢』10号，昭33。「刑罰法規の時間的適用範囲について」『法文論叢』13号，昭36。

山内一男 (1) 政治学。 (2) 「唯物史観における二三の問題一歴史のとらえ方に関連し

て』『法文論叢』14号, 昭37。

伊藤不二男 (1) 国際法。国際法学説史の研究, 特にスアレスの国際法理論の研究。 (2) 「フランススコ・スアレスの国際法の基礎理論」『国際法外交雑誌』49巻5号, 昭25。「フランススコ・スアレスの正当戦争論」(1)(2), 『国際法外交雑誌』52巻3号, 昭28。

伊藤律男 (1) 民法。 (2) 「鉱害賠償の私法的考察」『法文論叢』6号, 昭29。「損害賠償に於ける債務不履行と不法行為への一考察」『法文論叢』8号, 昭31。「鉱害賠償の具体的発展について」『法文論叢』11号, 昭34。

荒木誠之 (1) 労働法と社会保障法。特に不当労働行為論, 労災補償論および社会保障の基礎的法理論。 (2) 「労災補償の生活保障理論」『労働法』42号, 昭37。「社会保障の法的構造」(1)(2), 『熊本法学』5号, 昭40。6号, 昭41。「労災補償と社会保障」『民商法雑誌』54巻2号, 昭41。 (3) シェーンフィールド原著『高齢者のための社会保障』共訳, 昭34。東洋経済新報社。『日本の社会保障』昭41。同文館。

米原七之助 (1) 財政学。 (2) 「租税原則論の一考察」『経済学研究』3巻4号, 昭8。「財政の性質」『経済学研究』4巻4号, 昭9。「投資誘因と所得税」『経済学研究』11巻1号, 昭16。「累進税の一考察」『経済学研究』13巻1号, 昭20。

今井 宏 (1) 商法。特に会社法。 (2) 「株式会社における会計監査担当者の選任と地位」(1)(2), 『民商法雑誌』28巻5, 6号, 昭29。「取締役による株式の不当取引」『法文論叢』6号, 昭29。

石塚杉男 (1) 理論経済学。特に経済成長論の研究, その後, 資本理論の学説史的研究。 (2) 「経済成長理論の研究」(1)~(5)『法文論叢』15号, 昭38。『熊本法学』4号, 昭40。6号, 昭41。12号, 昭43。13号, 昭43。「続・経済成長理論の研究」(1)(2), 『熊本法学』15号, 昭45。18号, 昭46。19号, 昭47。「オーストリア学派資本理論をめぐる論争と新オーストリア理論」(1)~(3), 『熊本法学』24号, 昭50。25号, 昭51。26号, 昭52。

海原文雄 (1) ローマ法とイギリス法の比較を中心とする私法史。特に財産法の発達過程の研究。 (2) 「譲渡抵当の歴史的考察—英法を中心として」『法文論叢』5号, 昭28。「英法における信託の起源」『法制史研究』6号, 昭30。「時効の本質に関する一考察—ローマ法と英法」『法文論叢』7号, 昭30。

毛織大順 (1) 政治学。特に政治思想史, 憲法学。 (2) 「ボーダン=最良の国家形態論」『法文論叢』7号, 昭30。「ボードンの同時代人たち—絶対主義形成期のフランス神権論」『法文論叢』11号, 昭34。「ボードンの混合政体論」『熊本法学』11号, 昭42。

山本草二 (1) 国際法。特に海洋法, 国際通信法, 宇宙法などの基礎的実証的研究。 (2) 「セルデン海洋論の実証的根拠」『法文論叢』7号, 昭30。「中世海洋国際法概念とその変容—トランデンシラス条約(1494年)の成立をめぐる—」『法文論叢』9号, 昭32。「排他的

漁業権概念の歴史的展開『国際法外交雑誌』58巻3, 4号, 昭34。

西嶋梅治 (1) 商法。特に責任保険法の研究。(2) 「被害者の直接請求権」(1)~(3), 『法文論叢』9号, 昭32。10号, 昭33。13号, 昭36。(3) 『責任保険法の研究』, 昭43。同文館。

山之内一郎 (1) ソ連憲法の研究。

真砂泰輔 (1) 行政法。特にイギリス行政法の研究。(2) 「イギリス行政訴訟の特質」『公法研究』24号, 昭37。「英法における行政行為の瑕疵」(1)~(5), 『熊本法学』8~12号, 昭42~43。「直接請求制度」『行政法講座』第5巻, 昭40。有斐閣。(3) 『行政法の基礎知識』共著, 昭41。有斐閣。

須永 醇 (1) 民法。(2) 「法律学に所謂“自由な意思”について」『法文論叢』10号, 昭33。「共有林野制度に関する一考察」『法文論叢』12号, 昭35。「いわゆる事実的契約関係と行為能力」『熊本法学』1号, 昭39。

鎌田 浩 (1) 日本法制史。特に幕藩法の研究(支配機構, 刑法, 家族法などを中心に)。(2) 「近世武士相続法の特徴」『法制史研究』13号, 昭38。「幕藩体制における家支配の原理」『熊本法学』2号, 昭39。「熊本藩の支配機構」(1)~(3), 『熊本法学』16号, 昭45。18号, 昭46。19号, 昭47。(3) 『幕藩体制における武士家族法』昭45。成文堂。『藩法集7熊本藩』昭41。創文社。

大野平吉 (1) 刑法。特に共犯論および可罰的違法性の理論の検討。(2) 「可罰的違法性の理論について」(1)~(12), 『判例タイムズ』228~325号, 昭44~50。“Über den gegenwärtigen Stand der Strafrechtswissenschaft in Japan” *ZStW*. 79 Bd. “Die Schuldlemente im Strafrecht”, *Strafrecht und Strafrechtsreform*, 1974。(3) 『共犯の従属性と独立性』昭39。有斐閣。

高原賢治 (1) 憲法。(2) 「アメリカにおける警察権能と公用収用権」『法文論叢』14号, 昭37。「アメリカにおける損失補償の諸問題」『熊本法学』1号, 昭39。「イギリスにおける損失補償」(-), 『熊本法学』9号, 昭42。

阿部 徹 (1) 民法中家族法。特に離婚原因や親子間の利益相反行為に関する解釈学的研究。(2) 「破綻主義理解に関する一疑問」『法文論叢』15号, 昭38。「離婚請求棄却事由について」『熊本法学』5号, 昭40。「親子間の利益相反行為」『民商法雑誌』57巻1, 3号, 昭42。(3) 『注釈民法』(2)共著, 昭41。有斐閣。

森脇庸太 (1) 国際法。特に国連集団保障, 国際機構, 海洋国際法の研究。(2) 「集団的自衛の法理」(1)(2), 『国際法外交雑誌』62巻3, 5号, 昭38。(3) 高野雄一編『国際司法裁判所』共著, 昭40。東大出版会。田畑茂二郎編『国際連合の研究』第3巻, 共著, 昭41。有斐閣。

富樫貞夫 (1) 民事訴訟法。特に訴権論の学説史的研究。昭和44年以降水俣病問題の調査研究にも従事。(2) 「ドイツ訴権論の成立過程」『民事訴訟雑誌』11号, 昭39。「権利保護請求権説の形成」『熊本法学』4号, 昭40。「権利保護要権論について」『熊本法学』27号, 昭53。「水俣病訴訟の問題点」『法学セミナー』176号以下, 昭45~46。

尾上 実 (1) 行政法。現代行政における行政手続の整備の必要性の立証。(2) 「オーストリア行政手続法の輪郭と問題点」『ジュリスト』212号, 昭35。「オーストリア行政手続法の問題点」『公法研究』23号, 昭36。(3) 成田, 南, 園部編『行政法講義』上巻, 共著, 昭44。青林書院新社。杉村, 山内編『行政法辞典』共著, 昭47。ぎょうせい。南, 原田, 田村編『行政法』(2) (有斐閣双書)。共著, 昭48。有斐閣。

島十四郎 (1) 商法。特に海商法, 海上保険法, 手形法の研究。(2) 「保険委付の法的構成」『熊本法学』3号, 昭40。「保険委付の権利移転的効力について」『熊本法学』10号, 昭42。「保険証券—指図式運送保険証券の有価証券性」石井照久先生追悼論集『商法の諸問題』所収。昭49。有斐閣。「旅行あつ旋業の法的性格」鈴木竹雄先生古稀記念論集『現代商法学の課題』上, 所収, 昭50。有斐閣。(3) 『注釈会社法』(8)のI, 昭44。(1), 昭46。(7), 昭46。有斐閣『商法講義 (総則, 商行為)』昭45。青林書院新社。『保険・海商法』昭47。青林書院新社。

宮内竹和 (1) 民法, 財産法。特に消費者保護法制の法社会学的・法解釈学的研究。その他阿蘇地方の入会権の調査研究にも従事(『熊本法学』10号) (2) 「自動車抵当と所有権留保」『熊本法学』7号, 昭41。「割賦販売の実態と法律問題」, 『ジュリスト』382号, 昭42。「公務員個人に対する損害賠償請求」『民法学の現代的課題』昭47。岩波書店。「譲渡担保の法的構成」『法学セミナー』235号, 昭50。(3) 『民法 I (判例と学説2)』共著, 昭52。日本評論社。『演習民法 (総則・物権)』共著, 昭49。青林書院新社。『親族・相続事故百科』共著, 昭49。金融財政事情研究会。

田中久智 (1) 刑法。特に規範的構成要件要素の研究(刑法哲学, 故意・錯誤論, 猥褻性, ビラ貼りと建造物・器物損壊罪などに関する研究も含む)。(2) 「規範的構成要件要素の研究」『法政研究』31巻5・6合併号, 昭40。「文芸裁判と猥せつ概念—猥せつ概念の歴史的・社会的考察」『刑法雑誌』16巻1号, 昭43。「文芸裁判と猥せつ概念—『悪徳の栄え』事件の最高裁判決をめぐって」『ジュリスト』443号, 昭45。「規範的構成要件要素とは何か」『法学教室』(第2期)8号, 昭50。(3) 『判例研究刑事法 (上巻)』共著, 昭40。法律文化社。『刑法概説 I (総論)』共著, 昭42。有斐閣。『刑法概説 II (各論)』共著, 昭42。有斐閣。『刑法演習問題55講』共著, 昭47, 一粒社。『判例演習講座 刑法 I (総論)』共著, 昭47。世界思想社。『判例演習講座 刑法 II (各論)』共著, 昭47。世界思想社。『判例と学説 8 刑法 II』共著, 昭52。日本評論社。

- 植村啓治郎 (1) 商法。特に会社法・社債法および証券法の研究。(2) 「社債権者に対する議決権の賦与」『熊本法学』14号, 昭44。「アメリカ社債法における社債権者の経営参加」『高田源清教授還暦記念・商法・経済法の諸問題』昭47。評論社。「株主総会決議不存在確認の訴の適否」『学説と判例・商法Ⅰ』昭52。日本評論社。(3) 『商法(会社法)講義』共著, 昭45。青林書院新社。『注釈会社法』第7巻(社債)共著, 昭46。有斐閣。『商法総則・商行為法(商法講義Ⅰ)』共著, 昭50。法律文化社。『会社法(商法講義Ⅱ)』共著, 昭50。法律文化社。『手形法・小切手法(商法講義Ⅲ)』共著, 昭50。法律文化社。『判例コンメンタル・商法Ⅰ(会社)』共著, 昭52。三省堂。『商法総則』共著, 昭53。青林書院新社。『日本企業立法史』共著, 昭53。法律文化社。
- 竹内重年 (1) 憲法。行政法。特に議会制民主主義における政党の憲法的機能とその法的規制をめぐる諸問題の研究。(2) 「西ドイツ政党法について」『ジュリスト』396号, 昭43。「西ドイツ政党法とその若干の問題点」『公法研究』30号, 昭43。日本公法学会。「西ドイツにおける政党の憲法的地位」『熊本法学』17号, 昭46。「議政と直接民主制」『公法研究』39号, 昭52。日本公法学会。(3) 『法治国における統治行為』共訳, 昭39。早稲田大学比較法研究所。
- 清水一行 (1) 労働法。特に労働協約理論の研究。(2) 「相対的平和義務と遵守義務(履行義務)との関連性について」『労働法』21号, 昭38。「労働組合の政治活動」『労働法』35号, 昭45。「ユ・シ協定による解雇をめぐる諸問題—最近の判例を契機として—」『労働判例』228号, 昭50。
- 篠倉 満 (1) 刑事訴訟法。特に英米の大陪審制度とわが国の検察審査会制度の研究。(2) 「アメリカの大陪審とわが国の検察審査会制度」『法学セミナー』199号, 昭47。「英米の小陪審制度と大陪審制度」『法学セミナー』211号, 昭48。
- 荒井勝彦 (1) 労働経済学。特に労働市場, 雇用, 賃金に関する理論的, 政策的の研究。(2) 「労働市場の構造」『熊本法学』19号, 昭47。「労働市場構造の分析」内海洋一編『労働経済の理論』昭49。有信堂。「労働供給の理論について」『熊本法学』25号, 昭51。
- 中村直美 (1) 法哲学。特に刑法における行為概念の研究より進んで, 最近では事物の本性論の研究。(2) 「刑法における行為概念の意味・機能」『法政研究』37巻3・4合併号, 昭46。「法学における事物の本性論」『熊本法学』20号, 昭48。「事物の本性概念の『否認論』について」『法哲学年報』「法と倫理」昭51。有斐閣 (3) 萩野芳夫編『教養法学』共著, 昭51。法律文化社。
- 浦本寛雄 (1) 民法, 特に相続形態と遺産管理の法制度論。(2) 「中世イギリス, ケント地方のガヴェルカイント保有態様」『熊本法学』21号, 昭48。「熊本県における家督相続復活決議と農家相続」(共同研究)『熊本法学』26号, 昭52。「法律学からみた親子関係」

- 『講座家族』2巻, 昭50。弘文堂。 (3) 『民法講義7 (親族)』共著, (有斐閣大学双書) 昭52。有斐閣。『親族法・相続法』共著, (青林双書)。昭49。青林書院新社。『新版親族相続法』共著, 昭50。自由国民社。
- 若曾根健治 (1) 西洋法制史。特にドイツ領邦国家史の研究。 (2) 「領邦ティロール都市部における租税制度」『社会経済史学』42巻1号, 昭51。「ラントフラーゲ考—ドイツ中世刑事訴訟法史の一断面」世良教授還暦記念『法と権力の史的考察』所収, 昭52。創文社。
- 岩根 徹 (1) 経済学。特に金融論・財政学。 (2) 「租税の帰着について—一試論」『熊本法学』24号, 昭50。「法人税と価格」『熊本法学』25号, 昭51。「わが国の公立病院について—病院行動の理論と実証的研究」『大阪大学経済学』25巻4号, 昭51。「わが国における拘束性預金について—銀行貸出行動の理論と担保としての拘束性預金」『熊本法学』27号, 昭53。
- 木村宏恒 (1) 国際政治学。特に戦後世界と開発途上国 (インドネシア, フィリピン) の動向の研究。 (2) 「マルコスとフィリピン政治の転換」『国際政治』57号, 昭52。「インドネシア革命論の一視角」『政治研究』21号, 昭48。 (3) 『現代フィリピンの政治構造』共著, 昭52。アジア経済出版会。
- 平井勝彦 (1) 労働法及び社会保障法の研究。 (2) 「労働組合内部の懲罰処分に関するイギリス法理」『九大法学』28号, 昭49。「過疎地域における社会福祉の実態」共同執筆, 『産業労働研究所報』62号, 昭49。 (3) 『現代社会福祉の課題』共著, 昭50。法律文化社。
- 正井章榘 (1) 商法。特に企業法の研究。 (2) 「『企業自体』の理論について」『六甲台論集』22巻4号~23巻2号, 昭51。「西ドイツにおける『企業法』の議論について」『民商法雑誌』75巻4号, 昭52。「西ドイツにおける株主構成」(その2), 共同執筆, 『インベストメント』30巻4号, 昭52。
- 中村秀次 (1) 刑法。特に刑事責任論の研究。 (2) 「英米に於る刑事責任能力の理論と実際」『九大法学』30号, 昭50。「アメリカに於る刑事責任論の現状」『九大法学』33号, 昭52。
- 海老沢俊郎 (1) 行政法。特に行政手続論および行政契約論。 (2) 「行政における偏頗の法理」『北九州大学法政論集』1巻創刊号, 昭49。「西ドイツにおける行政手続法制の展開」(1)~(4), 『北九州大学法政論集』2巻2号, 昭49。2巻4号, 昭50。4巻2号, 昭51。5巻1号, 昭52。「行政手続の瑕疵の治癒」『北九州大学法政論集』4巻1号, 昭51。 (3) 『行政法(2)』(有斐閣新書) (共著), 昭55 (予定)。有斐閣。
- 矢沢昇治 (1) 国際私法。特にフランス国際民事訴訟法における外国判決の承認・執行。 (2) 「フランス国際私法における養子縁組の変遷」『東北法学』1号, 昭51。「国際私法に

における Public Policy について』『東北法学』2・3合併号, 昭54。

吉田 勇 (1) 法社会学。特に法社会学理論史および方法論 (2) 「マックス・ヴェーバー「法社会学」における「形式合理的」法思考の問題性をめぐって」(1)~(8)完, 『産業労働研究所報』58・59合併号, 昭48。60号, 昭48。61号, 昭48。62号, 昭49。63号, 昭49。66号, 昭50。67号, 昭51。68号, 昭51。「法意識」についての若干の覚書—主に初期川島法社会学を中心として—『産業労働研究所報』64・65合併号, 昭50。「ヴェーバーの「合法的支配」概念についての一考察」『法政研究』42巻4号, 昭51。「沖縄における高齢者問題の現状—主要な老人福祉対策との関連で」(1)~(2)未完, 『産業労働研究所報』72号, 昭53。73号, 昭54。

非常勤の教官：しかしながら法学科の教育がこれらの専任教官のみによって行われたわけではなく、多数の非常勤講師、場合によっては併任教授の援助協力があったことを忘れてはならない。特に新制大学として創設されたはじめの頃にそうであったのであるが、教官組織がある程度充実したその後の時期においても、なお毎年度10名を超える非常勤講師による講義が行われているのである。学外からの非常勤講師（本学の旧職員を除く）で5年度以上にわたって授業をお願いした方々の氏名、本学での担当科目、及び当時の本務を掲げるならば、次の通りである。

第2表

氏名	担当科目	当時の本務	氏名	担当科目	当時の本務
青山 道夫	民法	九州大学教授	林田 和博	憲法, 行政法	九州大学教授
井上 正治	刑事訴訟法	同上	浜田 一男	商法	九州大学教授
久保 正幡	西洋法制史	国学院大学教授	平野 龍一	刑事訴訟法 刑法	東京大学教授
栗村 雄吉	経済原論 経済政策	九州大学教授	舟橋 諄一	民法	九州大学教授
杉村 敏正	行政法	京都大学教授	水波 朗	法哲学 国法学	九州大学教授
高崎 久	貨幣金融論	大分大学教授の ち福岡大学教授	矢尾 次郎	貨幣金融論	神戸大学教授
高田 源清	経済法	九州大学教授の ち福岡大学教授	吉田 道也	法制史 ローマ法	九州大学教授の ち北九州大学教授
中野貞一郎	民事訴訟法	大阪大学教授			

b. 学科運営

法学科は、法文学部の1学科にすぎないが、学科固有の問題については、次のような常設の諸機関を設置して、独自の学科運営を行った。主な常設機関は次の通りである。

法科協議会：法学科所属の講義担当教官全員をもって構成する、法学科最高の意思決定機関。法制上は非公式であるが、実質上法学科の教授会に相当する。したがって、そこでの審議事項は、学科固有の研究上、教育上のあらゆる問題に及ぶ。会議は、法科主任が招集し、現員の3分の2以上の出席によって成立する。隔週の木曜日午後3時10分より開催するのが、慣例となっていた。

法科主任：法学科の責任者。熊本大学法学会会長を兼務するほか、法学科から学部長を選出していないときには、大学院法学研究科長をも兼ねる。法科主任の選考は、法科協議会における選挙による。教授のみが被選挙権を有し、法科協議会構成員による単記無記名投票の結果、有効投票の過半数の支持を得た者が就任する。当初、その任期は2年とされていたが、昭和48年4月19日以降1年に短縮された。ただし、再任を妨げない。

書 記：法科主任を補佐して、法科協議会の運営にあたり、法科協議会の議事録を作成する。原則として着任順に1年間就任する、との慣行が成立していた。

教務委員会：通常3名の委員から成り、(イ)法学科の開講科目及び担当教官、(ロ)授業時間割及び期末試験時間割の編成、(ハ)卒業見込者の及落判定などに関する各原案を作成し、法科協議会に提案する。

図書委員会：通常3名の委員から成り、図書室助手を指揮・監督して、法科図書室の管理・運営にあたるほか、(イ)図書予算の配分、(ロ)図書室助手の人事、(ハ)共通図書の選定、(ニ)図書室備品の購入などに関する各原案を作成し、法科協議会に提案する。

編集委員会：2、3名の委員から成り、熊本大学法学会発行の機関誌「熊本法学」の編集にあたる。

会計・親睦委員会：2、3名の委員から成り、熊本大学法学会及び法科親睦会の会計・経理を担当するほか、法学科教官の歓送迎会及び法学科恒例の忘年会などの会合を企画し、幹事役をつとめる。

就職選考委員会：通常3名の委員から成り、法学科卒業見込学生の就職を促進するため、(イ)学生向け就職ガイダンスの開催、(ロ)東京地区及び大阪地区あるいは地元などの主な企業への就職開拓のための挨拶回り、(ハ)企業から学校推せんの依頼を受けた場合の応募学生の推せん順位の決定などにあたる。

(3) 教 育

a. カリキュラムの変遷

法学科の専門課程のカリキュラムの歴史は、昭和34年入学の学生までとそれ以後の、二期に大きく分けることができるように思われる。かりにそれを第一期、第二期と呼ぶこととして、それぞれの特徴について簡単にのべることとする。

先ず第一期においては、専攻が「法律専攻」と「政治専攻」の二つに分けられ、それぞれの専攻別に必修科目の単位数（このうち何単位かは「選択してかならず履修しなければならない」とされていた）と選択科目の単位数が定められ、卒業のためには、本学部に通算4年以上在学し、教養課程で取得する単位（一般教養科目—39年より一般教育科目とよばれるようになった—36単位、外国語16単位、体育4単位）のほか、専門課程の必修科目及び選択科目をあわせて68単位を取得しなければならなかった。

第二期においては、法律専攻、政治専攻の代りに、第一類（主として司法部門専攻）、第二

類（主として行政部門専攻）及び第三類（主として政治、経済部門専攻）の類別を採用し、各類についてそれぞれ必修単位数、選択必修単位数及び選択単位数が定められ、第一期とほぼ同様の教養単位数のほか、定められた各類別の合計単位数を取得することが卒業の要件となった。

なお第一期、第二期とも、それぞれの期間内に授業科目についての変更がたびたびあったのであるが、その詳細についてはのべない。大体的変遷の方向を知ることができるように、第一期の最後の年度（昭和34年度）、第二期の最初の年度（昭和35年度）、及び法学部発足の前の年度（昭和53年度）の授業科目表を掲げれば、それぞれ第3表、第4表、第5表のとおりである。

第3表 昭和34年度 法学科履修科目単位数

	科 目	単 位 数	法 律 専 攻		政 治 専 攻		備 考
			必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	
法	憲 法	4	4		4		
	行政法一部	4	4		4		
	行政法二部	4	4		4		
	国際法一部	4	④		4		
	国際法二部	4		4	4		
	刑法一部	4	4		④		総 論
	刑法二部	4	4			4	各 論
	刑事訴訟法	4	4			4	
	民法一部	4	4		4		総 則
	民法二部	4	4		4		物権 担保物権
	民法三部	4	4		4		債権総、各論
	民法四部	4		4		4	親族 相続
	民事訴訟法一部	4	4			4	
	民事訴訟法二部	4		4			強制執行
	商法一部	4	4		④		総則 会社
	商法二部	4	4			4	商行為 手形
	労働法	4	④		4		
社会保障法	2		2	②			
経済法	2		2	②			
国際私法	2		2		2		
外国民法	4		4		4		
外国法理学	4		4		4		
外国法史学	4		4		4		
刑法史学	4		4		4		
法医学	4		4		4		
政 治 学	政治原論	4	④		4		
	政治思想史	4		4	④		
	政治史	4		4	④		
	外交史	4		4	④		
	国際政治学	4		4		4	
社会学	4		4		4		

	科 目	単 位 数	法 律 専 攻		政 治 専 攻		備 考
			必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	必 修 単 位 数	選 択 単 位 数	
経 済 学	経 済 原 論	4	④		4		
	貨 幣 論	4		4		4	
	金 融 論	4	④		④		
	国 際 経 済 学	4		4		4	
	経 済 史	4		4		4	
	経 済 政 策 学	4		4		4	
	社 会 政 策 学	4		4		4	
	財 政 学	4	④		4		
外 国 書 講 読 特 殊 講 義 演 習	経 済 統 計 学	4		4		4	
		4		4		4	
		4	4		4		
計	170	52	94	52	90		

○必修単位数欄で○で囲んだのは選択必修科目の意で

○上記の科目の内年度により開講しないものもある。

△法律専攻にあっては24単位中8単位を選択してかならず履修しなければならない。

△政治専攻にあっては28単位中10単位を選択してかならず履修しなければならない。

○以上の科目中あるものは年度によっては開講しないことがある。

第4表 昭和35年度 法学科履修科目単位数

	単 位	第 一 類		第 二 類		第 三 類		備 考
		必	選	必	選	必	選	
憲 法	4	4		4		4		
行政法第一部	4	④		4		④		
" 第二部	4		4	4		④		
国際法第一部	4	④		4		4		
" 第二部	4		4	④		④		
刑法第一部	4	4		4		④		
" 第二部	4	4		④		④		
刑事訴訟法	4	4			4		4	
民法第一部	4	4		4		4		
" 第二部	4	4		4		4		
" 第三部	6	6		6		6		
" 第四部	4	4			4		4	
民訴第一部	4	4			4		4	
" 第二部	4	4			4		4	
破産法	2		2		2		2	
商法第一部	4	4			4		4	
" 第二部	4	4			4		4	
労働法	4	④		4		④		
社会障 碍法	2		2	②			2	
経 済 法	4		4	④			4	

	単 位	第 一 類		第 二 類		第 三 類		備 考
		必	選	必	選	必	選	
刑 事 学	4		4		4		4	
法 哲 学	4		4		4		4	
国 法 学	4		4		4		4	
国 際 私 法	2		2		2		2	
法 制 史	4		4		4		4	
法 医 学	2		2		2		2	
外 国 法(英米)	4	④		④			4	
〃 (ソ連)	4	④		④			4	
ロ - マ 法	4		4		4		4	
法 社 会 学	4		4		4		4	
政 治 原 論	4		4	4		4		
政 治 思 想 史	4		4		4		4	
政 治 史	4		4		4	4		
外 交 史	4		4		4	4		
国 際 政 治 論	4		4		4		4	
行 政 学	4		4	④			4	
比 較 政 治 制 度 学	4		4		4		4	
社 会 学	4		4		4		4	
經 济 原 論	4		4	④		4		
貨 幣 金 融 論	4		4		4	4		
国 際 經 济 論	4		4		4		4	
經 济 史	4		4		4		4	
經 济 政 策	4		4		4	④		
社 会 政 策	4		4		4	④		
財 政 学	4		4	4		4		
統 計 学	4		4		4		4	
外 書 講 読 習	4		4		4		4	
演 習	4	4		4		4		

第5表 昭和53年度 法学科履修科目単位数

	単 位	第 一 類		第 二 類		第 三 類		備 考
		必	選	必	選	必	選	
基 礎 法 学	4							
憲 法 学	4	4		4		4		
国 法 学	4		4	4		④		
行 政 法 I	4	④		4		④		
〃 II	4	④		4		④		
刑 法 I	4	4		4		④		
〃 II	4	4		④		④		
刑 事 訴 訟 法	4	④		④			4	

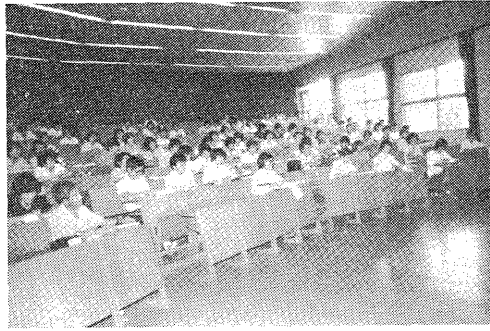
	単 位	第 一 類		第 二 類		第 三 類		備 考
		必	選	必	選	必	選	
刑 事 学	4		4		4			本年度開講せず
民 法 I	4	4		4		4		
" II	4	4		4		4		
" III	4	4		4		4		
" IV	4	4		4		4		
" V	4	4		④			4	
民事訴訟法 I	4	④		④			4	本年度開講せず
" II	4	④			4		4	
破 産 法	4		4		4		4	本年度開講せず
商 法 I	4	4		④		④		
" II	4	4		④		④		
" III	4	④			4		4	
" IV	4		4		4		4	本年度開講せず
勞 働 法	4	④		4		4		本年度開講せず
社会保障法	4		4	④			4	
国 際 法 I	4	④		4		4		本年度開講せず
" II	4	④		④		④		
国 際 私 法	4		4		4		4	本年度開講せず
外 国 法	4		4		4		4	
日 本 法 制 史	4	④			4		4	本年度開講せず
西 洋 法 制 史	4	④			4		4	
ロ - マ 法	4		4		4		4	本年度開講せず
政 治 原 論	4	④		4		4		本年度開講せず
政 治 思 想 史	4		4		4	4	4	
政 治 史	4		4	④		4		本年度開講せず
外 交 史	4		4		4	④		
国 際 政 治 学	4		4		4		4	本年度開講せず
行 政 学	4		4	④			4	本年度開講せず
比較政治制度論	4		4		4		4	
経 済 原 論	4	④		4		4		本年度開講せず
国 際 経 済 論	4		4		4	④		
財 政 学	4		4	④		4		本年度開講せず
貨 幣 金 融 論	4		4	④		4		
経 済 史	4		4		4		4	本年度開講せず
社 会 政 策	4		4	④		④		
経 済 政 策 学	4		4	④		④		本年度開講せず
法 哲 学	4	④			4		4	
法 社 会 学	4	④			4		4	本年度開講せず
法 医 学	4		4		4		4	
経 済 法 学	4		4	④			4	本年度開講せず
経 営 学	4		4		4	④		本年度開講せず
統 計 学	4		4		4		4	本年度開講せず
外国書講読(独)	4	④		④		④		本年度開講せず
" (英)	4	④		④		④		
" (英)	4	④		④		④		

	単 位	第 一 類		第 二 類		第 三 類		備 考
		必	選	必	選	必	選	
〃 (英)	4	④		④		④		内1科目4単位必修
〃 (英)	4	④		④		④		
〃 (英)	4	④		④		④		
〃 (英)	4	④		④		④		
憲法演習	4	4		4		4		
行政法演習	4	4		4		4		
刑法演習	4	4		4		4		
刑事訴訟法演習	4	4		4		4		
民法演習	4	4		4		4		
民事訴訟法演習	4	4		4		4		
商法演習	4	4		4		4		
国際法演習	4	4		4		4		
労働法演習	4	4		4		4		
政治学演習	4	4		4		4		
経済学演習	4	4		4		4		
日本法制史演習	4	4		4		4		
西洋法制史演習	4	4		4		4		
憲法基礎演習	4		4		4		4	
民法基礎演習	4		4		4		4	
法哲学基礎演習	4		4		4		4	
経済学基礎演習	4		4		4		4	
労働法基礎演習	4		4		4		4	
刑法基礎演習	4		4		4		4	
刑訴法基礎演習	4		4		4		4	

b. 基礎法学

上表(第5表)のなかで基礎法学という科目は、いわゆる「くさび型教育」が本学において実施されるようになった際に、法学科の専門教育科目(以下専門科目という)として新設されたものであり、昭和51年度から開講されている。従来1年次の法学科の学生は一般教育科目として「日本国憲法」、「法学」という法律系科目を履修し単位を取得することはできたが、専門科目としての法律系科目についてはそれが可能でなかった。そこでくさび型教育の理念のもとに一般教育課程の学生が1年次から専門科目を履修することができるようにするとともに、専門課程の学生が一般教育課程の科目を履修する機会を持てるように規則改正を行い制度化したのである。基礎法学の講義は、法哲学、日本法制史及び西洋法制史(いわゆる基礎法学科目)を担当している教官3名に実定法学科目担当教官1名を加え、4名の教官が各1単位分を通年で講義する「オムニバス形式」を採っている。内容的には、今から法律学を専門的に学ぼうとする学生に、法ないし法的思考方法をその「本質」ないし「歴史」に即して理解させること、実定法学への入門的・基礎的知識を与えること等が企図されている。このような専門科目として

の基礎法学は本学科でオリジナルに考案されたものであり全国的にも余り類例を見ない。現行のような基礎法学を開講するまでには若干の曲折があった。はじめは2年次指定の既存の専門科目を1年次におろすことが考えられたが、この問題の検討を付託された法学科内「カリキュラム検討委員会」は、「専門課程に入るための予備的・基礎的科目」として法学（法哲学、法制史等の基礎法学）、政治経済



法 学 部

（例えば学説史）の3科目程度を1年次指定科目とする方向を出して法科協議会です承された。しかし、関係教員数の不足などの理由から政治、経済については断念し法学1科目のみが残ることとなった。これを既存の一般教育科目としての「法学」と区別して「法学概論」としてはどうかとの意見もあったが、結局、その内容に合わせて「基礎法学」という名称に落ち着いたものである。現在のところくさび型教育の一環として1年次学生に開講されている法律専門科目は、基礎法学ただ1科目のみであり、その意味でもこの科目の教育上の効果が注目されるが、目下のところ学生の受講状況は良好である。

（4）大 学 院

法文学部通史のなかで述べたように、法学研究科は昭和47年4月に発足した。以下履修方法と研修の実績について述べる。

法学研究科は、修士課程の大学院であって、修業年限を2年とする。単一の専攻課程として

第6表 法律学専攻の授業科目と単位

授 業 科 目		授 業 科 目	
(法 律 学)		民事訴訟法特別研究	労働法特殊講義
憲法特殊講義Ⅰ	憲法特殊講義Ⅱ	労働法演習	労働法特別研究
憲法演習	憲法特別研究	社会保障法特殊講義	経済法特殊講義
行政法特殊講義	行政法演習	国際法特殊講義	国際法演習
行政法特別研究	刑法特殊講義	国際法特別研究	法哲学特殊講義
刑法演習	刑法特別研究	日本法制史特殊講義	日本法制史演習
刑事訴訟法特殊講義Ⅰ	刑事訴訟法特殊講義Ⅱ	日本法制史特別研究	西洋法制史特殊講義Ⅰ
刑事訴訟法演習	刑事訴訟法特別研究	西洋法制史特殊講義Ⅱ	西洋法制史演習
民法特殊講義Ⅰ	民法特殊講義Ⅱ	(政 治 学)	
民法特殊講義Ⅲ	民法演習Ⅰ	政治原論特殊講義	政治史特殊講義
民法演習Ⅱ	民法特別研究Ⅰ	政治思想史特殊講義	国際政治学特殊講義
民法特別研究Ⅱ	ローマ法特殊講義	政治思想史演習	政治思想史特別研究
法社会学特殊講義	外国法特殊講義	(経 済 学)	
商法特殊講義Ⅰ	商法特殊講義Ⅱ	経済原論特殊講義	金融財政論特殊講義
商法演習Ⅰ	商法演習Ⅱ	経済政策特殊講義	
商法特別研究Ⅰ	商法特別研究Ⅱ		
民事訴訟法特殊講義	民事訴訟法演習	単 位	特殊講義（4単位）・演習（4単位）・特別研究（8単位）

第7表

入学者					
昭和47年度	志願者35名	合格者11名	昭和51年度	志願者20名	合格者8名
昭和48年度	志願者26名	合格者11名	昭和52年度	志願者26名	合格者5名
昭和49年度	志願者20名	合格者6名	昭和53年度	志願者21名	合格者12名
昭和50年度	志願者14名	合格者4名	昭和54年度	志願者21名	合格者11名

「法律学専攻」が設定され、その入学定員を26名とする。課程修了の要件は、大学院に2年以上在学し、研究科の授業科目（第6表参照）のうち法律学20単位を含めて30単位以上を履習し、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること、と規定されている。研究科の発足以来、人材をひろく全国の大学卒業者に求め、意欲的な研究指導に努めている（第7表参照）。

（5）学 生

a. 課外活動

法学科学生の課外活動としては、「熊法会」の活動がもっとも古く、これを母体として、その後、模擬裁判の公演が始まり、また「志法会」が生まれた。その意味では、法学科学生の課外活動は「熊法会」を軸として展開してきたといっても過言ではないであろう。

昭和43～44年の大学紛争は、法学科学生の課外活動のうえにも深い傷痕を残した。紛争後、模擬裁判は中絶のやむなきにいたり、「熊法会」も昔日のおもかげを失ってしまった。近年、大学の大衆化がすすむなかで、全学的には体育系・文化系各サークルの活動はきわめてさかんであるが、法学科学生としてのまとまった活動は停滞したままである。現在は、わずかに「志法会」の活動が目立つ程度である。

熊法会：熊法会は、もと「熊本大学学生法律研究会」と称したが、会の名称が長すぎるというので、昭和38年に「熊法会」（ゆうほうかい）と改められた。

同会がいつごろ発足したかははっきりしないけれども、その母体となった司法試験研究会や国家公務員試験研究会はおそらく昭和20年代に始まったものと思われる。しかし、サークルとしての組織を整え、学友会文化部会の一員として学内での市民権を獲得したのは昭和34年ごろのことである。その規約によれば、熊法会は、「会員相互切磋琢磨しあい、法律及び関係諸科学の研究、併せて、会員相互の親睦を図り、大学生生活をより意義あらしむること」を目的とし、研究会及び九州学生法律討論会その他の各種対外行事への参加等を活動内容とする研究団体である。組織の体裁は全学的なサークルということになっているが、会発足の経緯や法律研究という活動内容からして会員が法学科の学生に限られたのは当然であろう。学友会に加盟したのは、主として課外活動費の配分を受けるためであったと思われる。部室は、当初「赤レンガ」内であったが、その後、旧法文2番教室（五高時代の食堂）西側に付属した小室に移転し、さらに法文学部講義棟の新営工事にもない、昭和44年から現在のプレハブ部室（通称「法文ボックス」）の一角に落ちついた。

熊法会の会員は、紛争前までは、ほぼ1学年10名前後、総勢40名程度であり、これは法学科

学生の約1割に相当する数である(ちなみに、昭和42年度まで、学生定員は100名であった)。勉強家ぞろいの会員は、法科のエリートをもって任じていた。事実、会員の就職状況はよく、経済の高度成長期には一流企業に多数就職した。その反面、熊法会は小さくまとまりすぎて、一般学生から遊離しているとの批判もあった。

ところで、熊法会の活動としては、春秋2回の九州学生法律討論会への出場が主要なものであり、そのほかに法律相談や研究会などが行われた(初めのころは熊本女子大学の学生と合同で、青葉住宅への訪問などセツルメント活動にも従事していたようである)。法律討論会は、九州地区国公立各大学の法学部ないし法学科学生によって催された主要行事の一つで、あらかじめ出題された問題について、論旨をレポートにまとめて、各大学の代表がこれを発表し討論するというものである。例年、討論会の開催日が目前に迫るころともなると、熊法会室では夜遅くまで白熱した議論がつつけられるのが常であった。討論会場には、代表とともども10数名の会員が詰めかけ、他校との討論に秘策を練りあったものである。熊法会は、昭和39年の第14回法律討論会で初優勝したのをはじめとして、第17回、第18回にそれぞれ連続優勝するなど、好成績を残している。

熊法会の無料法律相談は、昭和35年秋から始まった活動である。それ以後、毎年9月30日の『熊本日日新聞』の「読者のひろば」欄を借りて無料法律相談に応じる旨をPRして、10月から毎週土曜日午後には相談に応じるというのが慣例になっていた。相談の方法としては、直接相談者の来訪を受けて相談に応じる場合と、郵便による相談に書面で回答する場合とがあった。相談に対する回答はすべて学生の責任で行われ、法学科教官の目を通していなかったため、回答の権威や信頼性という点では問題がないではなかったが、利用者は決して少なくなかったようである。たとえば、昭和37年度についてみると、毎週、来訪者は3～5名程度、郵送分は1～3通程度の相談に応じている(『ゆうほう』創刊号参照)。

昭和38年3月、熊法会は会誌『ゆうほう』を創刊したが、第6号(昭和43年6月)をもって中断したまま現在にいたっている。もちろん、43年末から始まった学園紛争の後遺症である。創刊号の「編集後記」をみると、『ゆうほう』とはもともと「熊法」の意であるが、同時に「有朋」であり「遊放」でもあるという。創刊当時のおおらかな空気がしのばれよう。熊法会は、前述のように司法試験等をめざす有志の研究会として出発したものであったが、途中から学友会文化部の一員としての体裁を整えることによってむずかしい問題を背負いこむ結果になったように見える。それは、大学によって公認された全学的サークルとしての性格づけという問題であり、有志の勉強会というだけではすまなくなったのである。この問題は熊法会にとってしだいに頭痛の種となり、ついに『ゆうほう』第5号(昭和42年4月)では、熊法会のあり方をめぐって特集を組まざるをえない始末になった。しかし、この問題に結論を出せないまま大学紛争を迎え、昭和45年に会の活動を再開したものの、年々衰退の一途をたどり、現在では会員数わずか数名という状態にある。

模擬裁判：法学科学生の手による模擬裁判の公演は、昭和39年11月に始まる。富樫講師(当時、民事訴訟法担任)の呼びかけに応じて始められたものである。それまで法学科の学生全員

が参加しうる課外活動はなにもなかったもので、それを創り出そうというのが模擬裁判を始めた主たる動機であった。また、当時法学科の存在は社会的にはまだ十分知られているとはいえない状態であったので、模擬裁判の公演を通じて「熊大に法科あり」ということを一般市民に知ってもらおうというのが学生たちの願いであった。

ところで、模擬裁判の準備は、まず毎年6月、模擬裁判実行委員会の結成から始まる。実行委員は、法学科3年の学生がほぼ全員集まったところで互選されるのが慣例になっていた。実行委員は、シナリオ、パンフレット、演出、舞台装置、渉外、会計等の各班に分れて、半年近い長い準備活動に入った。活動の主演はシナリオ作成と渉外関係である。シナリオ委員会は、社会的に注目を集めた事件や判例などを調べて構想を練ったが、毎年民事事件と刑事事件を交互に取り上げるというのが不文律になっていた。構想が固まると、法律上及び演出上の細部の検討に入り、しだいにドラマの筋書きができあがってくる。そして、最後に分担して台本を書き上げるわけである。その過程では議論が百出し、夏休み中合宿を重ねてもようやく10月初めに脱稿というのが例年のことであった。9月、10月は、大学構内でよく徹夜していたものである。

シナリオの作成が終ると、キャストを決め、上演までの約1ヵ月間、連日けいこがつづいた。配役は全部法学科の学生でまかなうというのが当初からの方針であったので、当時1学年に2～3名しかいなかった女子学生は女優として全員狩り出されるという災難にあった。てれくさが先立って、けいこ中は台本の棒読みになかったが、本番ではなかなか迫真の演技を披露し、クライマックスの場面では、女子高校生などはたいてい泣かされたものである。上演にあたって、裁判所からは、毎年法服を貸していただき、またメーキャップについては、熊本女子大学演劇部が応援してくれた。

一方、渉外担当の仕事は、熊本地裁、家裁、地検、弁護士会をはじめマスコミ関係などからの後援とりつけ、市内の企業、名士、卒業生などからの寄附集め、入場券の売りさばきといったところであるが、とくに市内の各高校では説明会を開いたりして、団体としての入場を勧誘してまわった。例年、模擬裁判の公演は、秋の学園祭参加企画として、11月3日（文化の日）を含む2日間、県立図書館三階ホールを会場として行われたが、3回の公演とも客席を満席にするというのが渉外担当者に与えられたもっとも大事な任務であった。そして回を重ねるにつれて、この目標はほぼ達成された。こうして、「熊大の模擬裁」は、第3回以降、秋の年中行事の一つとして市民の間に定着した観があった。以下に、第1回からのテーマなどを記しておこう。

第1回（昭和39年）。交通事故による損害賠償請求事件。今日でこそ民事交通事件はめずらしくなくなったが、当時はまだ新鮮なテーマであった。1回目は、文字通りゼロからの出発であったから、実行委員の苦労は並大抵のものではなかった。

第2回（昭和40年）。尊属殺人事件。このころまでは、熊法会が積極的にバックアップしており、熊法会員はほぼ全員実行委員を兼ねていた。

第3回(昭和41年)。精神病による離婚請求事件(真の幸せとは)。このころから、実行委員会は熊法会から自立し、文字通り法学科学生の主催といえるものになった。

第4回(昭和42年)。サリドマイド奇形児殺害事件(苦悶の2週間)。次の第5回とともに、学生たちは、社会的によろやく注目を集めつつある事件に鋭敏に反応してテーマを設定している。

第5回(昭和43年)。公害による損害賠償請求事件(繁栄の谷間に)。水俣病事件を題材にしたものであるが、その後重大な問題となった公害事件を先取りしたテーマである。

さて、この年の模擬裁判終了後、全学的な規模で大学紛争が発生し、法学科の学生もその局外者ではありえなかった。紛争後、昭和45年に、いちど模擬裁判を再開しようという動きがあったが、実行委員会を結成することができず、以後、中断したまま現在にいたっている。

志法会：志法会は、昭和42年、熊法会のなかから司法試験受験グループが分離、独立して結成したものである。もともと熊法会は司法試験等の研究会から始まったものであったが、途中から学友会に加盟することによってその性格が変わり、その結果、会のあり方をめぐって種々の議論が生じたことは前述のとおりである。志法会の結成は、いわば初期の熊法会の姿にもういちど立ちかえるということでもあった。

このような発足の経緯からして、志法会の目的は、会員が互いに切磋琢磨して一人でも多く司法試験等に合格すること以外にはなく、その活動も研究会が中心となるのは当然である。したがって、志法会には会の性格づけをめぐる悩みはない。その唯一の悩みは、会員のなかからなかなか司法試験合格者が出ないことにある。昭和52年、熊本にも若年弁護士や司法修習生を講師とする答案練習会が生まれ、志法会の活動もより実戦的になりつつある。その成果は今後に期待すべきである。

紛争後、熊法会の活動が停滞し模擬裁判が再開されないなかで、志法会がほとんど唯一といってよい法学科学生の課外活動との観がある。紛争後、10年の歳月が流れたが、この間、大学の大衆化が急速にすすみ、法学科学生の関心も10年前とは比較にならないほどに変わってきているようである。かつて先輩たちは、あるいは模擬裁判に、あるいは法律討論会に青春のエネルギーを燃焼させた。そうした活動は、今日の若い世代にとってはもはや情熱をかきたてるものではないのであろうか。

b. 卒業生と就職状況

昭和28年に第1回の卒業生を出してから、昭和52年にいたるまでの法学科の卒業生の数と、それらの卒業生が現在どこに就職しているか、を表示すれば、第8表の通りである。(これらの数字は昭和52年6月発行の熊本大学法文学部同窓会名簿(第6号)を若干修正のうえ得られたものである。そのため「現在」といっても、それは昭和52年3月現在、従って昭和51～52年頃のことと考えるべきで、また就職先も卒業生の卒業時の就職先ではないことに注意すべきである。)

表中の就職先の分類は通常行われる産業分類に従っているわけではなく、特に「商業」と「工業」の区分にはやや恣意的なものがあることを認めなければならない。「その他の産業」に

第8表 法学科卒業生の活動情況

卒業年月	卒業回数	裁判官	弁護士	国家公務員(政務官を除く)	地方公務員	公社・公団・公庫	教職院	大學生	金融	保険	証券	商業	工業	農業	マスコ	その産業	他の団体	自営	不明	死亡	合計
昭和28年3月卒業	1	8	2	4	4	4	7	—	11	2	—	3	7	8	10	2	2	3	3	80	
29	2	4	4	12	10	6	8	—	11	2	1	5	3	4	12	1	4	9	2	98	
30	3	4	2	10	9	7	8	—	9	3	—	5	8	6	13	5	3	12	2	136	
31	4	4	—	29	16	6	8	—	8	4	—	2	3	6	9	2	1	12	2	112	
32	5	1	1	22	11	2	7	—	2	6	—	5	13	6	14	2	3	15	4	114	
33	6	1	1	10	16	5	8	—	10	5	1	2	12	4	10	2	3	12	2	104	
34	7	2	—	15	15	9	5	—	10	9	—	1	11	7	7	4	3	16	—	114	
35	8	—	—	16	22	5	4	—	6	15	5	4	8	4	9	—	1	19	1	119	
36	9	—	—	10	12	9	2	—	7	16	8	6	18	2	11	6	1	6	—	114	
37	10	—	—	10	16	6	3	—	10	3	4	9	17	4	16	3	—	23	3	127	
38	11	—	—	4	15	5	—	—	12	3	2	7	14	5	15	1	4	7	—	94	
39	12	—	—	3	19	4	2	—	19	4	2	12	14	2	16	1	2	8	—	108	
40	13	—	—	3	17	7	—	—	21	5	—	7	19	5	13	—	1	11	1	110	
41	14	—	—	7	28	4	3	—	12	3	1	17	5	—	13	3	1	6	1	104	
42	15	1	—	13	25	3	—	—	16	9	—	11	7	1	13	1	1	12	—	113	
43	16	—	—	13	21	4	1	—	21	5	1	14	14	4	16	1	5	11	—	131	
44	17	1	—	7	14	2	2	—	17	5	1	9	15	2	18	3	1	7	—	104	
45	18	1	—	5	17	1	1	—	13	3	1	8	22	2	15	3	—	6	—	98	
46	19	—	—	11	21	3	1	—	23	11	1	13	20	2	20	6	5	11	—	149	
47	20	1	—	7	24	7	3	—	18	10	3	15	22	1	31	6	3	17	1	172	
48	21	—	—	2	36	6	—	—	18	6	4	16	29	—	18	4	—	6	1	149	
49	22	—	—	5	29	6	—	—	26	10	—	10	22	4	16	6	—	24	2	162	
50	23	—	—	6	26	9	3	—	25	5	1	21	25	—	10	7	—	16	—	155	
51	24	—	—	3	23	8	1	—	27	8	2	12	9	1	11	3	1	30	—	143	
52	25	—	—	11	37	2	1	—	11	7	2	9	10	2	4	4	—	59	—	162	
合計	28	10	238	483	130	78	17	363	159	40	223	338	82	349	76	45	358	25	3,033		

は、電力、鉱業、建設、輸送などが含まれている。

就職先のうち、裁判官、その他の国家公務員、地方公務員、教員になっているものの卒業生全体に占める割合は約27%、これらに公社・公団・公庫に就職しているものを加えて計算すれば、その割合は約31%程度になる。これに対し、金融、保険、証券、商業、工業、マスコミ、その他の産業、即ち民間企業に、就職しているものは、卒業生全体の約半数（強）である。

（6） 研 究

a. 研究団体

法文学部には研究団体として「熊本大学法学会」があり、機関誌『法文論叢』を刊行していたが、法学科スタッフの充実にともない、学科独自の学会と機関誌をもち、将来の法学部独立へ備えようという機運が高まってきた。こうして昭和38年、「熊本大学法学会」が設立され、それまでの『法文論叢』法科編にかえて新たな機関誌『熊本法学』を発行することとなった。法学会の会則は次のとおりである。

熊本大学法学会会則

第一条 本会は熊本大学法学会と称する。

第二条 本会の事務所は熊本大学法文学部法科研究室内におく。

第三条 本会は法および政治・経済に関する理論ならびに實際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連絡して斯学の発展と普及に寄与することを目的とする。

第四条 本会は左の事業をおこなう。

- 一 雑誌「熊本法学」の発行
- 二 研究会および講演会の開催
- 三 その他本会において適当と認めた事業

第五条 本会は左の会員をもって組織する。

- 一 通常会員 本学法文学部法学科の専任教官
- 二 学生会員 本学法文学部法科学科学生
- 三 特別会員 本学法文学部法学科の旧専任教官、本学法文学部法学科を卒業した者
- 四 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第六条 会員は所定の会費を納めることを要する。会費については評議員会が別にこれを定める。

第七条 会員は雑誌「熊本法学」の配布を受けるものとする。

第八条 本会には左の役員をおく。

- 一 会長 本学法文学部法学科主任をもってあてる
- 二 評議員 本学法文学部法学科の専任教官をもってあてる
- 三 会計担任および編集担任 評議員中から評議員会において互選する

第九条 評議員会は本会の運営にあたるものとする。

第十条 会員総会は本会の事業および会計報告のため、毎年一回開かなければならない。

第十一条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第十二条 本会の会則の変更は、評議員会の議決による。

附 則

この会則は、昭和三十八年十月一日から施行する。

こうして新機関誌『熊本法学』の創刊号が翌昭和39年7月に発行された。それ以後、大学紛争期の刊行渋滞もあったが、平均して年2回の発行ペースで法学科スタッフの研究成果を学界に問うてきている。

また、法学会の事業には研究会や講演会の開催も掲げられており、内外の著名な学者や裁判所長などを招いて学会主催の講演会・研究会もしばしば開催してきた。

昭和54年4月、法学部の発足に当り法学会の会則改正も問題となったが、基本的には性格変更は加えず、会則に一部必要な手直しをしたのみで存続させることとなった。

b. 研究設備

旧五高時代には、法制経済の教授1名しかいなかったもので、当然の事ながら、法文学部創設当初、法科関係の図書は非常に少なかった。文科関係の図書は、約38,000冊あったのに対し、法科関係の本は、約4,800冊に過ぎず、しかも古いものが多く、役に立つのは少なかった。したがって、新しく赴任して来た法学科教官は、学問研究に大きな不便を感じた。又、勉学の意欲に燃えていた学生も、学習用図書の不足を歎いていた。

新制大学発足後、天野文部大臣が、「4年制の新制大学の中で、設備内容の悪い所は、再審査の時短期大学に切りかえる」という声明を出した。この声明は、新制大学関係者に大きな波紋を呼び起こし、熊本大学でも、なお一層の内容充実の必要を痛感させられた。しかし、図書充実にはまず資金が必要であるが、文部省はわずかの経常研究費しか出してくれず、地元の援助に頼るほかなかった。熊本県では、熊大創設期成会を結成し、出来るだけの協力をしてくれたが、特に法科図書費にのみ重点的な資金の提供を期待出来る訳でもなかった。

法学科創設当初から、故佐々弘雄氏の蔵書を、熊大に入れるべきではないかという意見が、法学科教官から出た。佐々氏は、熊本出身の政治学者であり、九大法文学部教授、朝日新聞論説委員を経て、熊本日日新聞社長、参議院議員であった。原田法文学部長、山内教授、西口助教授等の努力下、佐々氏未亡人から、蔵書を手放してもよいとの内諾を得た。ところが、代金100万円の確保に手間取り、やっと熊大創設期成会から了承を得た時には、既に蔵書の大部分は、北海道大学の手に渡っていて、残ったわずかの図書を得たのみであった。

当時は、法学科教官のみならず、学生も図書充実運動に加わった。昭和25年7月には、学生大会を開いて、図書充実委員を選んで夏期休暇さえも返上して、熊本県、市その他関係方面に働きかけた。当時の学生は、粗末な校舎や設備、貧弱な図書、数少ない教官という悪条件下にあって、その多くは、一生懸命勉強し、実社会の有為な人材となる素地を培った。

前述したように、熊大創設期成会からの法学科図書費は、必要を満たす程充分なものではなかったが、しかし、その後、期成会から次第に図書購入資金が入り、徐々に法科図書が充実して行った。昭和25年4月、期成会からの援助で、文科と共同で、361冊（407,000円）の貴重な本の入手に成功し、橋爪副知事を熊本大学へ招き、書籍の展示会を開いた。その中には、モンテスキュー著、「法の本質」（1794年刊行）という逸品も含まれていた。この本は、伊藤不二男助教授が、東京神田の古本屋で、5,000円の安値で購入した掘り出しものであった。

昭和25年12月、期成会からの寄付金 317,000 円で、東京の本屋から、法律関係の蔵書 868冊が入った。その中には、戦後殆ど入手困難とされているウエストレーク「国際私法」やシュミット、コサク、エーレンベルヒ、ミューラー、エルスバハ等の商法、民法関係原書も含まれていた。当時法文学部の蔵書は、文科関係50,693冊、法科関係5,064冊であった。新しく購入したものを含めても、なお甚だ貧弱な状態であった。

法学科創設の数年間、新規購入図書は多くなかったため、旧五高事務棟の2階の狭い一室に置かれ、図書関係の事務専任者はいなかった。専任助手が置かれたのは、昭和28年4月である。その頃は事務量も少なかったため、法学科卒業生の中から優秀なものを助手として採用し、事務をとらせるかわり、法律の勉強をさせていた。退職した助手の中には、法曹界に進出する人が多かった。法学科図書室は、その後旧五高学生寮第五寮2階へ移った。



法学科図書室

昭和40年頃になると、法学科図書も漸次増加し、図書の出し入れの事務量も増加したため、従来の勉強を兼ねた助手を止めて、図書事務専任の助手を採用し、それに加えて一時事務補佐員を入れた。

昭和40年9月、肥後銀行から、同行創立40周年記念事業の一環として、法学科図書充実のため、200万円の寄付があった。昭和41年10月、法文学部管理研究棟が竣工し、同年12月新館への移転が行われたため、法学科図書室も、新館2階へ移転した。同じ2階に、「肥後銀行文庫」と称する一室を作り、同銀行寄付金で購入した図書を収めた。その中には、慶応3年から大正14年までの『法令全書』144冊をはじめ、和洋の図書95点、443冊が揃った。それは『法令全書』の外、『法律学全集』『思想の歴史』『応用経済学』『インターナショナル・オーガニゼーション』など、法律、政治、経済等の領域にわたっていた。柳本熊大学長は、川田肥後銀行頭取に、法学科図書費寄付に対して感謝状を送った。

昭和47年4月、大学院法学研究科（修士課程）が新設されたため、文部省からの研究費も増加し、したがって、図書も次第に充実していった。図書関係の事務量も増加したため、法学科図書室の助手は5名となった。

2. 哲学科・史学科・文学科（文科）

（1）哲 学 科

哲学講座・哲学史講座

哲学教室は新制大学の発足（昭和24年）当時から3講座の教室であった。専門課程が開始さ

れた昭和25年度の教官の現員は、佐竹哲雄教授（26年3月退官）、柄原敏房助教授（32年4月日本大学へ転出）、水原徳恒助手（のち助教授）（33年4月没）が哲学を教え、この間に小山直之助教授（教育学）は25年4月に教育学部に配置換になった。26年には2月に副島民雄助教授（のち教授）（38年4月九州大学へ転出）、3月には浜田義文助手（のち教授）（倫理学、48年4月法政大学へ転出）、また7月には茅野良男講師（のち助教授）（30年4月北海道大学へ転出）が着任した。竹原東一教授（心理学）は26年3月から10月まで哲学教室に所属していたが、その後教育学部に配置換になった。さらに27年5月には宮内久光助手（のち教授）（51年4月教養部へ配置換、52年4月聖心女子大学へ転出）が着任して、教室の内容は充実した。その後の経過としては、黒田亘講師（のち助教授）（30年4月着任、36年4月九州大学へ転出）、魚津郁夫講師（のち教授）（34年4月着任、45年4月—48年3月の間教養部所属）、量義治講師（のち助教授）（36年4月着任、43年1月—45年3月の間教養部所属、46年4月埼玉大学へ転出）、常葉謙二講師（のち教授）（46年4月着任、48年4月—51年3月の間教養部所属）岡部勉講師（53年4月着任）、飯田隆助手（のち講師）（53年4月着任）の異動があって現在に至っている。その間鈴木伸一講師（のち教授）の着任（39年4月）とともに倫理学は独立した講座の教室となった。社会学の講座も間場寿一講師（のち助教授）の着任（37年4月）以降、準備されていたが52年4月に認可された。

佐竹教授は我国におけるフッサール（フッセル）研究の先駆者の一人であり、研究テーマは「現象学の成立」とくに「初期の現象学」であった。著書に『フッサールの現象学』（昭和24年）があり、熊本大学在任中の論文としては「フッサールの科学論とイデア性」（昭和25年）「諸形式におけるイデア性の探求——イデア的現象学の展開——」（昭和26年）などがある。近年にもフッサールの『厳密な学としての哲学』（昭和44年）の翻訳がある。

柄原助教授（現在、日本大学教授）の研究テーマは一貫して、ヘーゲルの体系前期からその哲学の形成への発展であり、とくに「精神」・「反省」の概念の生成を巡るものであった。熊本大学時代の論文としては、「ヘーゲルの体系前期における反省の概念について」（昭和30年）があり、著書『ヘーゲル精神現象学研究』（昭和51年）は、従来の研究の成果である。

水原助教授はカント哲学、ことにその「認識論的主観主義」の問題を研究テーマとしており、「カントにおける認識論的主観主義の宿命」（昭和28年）、「デカルトよりカントに至る『直観』の概念」（昭和29年）等が論文として遺されている。

副島教授はギリシア哲学の研究家であって、著書には『プラトン哲学序説』（昭和30年）、『プラトン哲学研究』（昭和40年）がある。またプラトン、アリストテレスの翻訳も多数ある。熊本大学在任中の論文としては、「プラトンの『彷徨する原因』に就いて」（昭和28年）、「プラトンの『場所』について」（昭和29年）、「ホメロスにおける MOIRA について——古代ギリシャ人の宿命観(1)——」（昭和34年）、「ヘシオドスとピンダロスにおける『定め』——古代ギリシャ人の宿命観(2)——」（昭和36年）などがある。

茅野助教授（現在、大阪大学教授）の熊本大学在任中の研究は、歴史哲学をめぐってさらに

ドイツ観念論をその視野にとり込んでいく線と、ヤスパースとハイデッガーをテーマにするものとの二つに大別できる。この時期の論文としては、「存在と実存——基礎的存在論の其後について——」（昭和27年）、「ハイデッガーのニーチェ観」（昭和29年）がある。同助教授のこのような研究は熊本大学離任後ももちろん継続し、その成果の一端が、『歴史のみかた』（昭和39年）、『初期ハイデッガーの哲学形成』（昭和47年）、『ドイツ観念論の研究——絶対知の形成と成立——』（昭和50年）などの著書である。

宮内教授（現在、聖心女子大学教授）の多年にわたる熊本大学時代の研究は、中世哲学、主としてトマス・アクイナスにおける存在論を、その一貫したテーマとしている。主要な論文としては、「第四の道について」（昭和34年）、「トマスにおける神の存在」（昭和35年）、「トマスの存在論の基本的性格——知性と存在の連関について——」（昭和45年）、「トマスの自由意志について」（昭和48年）などがあり、その他にも「熊本大学法文学会」発行の『法文論叢』のうちにはトマス・アクイナスに関する一連の論文が載せられている。

黒田助教授（現在、東京大学教授）の熊本大学在任中の主な研究は、近世以後における経験論、とくにイギリスの古典的経験論の遺産を正確に理解し継承すること、現代の経験論の基本的方法である言語分析の学習とその展開、さらにこれらの研究をふまえて認識論・価値論につき問題史的研究をなすことにあった。そのような研究の成果として、「バークリイの『視覚新論』について——特にマルブランシュ『真理探求論』との関係を中心とする試論——」（昭和31年）、「命法の論理と心理」（昭和33年）、「ヒューム哲学と同一性の問題」（昭和35年）などの論文がある。なおこのような研究の延長線上にあって、さらに経験論・経験主義そのものの諸前提の改めての吟味という作業の成果が論文集『経験と言語』（昭和50年）であるといえよう。

魚津教授の年来の専攻はプラグマティズムを中心とした現代の英米哲学であり、とくにパースやジェームスなどの基本思想に依拠しつつ分析哲学の手法を用いて、現在は認識論・真理論また歴史哲学、さらには道徳的責任や自由意志の問題などにとりくんでいる。研究成果としての論文のうち主要なものとしては、「科学と宗教」（昭和33年）、「パースの知覚説」（昭和40年）、「知識と方法——プラグマティズム」（昭和43年）、「行為と責任」（昭和48年）などがあり、その他にも『法文論叢』に掲載されている。また最近出版されたアンソロジー『デューイ』（昭和53年）の編著者である。

量助教授（現在、埼玉大学教授）の熊本大学在任中の研究テーマは、カントとドイツ観念論であり、就中カントにおける形而上学の可能性の問題の批判的考究であった。このような線にそった研究の成果としては、「カントにおける実質的倫理学の構成」（昭和36年）、「認識論的主観主義の検証(1)」（昭和42年）、「カントの空間論」（昭和45年）などの論文があり、また『法文論叢』に収められた他の論文もある。同助教授のその後の研究は熊本大学時代の研究を基礎にしているといえよう。

常葉教授の研究は近代の特質をめぐるもので、ドイツ啓蒙を主なテーマとしている。「批判

的理性」を伝統・歴史との関係において考察すること、そのような関心によって近代のキリスト教神学と哲学の交渉の諸相を解明することにとりくんでいる。論文には、「ハーマンの Herderschreifeu」(昭和47年)、「ハーマンと『ことば』」(昭和47年)、「歴史とことば——ハーマンと解釈学——」(昭和51年)、「歴史の真理と理性の真理 I ——レッシングの問題——」(昭和53年)などがあり、その他にも「思想とキリスト教研究会」編集の雑誌『途上』にルターやハーマンについての研究を発表している。

岡部講師の研究テーマは、美学的視点からの言語の、表現性を中心とする表現の概念をめぐるものであり、フランス哲学と多くかかわっている。論文には、「内面性の定義と表現」(昭和52年)、「時間と他者」(昭和53年)などがある。

飯田講師の研究領域は、論理学の哲学とも言うべきところにあり、論理法則の正当化の可能性が中心的テーマといえよう。これは言語哲学の問題ともかかわっている。論文には「論理学の領域(上)」(昭和53年)がある。

いままで述べてきたところから明らかなように、本教室の研究はおもに西洋の哲学・思想をめぐるものである。また近年はさらに科学哲学や芸術学などへも研究分野を拡め、一層の充実を期していたが、その期待も昭和54年4月の法文学部の文学部・法学部への分離・拡実改組により、実現の第一歩をふみ出したといえよう。

なお昭和36年11月25～26日には、熊本商科大学と共同で第11回西日本哲学会の開催を引き受け、下って昭和47年5月20～21日には、第31回日本哲学会大会の開催を引き受けている。

倫理学講座

倫理学の講座は当初から哲学科のなかに設けられていた。初代の教官は昭和26年3月に赴任した浜田義文教授(当時助手)である。浜田教授は就任以来一貫してカント研究に従事するとともに、これを通して西欧近代社会の倫理思想を探究した。「批判期カントの神の現存在証明について」(昭和39年11月)等、一連の論文にあらわされた研究の成果は、『若きカントの思想形成』(昭和42年10月)に集約されているが、この著作は批判期以前のカント哲学を倫理的関心から系統的かつ包括的に研究したものである。この著作で浜田教授は批判期前のカントをその人間と思想との関連で取扱うとともに、広く思想史的連関のなかで探究し、さらにこのことを通して、カントのヒューマニズムの根本精神を明確にした。その後も浜田教授は、カントを中心としながら研究対象を拡げ、とくに、シャフツベリやハチスンのモラル・センス学派と批判期前カントとの関連を倫理的に探究した。その間の論文としてはたとえば「モラル・センス——シャフツベリの倫理学」(昭和47年3月)がある。この論文はシャフツベリの倫理思想をモラル・センス説を中心に詳細に検討し、モラル・センスを人間精神の展開過程のなかに位置づけて統一的、整合的にとらえたものであり、そこで浜田教授は、シャフツベリの倫理思想が市民的倫理学樹立のためのユニークな企てであること、また倫理学上のさまざまな展開の可能性を含んだ思想であることを示した。浜田教授によるこうした批判期前カントを中心とする近代倫理学の研究は学会にとっても貴重な業績である。

また浜田教授は在任中、日本倫理思想史の研究にも関心を示した。このことは講義の場で生かされ、たとえば和辻哲郎の倫理学に関する演習を行うなど、学生の広い要望に応えるのにも有意義であった。

昭和39年4月に至って、浜田教授について鈴木伸一教授（当時講師）が着任し、これで倫理学講座は2名となり、一講座をみたした。鈴木教授も近代ドイツ思想を倫理学の立場から研究しているが、人間存在の根源的在り様を労働ととらえ、この立場からヘーゲル以後の哲学的問題を歴史的に取扱っている。主要な論述は主として認識と実践との関連という観点からなされ、初期マルクスと青年ヘーゲル学派との思想的かかわりを探究したものである。「マルクスの哲学的出発点における知と実在の問題」（昭和49年7月）は、マルクスの哲学が当初から青年ヘーゲル学派の主観主義的傾向に対立し、それを方法論的に乗り越えていたことを、ヘーゲル哲学との関連のなかで示したものである。また鈴木教授はこうした思想史的研究に当ってカント―マルクスの系譜を考えているが、この系譜をカント―フォイエルバッハ―マルクスとカント―ヘーゲル―マルクスという二重の系列の総合ととらえている。「フォイエルバッハの〈人間学〉における認識と実践の問題」（昭和51年8月）と「認識と実践の哲学的根源」（昭和51年4月）の二論文はとりわけこの見地からなされた論述である。前者はL・フォイエルバッハの人間学をカントの不可知論の唯物論的克服の試みとして積極的に評価するとともに、その実践概念の限界をマルクスの労働概念からとらえたものであり、後者は、認識内容が労働によって構成されつつある世界であるとする見地から、青年ヘーゲル学派一般の実践概念をカントの受容性としての感性からマルクスの労働としての感性へ至る思想運動のなかで明確にしたものである。

昭和48年3月、浜田教授が法政大学へ転出し、その後任として同年4月、津村裕三助教授（当時講師）が着任した。津村助教授は主として、実存哲学の立場から現代倫理学の可能性を追求している。論文、「人格について」（昭和49年7月）並びに「人格と実存——我と汝の出会い」（昭和49年10月）は、ポエティウス、トーマスにおいて確立された人格の伝統的概念のうち、自由による自己統一（ペル・セ・ウーナ）と世界への共同態的関与（ペル・ソナーレ）の二つの契機を見、これらがカントの近代的な人格性の概念において統一的に根拠づけられたとするとともに、この普遍的人格性概念の形式性を克服する方向でジンメル（生に内在する当為としての個性的法則）及びシェーラー（私にとっての自体善）の思想を批判的に吟味することを通して、実存倫理の存立場面としての〈人格と人格の出会い〉の構造と意義とを分析したものである。また「自己存在と良心」（昭和52年10月）はハイデッガーの世界内存在という人間把握に含まれる有限的な超越性の観点から「存在と時間」の良心論を意義づけた論文である。すなわち、良心の声は、それが個人のうちに自己の存在をその核心（自由）において責めあるもの（不自由の可能性）として了解せしめるかぎり、有限的超越の根源的可能性であること、また、かかる本来的な自己性は存在論的反复（自由の責めを負う覚悟性それ自身を不断に取戻さんと覚悟することにおいて開かれる自己の生成の次元）と歴史的反复（自己の存立基

盤としての世界の有意義性を可能性において受け取りなおすことによって開かれる本来的共同存在の次元)を通じて具体化されなければならないことを、キルケゴールの反復の思想を手がかりに明らかにしようとしたものである。

なお、当研究室は昭和36年度の西日本哲学会並びに昭和47年度の日本哲学会大会の開催を哲学研究室とともに引き受けたが、昭和50年度の日本倫理学会大会の開催をも引き受けている。このときの共通課題は「ウェーバー」であり、全国から200余名の参加を得て充実した大会をもつことができた。

社会学講座

社会学講座は、公式的には学部の中で最も新しい教室であるが、しかし実質的にはすでに十数年に及ぶ歴史をもっている。すなわち、本講座は、昭和37年度に、間場寿一講師（のち助教授 現大阪大学人間科学部助教授）が哲学科の中に専任の社会学担当者として着任したことによって事実上開設された。同助教授は、京都大学在籍時にすでに投票行動に関する実証的研究（共著『異なるレベルの選挙における投票行動の研究』昭和42年）ですぐれた蓄積があり、主として政治社会学の分野におけるテーマを講じた。それとともに、カリキュラムに関しては当初から理論と実証の統合を図る構想を具体的に設定し、その方針は現在まで引き継がれている。専攻学生は、初年度は4名であったがその後増加し、形式上倫理学B専攻として独立した3年目には20名を越える志望者があったためにやむを得ず専攻生を制限せざるを得なくなり、以後このような状態が永く続いてきた。ところで、新設講座の最大の悩みは研究図書不足であった。そのため、当時は学生達も催物などを開催して資金を集め自主的に教室図書を購入するなど、一面では新興なるが故の意欲的な取り組みがなされ、同助教授の努力と相俟って、次第に教室の研究・教育条件は整備されていった。

昭和40年、間場助教授に代わって着任した越井郁朗助教授（現大阪教育大学助教授）は、G. H. ミードの研究を主に手がけ、在任中に「コミュニケーションの基礎過程」「G. H. ミードにおける社会的相互作用と社会的自我」などの論文を完成させた。一方、引き続いて講座の充実にも努め、依然として形式上は変則的な専攻としてあったが、実質的に社会学講座としての体制を整えるべく、哲学科内の協力を得て専任教官1名の増員を実現させた。それに応じて、昭和43年度にいたって丸山定巳助教授が加わり、この時点で専任教官2名の通常教育体制は完備された。この後、正式に講座を開設すべく年毎に努力がなされたが、諸般の事情からその実現までにはさらに年月を費やさねばならなかった。

この間、昭和46年度には、転出した越井助教授に代わって、立命館大学産業社会学部教授であった仲村祥一教授（現大阪女子大学教授）が着任した。同教授は、すでに『社会体制の病理学』をはじめ社会問題・マスコミュニケーション・現代文化など広範な分野で多くの論著を著わしていたが、着任後も編著『現代娯楽の構造』（昭和48年）『社会学を学ぶ人のために』（昭和50年）などに加えて、人間にとって根源的ではあるが従来の社会学が周辺的にしか取り扱ってこなかった性や病気の現代的問題状況にも社会学的メスを入れ、とりわけ若手研究者や

学生に学問的刺戟を与えた。一方、丸山助教授は、地域社会研究をテーマにスラムや地域問題に関する論文を発表するとともに、共編著『現代生活と社会学視点』（昭和52年）を著した。なお、昭和48年度には、教養部に社会学教室が新設され、田口宏昭助教授の援助が得られるようになったために、以後カリキュラム編成において一段と幅が拡大されるにいたった。

その後、転出した仲村教授に代って、昭和53年度から高津等教授が着任した。同教授には、これまでに『社会集団論』（昭和44年）、『社会福祉調査』（昭和48年）など多くの論著があるが、その他老人問題の実態調査の面でも着々と業績を重ねてきている。同教授は本学へ着任する以前に愛知県立大学文学部社会福祉学科助教授として長く勤務していた関係から、社会集団論の分野だけでなく、社会問題や社会福祉の分野についても造詣が深く、本講座の研究と教育に新しい発展をもたらすことが期待されている。

昭和52年度、本講座はようやく実験講座として正式に設置が認められた。事実上社会学講座が開設されてから、実に15年目のことであった。この間、専攻学生は、公には社会学専攻生として表に出せないために、就職など対外的な関係で不便を強いられたが、家庭裁判所の調査官・保護観察官あるいは自治体の社会福祉職など専門を生かした領域をはじめとして、すでに120名近くの卒業生を送り出している。

本教室は、これまでみてきたように、研究対象には一定したものはみられなかったが、現実科学として社会の諸問題に対しては、常に強い関心を払ってきている点では共通の姿勢があったといえるだろう。専攻生の実習を兼ねた社会調査に関しても、当初県内農漁村の集落社会研究に主として焦点が合わされていたが、その後、専攻生の問題意識の多様化に応じて、中等教育現場にみられる問題状況や青少年の行動・意識などの社会学的実態調査も試みてきている。今後、実験講座としての体制の充実とともに、地元地域社会が内包する問題とも密着した調査研究の積み重ねが一つの可能性として生れてきているといえるであろう。

昭和54年度、本講座は改組にともない、哲学科から新たに設置された地域科学科へ所属が変わった。この学科内で今後新設される各講座との有機的な結びつきを強めることによって、そうした地域社会研究のための条件はさらに整備されてゆくと思われる。

（2）史 学 科

国史学講座

本講座のあゆみは、昭和24～34年の原田教授時代、35～50年の森田教授時代、そして51年以降の3期に大別される。

〔第1期〕

国史学は史学科の必須の講座として大学設置申請書に記載されていたが、当時五高には担当教官を欠いていた。東洋史の松本雅明教授は、郷里の鹿本郡植木町に疎開していた宗教社会史の研究者として著名だった原田敏明元神宮皇学館大学教授を招聘、原田は国史学科の初代教授として24年8月31日付で着任した。その際条件とされたのが、当時文部省教科書検定課にいた森田誠一の助教授就任であった。森田も同日付で五高教授兼熊大助教授として着任した。森田

助教授は翌年7月末まで学生部教務課長を兼務、この間いわゆるレッドページのためのイールズ、タイパー両米人の大学巡回講演があり、その席上反対意見を表明した。

原田教授は着任間もない10月には、旧五高図書課を母体とする図書館館長となり、(翌年2月正式発令)、旧包括校に分散していた図書館の統合に尽力した。また24年12月には法文学部長に選ばれ(正式発令は25年5月10日)、以後黒髪キャンパスの統合と法文学部の充実に努めた。なお30年には再び附属図書館長に就任した。この間、森田助教授の後をうけ学生部教務課長となっていた松村功助教授が26年3月31日付けで法文学部所属となり、もっぱら教養課程の日本史の講義を担当した。

原田教授には、つとに『日本古代宗教』・『古代日本の社会と宗教』等の定評ある著作があったが、熊大赴任後も実証性と社会性をもつ宗教社会史の業績を次々に発表、在任中の論稿は30篇をこえる。講義では農村社会史を中心に、上代史・日本思想史など、演習では「日本書紀」・「続日本紀」などがとりあげられた。31年6月には雑誌『社会と伝承』を創刊、自ら多くの論文を発表するとともに、卒業生の研究発表の場をつくった。原田教授は34年4月1日付けで定年退官した。最終講義は「農村々落の変遷」であった。

一方、森田助教授は、長く管理職にあった原田教授を助け、中世史から近代史までをカバーし、経済史を中心に、「吾妻鏡」・「愚管抄」なども講じた。この時期同助教授の主たる関心は封建制下の商業資本の研究にあり、28年発表の「近世における在町の成立と変遷」はその出発点となり、その後矢部浜町の調査や全国の商品「久助葛^{くす}」の調査により、山村経済と大阪中央市場の結びつきを解明した。

この間幾人もの非常勤講師の来講があったが、なかでも九大教授竹内理三氏は27年以来5回にわたり古文書学を講じた。

この時期、原田・森田両教官の指導のもと、本学科学生は、当時熊本城趾保存会が保管していた約2,000冊の検地帳を県立図書館に収めるために整理し目録を作製、さらに「公文類纂」など明治初期の県庁文書の整理にも当たった。また昭和27年には原田教授を中心として本部を法文学部内におく「熊本史学会」が創立され、熊本における歴史学研究活動の中心となり、会誌『熊本史学』はすでに52号を数え今日に至っている。

〔第2期〕

昭和34年春をもって原田教授は退官し、東海大学文学部教授に就任、松村助教授も熊本学園に転じた。翌年4月1日、東大大学院(旧制)修了後、川村短大助教授だった古代史専攻の井上辰雄助教授が着任、36年秋には定員の都合でおくれていた森田助教授の教授昇任が実現、さらに37年5月には教養部制度化の見通が得られて定員が確保され、京大博士課程修了の中世史専攻の工藤敬一講師が着任、ここに古代、中世、近世の講義担当区分が確立した。

この時期森田教授は、林業・漁業・紙漉業など、近世産業史の研究をすすめ、純粋な山村や漁村の成立が、在町とのかかわりなしにはありえなかったことを明らかにするほか、肥後藩々政史の研究に大きな足跡を残した。とくに39年永青文庫所蔵の細川家文書が附属図書館に寄託

されるに及び、その整理作業の中心となり、法学科鎌田浩教授らの協力を得て、44年に『細川家旧記・古文書目録』（正篇）、49年には『熊本藩年表稿』を刊行し、藩政史研究の基礎を築いた。講義・演習でもこれらに関連するテーマがえられ、「町人考見録」「政談」「仁助咄」などがテキストに用いられた。また同教授は長年にわたり熊本歴史教育者協議会の会長として歴史教育の発展に貢献した。

井上助教授は、古代地方政治の実態を究明するため諸国正税帳の研究を精力的に進め、42年『正税帳の研究』（塙書房）を刊行した。さらに40年代後半には新しい古代地方史の構築をめざし、九州の古代豪族の研究をすすめ、『火の国』・『隼人と大和政権』（共に学生社）などの著書を刊行した。46年6月には教授に昇任した。また熊本日日新聞に100回に及ぶ「新・熊本風土記」を連載するなど、熊本のマスコミで活躍した。講義は「古代思想史」・「地方豪族論」・「王朝政治史」など、演習では「日本書紀」・「続日本紀」・「令義解」などがとりあげられた。

工藤講師は38年助教授に昇任、41年4月から教養部に移ったが、その後も毎年法文学部の授業を担当し、古文書学及び荘園史など中世史を講じ、44年には学位論文（昭和42年京都大学）『九州荘園の研究』（塙書房）を刊行した。

なお47～49年度においては、川口恭子附属図書館参考係長が近世文書講読を担当した。

この間、昭和30年代初期に発足した九州地区日本史専攻学生合同ゼミが、九大・熊大の交換ゼミとなって定着した。それは今日までほとんど間断なく続けられ、本学科学生の活動の重要な柱となっている。39年の細川家文書の熊大搬入に当っては、国史学科教官・学生あわせて10数日間の炎天下の作業に当った。41年10月には法文学部新館が完成、研究室は旧五高本館2階から新館3階に移った。43～44年の学園紛争は、生協問題が発端であったため、当時理事長だった森田教授の心労は著しいものがあつた。授業も半年にわたりストップした。

この時期逸することのできないのは、国史学科同窓会による論文集の刊行である。35年には『原田敏明教授退官記念論文集』、41年には『原田敏明先生古稀記念国史論叢』、47年には『森田誠一先生還暦記念国史論叢』が卒業生及び教官の執筆により刊行された。

昭和47年には大学院史学専攻が開設され、国史学では森田・井上・工藤の3教授が担当教官となった。以後毎年2～3名の進学者があり、研究室活動の中心的役割を果している。卒業生には研究者としての成長が期待される者が少なくない。

〔第3期〕

昭和50年4月1日をもって森田教授は定年退官した。最終講義は「近世村落成立の経済的基盤」であった。後任には本学第3回卒業生で、熊本の近世史研究に顕著な業績をあげて来た松本寿三郎講師が就任した。しかるに突然井上教授が5月1日付けで筑波大学歴史人類系教授に転出、本講座は大きな転換期を迎えた。ようやく51年4月に至り、工藤教授の教養部からの配置換えが決り、松本講師も助教授に昇任して常態に復した。

工藤教授は日本中世社会の特質の究明を課題とし、荘園史および九州地方政治史の研究をすすめ、関連の講義・演習それに古文書学を担当し、かたわら52年からは、『熊本大学30年史』

の編集室長に就任した。

松本助教授は、広く史料を渉猟し、近世史の全体像の究明のため、永青文庫の豊富な史料を駆使してもっぱら肥後領について研究、「撫高」と「現高」など村高の実態と意味、擬制化しつつも幕末まで存続した知行制の変遷と意義を究明し、近世史料の刊行にも努力している。講義では幕藩制の成立と展開を論じ、演習では一貫して細川家文書を取りあげその整理をすすめている。

なお、退官後西南学院大学教授に転じた森田元教授は、引きつづき近世文書講読を出講担当している。また、51年からは教養部に着任した猪飼降明助教授が、「自由民権運動」、「土族叛乱の研究」など近代史の講義を担当している。

第3期は、未だ研究室の特色を出すまでにはいたっていないが、昭和50年度からは学科別募集により、目的意識をもった専攻生が増加していることは慶ばしい。ただ研究費の慢性的不足、古代史担当教官がいないことは、当面解決されねばならぬ課題である。なお、既述のように当研究室所属学生と九大国史学科学学生との交換ゼミは学生の学習研究活動上きわめて大きな役割を果たして来たものの、その成果が殆んど発表されることなく埋もれて来たのは遺憾であるとの反省から、昭和52年から学生の編集による年誌『史燈』が刊行されることになった。現在2号まで刊行されており、卒業論文や修士論文の要旨等ものせられ学生の研究活動の大きな刺激となっている。

なお、卒業生は別表の通りであるが、就職先としてはやはり教職関係が多い。

最後に本講座出身の卒業生数の変遷を表示しておく。

卒業年(昭和)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
人数	3	5	8	6	9	11	8	11	11	9	5	12	13	13
()は女性の内数	(1)	(1)	(2)		(2)	(1)		(4)	(1)			(4)	(2)	(2)
卒業年	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	
人数	10	10	12	9	12	14	7	18	9	7	7	11	13	
()は女性の内数	(3)	(1)	(4)	(2)	(6)	(8)	(2)	(8)	(8)	(7)	(3)	(7)	(6)	

東洋史学講座

東洋史学講座が発足した時の陣容は、昭和17年に五高に赴任していた松本雅明助教授(のち教授)1名であった。五高以来の漢籍はあるが、一般的なものに限られ、大部分は『四部叢刊』『古今図書集成』のほか、10数種の叢書や『明治大藏経』などがあるにすぎなかった。

1講座に配分される予算は、当初は極めて貧弱なものであった。その後、附属図書館に道教を中心とする「^{ゆのはら}柚原文庫」及び漢詩文を中心とする「落合文庫」が入り、また『大正新修大藏経』『鉄眼版大藏経』『明版大藏経』などが入ったが、分野が限られていて東洋史の広範な研究は不可能であった。

そこで、松本助教授は人選を重ねた結果、昭和26年10月16日に東京大学東洋文化研究所から、蒙古史・日本蒙古関係史専攻の山口修が講師として赴任した。

山口は『元朝秘史』及び『ジンギスカン実録』など蒙古史料を中心に研究を進め、それらの成果は「ボゴルとハラン」「キヤンとボルヂギン」及び「蒙古軍の高麗侵入」などの論文としてまとめられ、昭和29年5月1日に助教授に昇任した。

それらは後に『訳註ジンギスカン実録』及び『蒙古襲来一元寇の真実の記録一』としてまとめられたが、昭和35年3月31日に辞任した（現在聖心女子大学教授）。

蒙古関係の資料はほとんど集めることができなかつたので、唐宋史料を中心に集め、古代から唐宋に至る研究体制を整えようと計画した。

そのために、東京大学の山本達郎、榎一雄両教授の推せんにより、東洋文庫研究員の斯波義信が助教授として昭和36年4月1日に赴任した。

斯波は宋代の商業史を研究の中心課題とし、「宋元時代における交通運輸の発達」、「宋代における全国的市場の形成」（「自然的農業的物資の特産化と流通」「手工業的物資の特産化と流通」）「宋代における都市・市場の発展」（「宋代都市の経済的形態」「宋代江南の村市と廟市」）、「商業組織の発達」、「商人資本の諸性質」、「社会と商業」及び「宋代の力勝税一国家と商業の一関係一」などを主題とした多くの論文を発表した。その一部は東京大学（新制）の学位論文として提出され、昭和37年6月11日に文学博士の学位が授与された。これらの論文は昭和43年2月、増補して『宋代商業史研究』（風間書房刊）としてまとめられ、宋代商業史研究の基礎的業績として高く評価されている。しかしその後、大阪大学の懇望があり、昭和44年3月31日付で、大阪大学文学部に転出した。

斯波助教授転出のあとには、日本女子大学文学部助教授草野靖が、昭和45年4月1日に赴任した。草野は宋代の貨幣金融、土地制度等の研究に従い、「南宋時代淮南路の通貨問題」、「南宋行在会子の発展」、「宋代官田の経営類型」「宋代民田の佃作形態」、「田面慣行の成立」等の論文がある。これらはいずれも宋代社会経済史研究の分野で高く評価されている。

松本雅明教授（昭和11年東大卒）は、大学院・東大附属図書館及び東方文化学院東京研究所においては、専ら六朝思想史を中心に研究し、『中国古代における無の思想の研究』（河出書房）を出版したが、昭和20年春の戦災で焼失した。のちゲラ刷りが発見され昭和48年4月に還暦記念として、『中国古代における自然思想の展開』と改題して出版した。

昭和17年五高赴任以来史料の不足から、目標を中国古代史の原典としての『詩経』及び『尚書』の研究に変え、その成立を社会的・政治的背景の上から解明しようと試みた。詩経の研究においては、フランスの Marcel Granet の方法の再批判を通じて、新しい方法の確立に努め、「詩経にみえる未見君子考」以下30篇の論文を系統づけ、昭和33年1月に東洋文庫論叢第41篇『詩経諸篇の成立に関する研究』（本文952頁）として刊行した（昭和36年11月、東京大学より文学博士を授与）。昭和34年1月教授となり、同40年5月熊日社会賞（学術）を授賞した。

『尚書』に関する研究は、論文16篇をまとめ昭和41年2月に『春秋戦国における尚書の展開』

(風間書房)を刊行した。これらは戦国末期の尚書を復原したものであるから、さらに遡って西周における最初の史書の成立に関する研究『原本尚書の研究』を刊行準備中である。

また、中国古代史、魏晉思想史のほか、熊本大学考古学講座発足にいたるまで、熊本県における埋蔵文化財の責任者として、数十の遺跡の調査、美術史の研究、日中古代交渉史の研究、南島の研究及び日本古代文学(散文・韻文)の成立と大陸文化との関係など、今まで多くの問題を手がけてきた。

その成果は、『陳内廂寺調査報告』(昭和40年)、『城南町史』(編著、昭和40年)、『沖繩の歴史と文化—国家の成立を中心に—』(近藤出版社・昭和46年)、『東洋の古典文明』(共著、社会思想社・昭和49年)のほか数多く刊行され、それぞれ高い評価を受けている。

松本教授は昭和53年4月1日に停年退官し、新制熊本大学発足以来足掛け29年にわたる教壇生活に別れを告げた。現在著作集刊行の準備を進めている。後任教授には同日付をもって草野が昇進した。草野の後任には足立啓二が昭和54年4月1日に講師として就任した。足立(昭和53年3月京都大学大学院博士課程修了、その後同大学文学部研修員)は「明末清初の一農業経営」「大豆粕流通と清代の商業的農業」などの論文がある新進の明清史家である。

東洋史研究室の研究史料も唐宋時代までは略々完備した。今後は明清以降の史料の充実をはかることになる。

西洋史学講座

「西洋史学」講座は、昭和26年1月酒井三郎教授の着任により開設された。同教授は、戦時中東京から郷里高知県に疎開した関係で同県高知追手前高校長として在職していたが、本学部の依頼に応じて赴任した。その後間もなく同年10月九州大学大学院(旧制)から松垣裕講師(現教授)が赴任し、ここに講座の基礎が固まった。

酒井教授の活動は、主任教授としての固有の職務の他に、昭和36年10月から3年間本学教養部長として教養部の分離を推進し、また学術研究団体「世界史研究会」を創設して自ら理事長となり、運営に当るなど、きわめて広くかつ多岐にわたった。同教授の研究業績には、その領域の上で大別すれば、(1)史学史の系列に属する一連の業績と、(2)外交史に関する論文、及び(3)世界史論、に三分することができよう。(1)史学史に関する研究では、とくにジャン・ジャック・ルソーを扱う論稿が質量ともに優位を占める。これらを集成したのが、学位論文(昭和34年広島大学)「ジャン・ジャック・ルソーの史学史上の地位」である。本研究は、従来歴史哲学の立場から論及されるにすぎなかったルソーを歴史叙述・史学史の立場から再認識することを意図し、人間ルソーの全体把握を起点として彼の歴史認識に迫る方法がとられ、結論としてルソーの史学思想がドイツ史学に影響を与え、シュペングラーやトインビーにも継承されるなど、近代史学史に重要な地位を占めることが強調される。これは、昭和35年『ジャン・ジャック・ルソーの史学史的研究』(山川出版社)と題して刊行された。なお、ルソー以外に史学理論史関係では、「文化史的方法についての試論」(昭和37年)、「F. Schillerの歴史叙述の分析」(昭和41年)等の論文がある。本学退官後の昭和44年には、『日本西洋史学発達史』(吉川弘文

館)を出版した。次に、外交史の領域についてみると、「18・19世紀の交における平和論」(昭和27年)、「ナチ・ソヴィエト不可侵協定の成立とその意義」(昭和28年)がある。また、世界史論に関する論稿は、昭和33年に『世界史の再建』(吉川弘文館)が公刊された。

ところで、酒井教授は、昭和26年7月「世界史研究会」の創設とともに機関誌『世界史研究』を発行して会員の学術研究に発表の場を提供したほか、熊本県高等学校及び中学校の社会科学研究会とも密接な連繫を維持し、戦後教育の所産たる「社会科・世界史」教育について助言し、あるいは広く討議の場を作り出した。定期的に研究会が開かれて、教育現場たる高校・中学と研究機関たる大学との緊密な交流が生まれたことは特筆してよい。『世界史研究』は、昭和27年10月の創刊号から、昭和42年刊第43・44号(合併号)まで続いたが、残念なことに終刊した。ここに至った背景には大学における研究関心と教育現場における実践的志向との間に断層が生じていたことも否めないであろう。

酒井教授は、昭和42年3月本学を退官し(昭和44年4月～52年3月立正大学教授、水戸市在住)、そのあとを継いだ松垣裕教授(昭和31年助教授、昭和42年教授)は、イギリス中世史を専攻領域とし、戦後わが学界を風靡した社会経済史の研究から出発した。荘園制、農奴制、村落共同体、開放耕地、三圃制等に関する一連の論文のうち、主要なものは、「直営地労働力の諸形態」(昭和31年)、「12世紀末イングランドにおける聖堂騎士団所領の構造」(昭和37年)である。やがて、昭和36年に立教大学田中正義教授を代表者とする「イギリス中世史研究会」が結成され、その一員として参加するに及んで、研究関心は漸次上部構造に移行した。「司法組織と領主制」(昭和39年)は、荘園裁判所記録を分析して、基礎過程と支配権力との関連を把握し、それ以降の研究への転換点になった。「サクソン・イングランドにおける領主裁判権の存在様態」(昭和41年)は、領主権の背後にこれを規制しうる程に成長した国王裁判権の存在を解明し、以後問題関心は明確に王権と国家に向けられた。昭和47年その成果は昭和40年代中期に発表された諸論文を中心に集成した『イギリス封建国家の確立』(山川出版社)としてまとめられ、学位論文(昭和49年京都大学)となった。

最近の研究は、視点がさらに拡大されて立法・行政にも及び、国制全般の機構が考察の対象となり、「コモン・ローとイギリス中世の国制」(昭和50年)、「コモン・ローにおけるローマ法の影響」(昭和50年)の二篇は、英法史の分野におけるユニークな問題提起である。最も新しい論文「プラクトンの王権論における『法の支配』理念」(昭和52年、53年)は、13世紀の政治思想に論及している。

昭和42年4月、酒井教授の後任として桑原莞爾助教授(昭和42年講師、昭和43年助教授)が着任した。同助教授は東北大学大学院博士課程においてイギリス近代経済史を専攻した。初期の業績は主として産業革命期における石炭業並びに製鉄業の発展過程を分析したものである。主要論文に「産業資本確立期におけるイギリス製鉄業」(昭和43年)がある。次いで同助教授の研究関心は、「大不況」を契機とするイギリス資本主義の構造変化に向けられる。具体的には、自由主義政策の対極をなす保護主義運動を関税改革論争について分析し、「1904年関税委員会

報告書第一巻をめぐって」(昭和44年)、引続き羊毛工業における政策転換にも論及し、「大不況克服期のイギリス羊毛工業と保護政策論」(昭和48年)、「大不況期のイギリス羊毛工業と政策転換運動」(昭和48年)がある。最近の問題関心は保護主義の支柱たる「帝国連合」運動に向けられる。「政治的結合」から「通商(=関税)同盟」運動への発展を論じた「大不況期におけるイギリス帝国連合運動」(昭和50年)、運動の推進主体を解明した「イギリス保護関税創設運動と鉄鋼インタレスト」(昭和50年)は、このような問題意識の所産であるが、この運動が「帝国特惠論争」におけるチェンバレン・キャンペーンの挫折で結着する経緯は、「1907年帝国会議と通商同盟構想」(昭和49年)に詳しい。これらの分析は、イギリス帝国主義の性格——「産業国家」から「金融国家(海外投資国家)への型制転換、綿業と「本国費」によるインド支配=収奪の確立——について論じた諸論稿「第一次大戦前の帝国特惠論争とインドの立場」(昭和50年)、「イギリス帝国主義に関する最近の研究動向」(昭和51年)、「大不況期のイギリス関税改革=帝国連合運動」(昭和52年)として発表されている。

ところで、西洋史研究室の30年において特筆すべきことは、昭和36年5月日本西洋史学会第14回大会が本学主催で開かれたことであろう。全国から200名余の参加があり、盛会裡に2日間の大会を終えたが、当時助手も大学院生もない新制大学での全国学会は本学西洋史研究室をもって初めとする。酒井教授の采配下に、学部学生諸君が総力を結集した成果であった。

最後に、西洋史学を専攻し社会人となった卒業生は、昭和53年3月で26回を数え、総数231名(うち女子71名、また専攻科修了者9名、大学院修士課程修了者4名を含む)に達するが、その動静について一言したい。その中心をなすのは、熊本市、県下一円から九州及び関西・関東の各地に点在する高等学校教諭在職者である。初期の卒業生は、すでに現場の中堅クラスから主任の地位を占める。その他の分野では、古いクラスにマスコミ関係(NHK、朝日、西日本、熊日、民放各社)が目立ち、昭和30年代後半からは国家公務員、地方公務員が少くない。数年前文部省にOB、OGが5名も一緒に勤務していた時期がある。近年は相互銀行をはじめ一般企業からの求人に応じる者が増え、その職種は多彩になった。また、研究者として学界の第一線で活躍中の卒業生がいる。

考古学講座

熊本県内の遺跡は、戦後の食糧難打開のための開墾、昭和30年代半頃からのミカン・ブームによる丘陵斜面の削平、40年代以降の乱開発、などによりその多くが破壊された。その保護と調査は民間の研究者には過重であり、大学からの参加が強く要望され、熊本県文化財保護条例の施行(昭和31年)に伴って考古・美術担当の県文化財専門委員を依頼された松本雅明教授(東洋史、当時助教授)がこれに応えることになった。以来松本教授を代表とする文化財調査は西九州の先史—古代の解明に大きく寄与し、発掘調査に至っては城南町轟貝塚(昭和33年)・同町陣内廃寺(昭和34年)・宇土市向野田古墳(昭和44年)等30箇所を越えた。

このような情勢から、松本教授は考古学講座開設の必要を痛感し、その準備として昭和40年から伊藤奎二助手(2年間)、佐藤伸二助手(6年間)を連続的に採用し、発掘等の調査の実

施と考古資料の蒐集・整理に当らせた。それに加え、九州縄文時代研究の基礎をつくりあげた小林久雄氏の逝去（昭和36年）に伴い、その龐大な蒐集品の寄託を得、研究資料・教材の保有量では他の大学に新設された考古学研究室を凌駕した。これらの資料は資料館（旧五高校舎）東側1階の3室に分置され、九州における大コレクションのひとつとして全国の研究者に利用されるに至った。

おりから法文学部に大学院修士課程が設置され、史学科は4専攻が望ましいところから、昭和46年5月、国史学の講師として、ウィスコンシン大学大学院で文化人類学を専攻、同大助手を経て有明海周辺の縄文後期遺跡を調査中であった小谷凱宣が赴任した。

続いて昭和47年4月、東南アジアの民族学・考古学の研究で著名な前東京教育大学教授国分直一を招聘、小谷講師と併せて国史学B講座が設置され、考古学専攻の学生がはじめて採用された。資料館東端の部屋を借用して実習室に当てることとし、他学部の実験台・書架などの移管を乞い、史学科の各講座から若干の関係図書の方与を得て形をととのえた。しかし同館が重要文化財であるため、実習等に必要な設備を付設することができず、研究・教育ともに著しい支障を余儀なくされた。なおこの年、小谷講師はアラスカ・ホットスプリング遺跡の発掘調査を行った（7～9月）。

昭和48年2月、小谷講師は助教授に昇任。この年、実習教育をかねて城南町黒橋貝塚発掘調査（3月）、阿蘇研修所で合宿して実習教育（6月）、吐噶喇列島宝島大池遺跡を発掘調査して南西諸島における縄文中期以前の文化の存在を確認し（7月）、続いて益城町秋永遺跡を発掘調査した（11・12月、代表松本）。

昭和49年4月、国分教授の停年退職に伴ない、天理大学付属博物館で南西諸島先史時代の研究に従事していた白木原和美が教授に着任。従来講義に加えて博物館学を開講、教育学部・熊本市立博物館と協力して学芸員養成のシステムを作った。この年度、小谷助教授はアラスカ・ホットスプリング遺跡の第2回調査（7～9月）に従事し、白木原教授は学生の一部を帯同して八重山諸島の無土器文化遺跡の調査（8月）、沖縄一奄美の先史文化の交流状況の調査（50年3月）を行った。

昭和50年4月、考古学講座（実験講座）の設置が認められ、国史学B講座を考古学と改称した。当時、保有書籍が極端に少なく、故小林久雄氏の蔵書の一部を借用して現状を糊塗していたので、まず学習用の図書の充実を計ることにした。この年、阿蘇町御塚古墳群を調査し、うち2基を発掘調査した（9月）。

昭和51年4月、柴尾俊介を助手に採用した。西原村公民館に合宿して桃ノ木原遺跡の発掘調査を行い、C¹⁴法により3条の鍵層を確定させた（7月）。11月、小谷助教授が国立民族学博物館に転出したが、学期途中であったので年度中は本学に派遣の形で学生の指導を続けた。

昭和52年4月、平安博物館で平安京の発掘調査を担当するかたわら東北アジア考古学を研究中であった甲元真之が助教授に着任した。これを機に実習指導の強化を主眼に授業内容に若干の修正を加えた。野外調査としては吐噶喇列島中ノ島タチバナ遺跡（7月）、奄美大島タカマ

タ遺跡（8月）、五木村頭地下手遺跡（10月）阿蘇郡西原村桑鶴遺跡（3月）の発掘調査を実施した。

さらに当講座は開設が意図されて以来既に相当の年月を経たので、開設までの経緯・研究教育歴・本学の位置と規模などを考慮し、関係者で討議して活動の大略の方針を立てた。即ち、中国大陸の研究を重視し、また、民族学・民俗学等の研究成果とその方法を援用しながら、①地元の問題として九州脊梁山地の研究、②一般的人文研究への参画として東シナ海沿岸・島嶼群の研究、を中心の課題にかかげた。研究、教育活動の成果については研究室活動報告書を公開することとし、創刊号として『五木村頭地下手遺跡』を刊行し（2月）、昭和53年度も相次いでタチバナ遺跡（7月）、桑鶴土橋遺跡（3月）を調査し、『桑鶴土橋遺跡』（9月）、『高又遺跡』（54年2月）、『タチバナ遺跡』（3月）を刊行した。

（3）文 学 科

国語学講座・国文学講座

この2講座は、昭和24年の学部開設と同時に五高の教授陣容をそのまま引き継いで発足した。国語学に石坂正蔵助教授、国文学に田中辰二・上田英夫教授、寺本直彦助教授という顔ぶれであった。

昭和25年4月、初めての専攻生6名を迎え、昭和28年3月に第1回の卒業生を送り出して以来26年、その間毎年15名から20余名の学生が専攻を志望し、卒業生も既に430名余を数え、教育界を中心とする各分野で、広い地域にわたって活躍している。また昭和47年4月発足した大学院修士課程からも、既に5名の修了者を大学・高専・短期大学等に送り出している。

研究活動の面では、昭和39年4月に法文学部国語国文学会を発足させ、教官（元教官を含む）・卒業生及び在学生を会員として、研究発表・講演会等を持ち、また機関誌『国語国文学研究』第1号を翌40年8月刊行し、以来毎年定期的に発行して、現在第14号に及ぶ。また同時に会員の親睦誌『環』を併刊して、会員相互の交流をはかりながら、学科の充実発展へ着実な歩みを続けている。

熊襲の国らしく、どの大学よりも遅くまで男子学生が優勢で、他大学教官からうらやましがられたこともあったが、現在はその8割が女子学生となり、華やいだ研究室となっている。

ここで、発足以来今日に至るまでの所属教官を紹介しよう。

石坂助教授は発足当時すでに『敬語史論考』（昭和19年8月）で敬語研究の第一線にあり、敬語理論・敬語研究史などを中心に、仮名遣や上代語に及ぶ領域に業績を残した。昭和27年教授となり、評議員・学部長・図書館長等を歴任して、大学・学部の運営に参画、その充実に尽すなかで九州方言学会を組織し、その長として『九州方言の基礎的研究』（昭和44年5月）の大著をまとめた。また啓蒙的スタイルで出版された『敬語—敬語史と現代敬語をつなぐもの—』（昭和44年3月）は、敬語意識史・敬語史・敬語論を総合した、いわば40年にわたる研究歴の総集である。退官前の逝去はまことに残念であったが、草創期以来残した行政面・教育面での功績は大なるものがある。

初代の主任である田中教授は、古川柳の研究で知られる。すでに『川柳六歌仙』の著があり、また「川柳文学の再検討」（昭和30年5月）などを発表する一方、川柳の実作者・指導者としても活躍し、昭和31年3月停年退官した。次いで主任となった上田教授は、『源実朝』（昭和17年）の著があったが、その後「万葉集」の、特に次点を中心とする訓点を究明し、「万葉集次点歌とその初期加点者」（昭和29年6月）、「万葉訓点史上より見たる神宮文庫本と禁裏御本」（昭和28年12月）などを発表した。学位論文は『万葉訓点の史的研究』（昭和31年9月）で、従来概略にとどまっていた古点・次点・新点をめぐる諸問題を詳細に解明した。また現代文学に関する講義も担当、昭和34年3月停年退官、その後名誉教授として非常勤講師をつとめ、53年6月死去。

寺本助教授（現青山学院大学教授）は中古文学、なかでも特に「源氏物語」の享受をめぐる諸問題を考究し、その成果は後に学位論文『源氏物語受容史論考』（昭和45年5月）にまとめられた。「俊成における源氏物語の受容」（昭和25年6月）、「無名草子における源氏物語論—その歌論的性格について—」（昭和29年6月）などを発表、「源氏物語」に対する本歌取・物語取の歌を指摘して分析を加えている。昭和31年12月1日付けで文部省教科書調査官として転出した。

田中教授退官のあと、近世文学担当は、昭和32年2月、長谷川強教授が赴任した。「八文字屋本年表」（昭和35年）、「紀海音の浄瑠璃に及ぼしたる八文字屋本の影響—鎌倉三代記・傾城無間鐘について—」（昭和36年9月）など、八文字屋本を中心とする近世上方小説の研究を進めながら、また未開拓の近世小説と演劇の交渉をも追求し、その研究をまとめた『浮世草子の研究』（昭和44年3月）によって、学位をうけた。また北岡文庫蔵『幼童抄』『連歌作法書』の翻刻を西日本国語国文学会翻刻双書の一冊として出している。石坂教授の学部長再任に伴ない、主任をつとめるかわら、大学院創設にも力をそそいだ。昭和50年3月、埼玉大学へ転出した。

寺本助教授転出のあと空白になっていた中古文学には、昭和34年7月、野口元大助教授が着任した。「うつは物語」を中心に、形成期の平安初期物語に関する研究をテーマとし、「うつは物語の形成—『嵯峨院』を中心に—」（昭和35年6月）、「昔物語の作家と方法」（昭和37年12月）などを発表し、これらの論考を『古代物語の構造』（昭和44年）にまとめて刊行した。在任中発見された松平文庫の調査に参加して、「夜寝覚伝本考—新出の鳥原本を中心に—」（昭和37年1月）などをまとめ、また長谷川教授とともに細川家の北岡文庫調査にも当り、「俊成卿百番歌合について」（昭和36年6月）などを発表、次いで『平安和歌叢』（昭和37年6月）として西日本国語国文学会翻刻双書に収めた。昭和41年3月、文部省教科書調査官に転出し、後任として池上洵一助教授が着任した。

池上助教授は「今昔物語集」を中心とする説話文学の研究で知られる。「今昔物語集の説話受容態度—その基礎的覚え書き」（昭和41年12月）、「打聞集の一側面—断片的記事の性格—」（昭和43年9月）、「今昔物語集の方法に関する一考察」（昭和43年12月）、「今昔物語集の欠文に

関する諸問題—いわゆる共通欠文をめぐって—(昭和45年3月)などの論文を発表, また神戸大学の永積安明教授と共訳で、『今昔物語集』1~6(昭和41年12月~43年6月)を刊行した。昭和47年3月, 静岡女子大学へ転出。

以前に助手を勤めたことのある荒木尚教授が昭和37年7月着任し, 次いで昭和39年, 教養部へ配置換となったが, 昭和45年7月, 法文学部へ帰った。中世文学を専攻し, 究明の遅れている中世後期の和歌史を主たるテーマとし, 特に歌論を中心とした研究を進めている。「桜井神社蔵徒然草考」(昭和46年12月), 「『歌詞』『只詞』の世界—了俊の著作をめぐって—」(昭和50年3月)などを発表, それらをまとめた『今川了俊の研究』(昭和52年3月)により学位をうけた。また『拾塵和歌集』の翻刻を西日本国語国文学会翻刻双書の一冊として出している(昭和39年6月)ほか, 『私家集大成』7巻(昭和48年~51年)の刊行執筆にも関係している。

昭和47年4月1日付で, 迫徹朗教授が熊本女子大学から, 金原理助教授が相山女学園大学短期大学部から着任した。どちらも主として中古文学を研究しているが, 迫教授は「『伯母の話』の素材源」(昭和48年11月), 「三条右大臣集成立論」(昭和53年2月)などを発表し, 「万葉集」から「新撰和歌」「大和物語」「大鏡」「枕草子」などに及ぶ作品群について, 特に考証的方法による研究を進めながら, また諸伝本の研究も行い, まとめて『王朝文学の考証的研究』(昭和48年3月)を刊行した。

金原助教授は平安朝漢文学史を主な研究テーマとしており, 「嵯峨朝文壇の基調」(昭和48年10月), 「巨勢識人考—嵯峨朝文壇の詩人—」(昭和52年1月)などを発表し, 日本漢詩文の究明に意欲を示している。

国語学講座では, 石坂教授の後任として昭和47年4月, 柏谷嘉弘教授が山口大学から赴任した。一貫して漢語に関する研究を手がけ, 「建武本論語の語法(上)」(昭和48年3月)などを発表したが, 家庭の事情から在熊1か年で転出し, 代わって迫野虔徳助教授が北九州大学から着任した。迫野助教授は主に中世の音韻・仮名遣を研究テーマとしており, 音韻関係では, 「オ・ウ段拗長音表記の動揺」(昭和50年3月), 仮名遣については, 「定家の『仮名もじ遣』」(昭和49年8月), 「仮名遣の問題」(昭和50年6月)などの論文を発表している。

昭和39年4月, 教養部が発足したが, 一般教養課程時からの関係を踏襲して, 現在も交流を行なっている。教養部の専任教官は首藤基澄教授・西田耕三助教授の2人で, それぞれ法文学部の近代文学及び近世文学の講義を兼担し, 授業内容を豊かにしている。

次に漢文学についてふれておきたい。開学当初は, 五高教授であった高森良人が引継いで担当した。教授は昭和30年3月, 「朱子本伝の儒学史的研究」により学位をうけている。昭和33年3月, 停年により退官した。

英語・英文学講座

熊本大学の発足にあたり, 法文学部に英語・英文学第一から第四までの4講座(うち1名はフランス語)がおかれ, これらの講座に所属する教官が法文学部文科学英語・英文学専攻(以下英文科と略称する)の専門科目及び教養課程の英語の講義を担当することになった。この定

員は主として旧制第五高等学校の教授によってみたされた。河原畑正行教授は昭和24年8月熊本大学教授兼第五高等学校教授となり、昭和24年7月に山田昌司、和田勇一、田崎篤次郎、原田隆、坂巻俊平の各教授は熊本大学助教授に、中林謙二教授は熊本大学講師になり、いずれも第五高等学校教授を兼務した。また河瀬嘉一教授は24年5月に法文学部長事務取扱を命ぜられ、第五高等学校長をも兼務したが、25年3月には熊本大学教授・法文学部勤務となった。熊本高等工業学校からは高田運吉教授が25年4月に熊本大学教授・法文学部勤務となった。その後25年12月に中川努講師が、26年4月に金子正信講師が、26年12月に木村正人講師が着任し、英文科の教授陣がととのった。

27年3月河瀬教授の退職に伴ない、同年8月吉田正憲助手が着任、30年7月高田教授の教育学部への配置換により、31年4月に島良夫助手が着任した。32年3月中川助教授が大阪大学へ転出し、同年5月青木信義助手が着任、34年4月には田崎助教授が退職して武蔵大学へ移り、福田昇八助手が着任、さらに5月には長谷川清二助手が着任した。35年3月中林助教授が昭和女子大学に移り、同年5月に後任として藤井良彦助手を迎えた。36年3月、島講師が国学院大学に移り、5月に山田知良助手が着任した。38年3月には坂巻助教授が東海大学へ、青木講師が山梨大学へ移ったため、4月に平戸喜文・丹下一郎の両講師が来ることとなった。

39年4月には教養部が独立したため、原田、金子助教授、福田、長谷川、藤井、山田、平戸、丹下の各講師が教養部に配置換となり、法文学部所属として残ったのは、河原畑、山田、和田教授及び木村、吉田助教授の5名であった。その後47年10月には木村教授が教養部に移り、45年3月に停年退官した河原畑教授の後任としては、英語学専攻の伊藤弘之教授が48年4月に鹿児島大学から着任した。50年4月には山田教授が、52年4月には和田教授がそれぞれ停年退官となり、谷川二郎助教授が教養部から配置換となった。さらに54年4月には英語学専攻の藤原保明助教授が教育学部から配置換となった。なお、この間に英文科出身の次の5名が助手として事務を担当した。四宮由子（昭和30年7月～32年6月）、阿南（旧姓前田）裕子（34年7月～36年6月）、中野博子（38年5月～40年3月）、副島（旧姓岩本）和子（43年4月～45年3月）、杉野由美子（49年4月～51年3月）。昭和46年4月～48年3月の間は村上真理子が事務補佐員であった。

英文科学生のための英会話、英作文の講義は主として外国人教師によって行なわれたが、法文学部所属の外国人教師はそれ以外の専門科目の講義も担当した。学部所属の外国人教師がない場合には、熊本在住の米国人などに依頼することもあり、また教養部及び教育学部所属の外国人教師が受け持つこともあった。次にそれらの教師の氏名及び在職期間を列挙する。

セオダー・トマス・ドンブラス (Dombras) (昭和26年4月～28年3月)

マーサ・スウ・スチュワート・フクダ (福田) (昭和28年10月～32年7月)

アーネスト・P. ヤング (Young) (昭和29年11月～31年6月)

フレッド・T. ペリー (Perry) (昭和31年10月～33年8月)

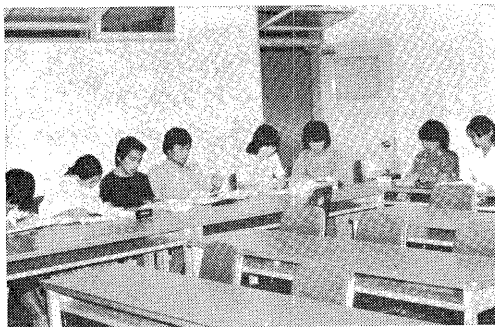
スーザン・H. ブリンク (Brink) (昭和34年4月～36年3月)

ダヴィド・R. クルス (Cruse) (昭和36年4月～44年3月)
 ロバート・ブルース・スタントン (Stanton) (昭和36年10月～37年6月)
 アーノルド・ジョン・スタフォード (Stafford) (昭和37年10月～38年6月)
 ドナルド・S. ウォース (Worth) (昭和38年6月～40年3月)
 ジョン・N. ギラオ (Guirao) (昭和39年度前期)
 アルバート・リン・サザード (Southard) (昭和39年度後期～41年度前期)
 マイヤー (Myer) 夫人 (昭和45年1月～45年3月)
 リチャード・アントニー・ジャンボア (Jumbor) (昭和45年4月～47年3月)
 トマス・フランシス・ダウド (Dowd) (昭和46年4月～46年8月)
 カーティス・ヘイズ (Heys) (昭和46年度前期～47年度前期)
 ポール・V. グリーシー (Griesy) (昭和47年度後期～)
 アラン・ローゼン (Rosen) (昭和49年度後期～)

このうち法文学部所属のドンブラス氏は米国政府からの派遣、ヤング、ペリーの両氏はアジア財団交換教授、スタントン、スタフォードの両氏はフルブライト交換教授であった。

英文科の講義は、第1回生が2年次に進んだ昭和25年4月から始められた。25年度の開講科目は英語学概論(河原畑)、英文学史第1部(山田)、18世紀英文学講読(和田)、英詩講読(田崎)であった。26年度は英語学関係の講義を河原畑教授が、英文学関係の講義を河瀬教授及び山田、和田助教授が担当し、外国人教師ドンブラスが English Speech and Composition, History of American Literature, History of Occidental Civilization などの講義をした。27年度以降は英語学を河原畑教授、英文学を主として山田、和田助教授(のち教授に昇任)が担当する体制が持続したが、29年度以後は若い助教授の中から1名が交替で専門科目を受持つことが慣例となった。

33年4月に専攻科が設置されて、英文科卒業生だけでなく、教育学部卒業生も数名受入れてきたが、48年4月には大学院文学研究科(修士課程)の英文学専攻(入学定員6名)が、他の諸専攻よりも1年おくれて発足した。これに伴ない、英語学・英文学及び仏文学の各科目は、文部省令によりそれぞれ修士講座となったが、それらの講座に所属したのは英語学が伊藤教授、英文学が山田、和田教授及び吉田助教授



文学科の演習風景

(昭和50年4月教授)(以上法文学部)、金子、木村教授(以上教養部)、仏文学が有吉豊太郎講師であった。そのほかにアメリカ文学担当の非常勤講師として熊本商科大学の西山保教授を招き、48年度には伊藤教授病氣療養中のため、停年退官後の河原畑講師に英語学の講義を依頼した。

次に、英文科の講義を担当してきた各教官

の研究について簡単に記す。河原畑教授の研究領域は主として古代英語で、講義は英語学概論、英語史などのほかに、英語学・英文学の主要な作品の講読、演習などを行なった。山田教授は英文学史の講義を一貫して担当し、また18・19世紀の小説、特にディケンズについて詳しくかった。和田教授はシェイクスピア、マーロウなどエリザベス朝演劇について造詣が深く、それらの講義をまとめた著書がある。また後述するように、熊本大学スペンサー研究会の指導者でもあった。木村助教授（のち教授）は現代英文学を専攻し、教養部に移ってから引続き英文科及び大学院の講義を担当している。吉田助教授（のち教授）はイギリス・ロマン派の英詩を専門としている。伊藤教授は主に18世紀の英語を研究し、河原畑教授のあとを受けて英語学関係の講義を担当している。谷川助教授はシェイクスピアを、藤原助教授は中世英語の音韻を主に研究している。そのほかに教養部からハーディを専攻する金子教授及びアメリカ文学の中島最吉助教授が英文科に協力している。

なお、河原畑教授は28年7月から2年間、公選第1回目の法文学部長をつとめ、学園紛争の最中には44年7月より学生部長であった。山田教授は教養部主事や3期にわたる学生部長のうち、44年9月より2期の学部長をつとめた。和田教授は学生部長のほか、数次にわたり評議員をつとめた。現在は、いずれも熊本大学名誉教授である。

英文科の研究に関連して特に述べておきたいのは、熊本大学英文学会及び熊本大学スペンサー研究会の活動である。前者は主として法文学部に関係のある英語・英文学の教官及び英文科卒業生、在学生をもって組織された学会で、32年3月の第1回総会をもって発足し、その後、毎年1回の総会と機関誌『熊本大学英語英文学』の発行を続けている。新制大学の英文科卒業生が中心となって発行する研究誌が、20年以上にわたって続いているという事実は、注目にあたることであろう。この学会の会長は法文学部（昭和54年より文学部）英文科教授の中から選ばれ、副会長は規約改正により卒業生の中から選ばれることになった。会員は現在約580名である。

熊本大学スペンサー研究会が発足したのは34年9月のことであるが、これは、以前からすでにあったミルトン研究会からの継続である。そもそもミルトン研究会は、29年に和田助教授以下の若手教官が週1回集まって *Paradise Lost* の輪読をはじめて以来のものであるが、その後会員に異動があり、最終的には和田、吉田（以上法文学部）、木村、山田、藤井（以上教養部）、福田（教育学部）及び平戸（熊本女子大学）の7名となって、E. Spenser の主著 *The Faerie Queene* 及び *The Shepherdes Calender* の翻訳を完成した。*The Faerie Queene* の翻訳を始めたのは37年のことで、その第1回訳稿は『熊本大学英語英文学』第6号に掲載された。この研究には40年、41年の2か年にわたり文部省科学研究費があたえられたため、研究書の整備と翻訳の仕事が著るしく促進され、44年7月に『妖精の女王』（本邦初訳）として出版（文理書院）した。この訳業に対して同年11月、日本翻訳家協会から第6回日本翻訳文化賞が贈られ、45年5月にはさらに熊本日日新聞社より第20回熊日社会賞が贈られた。その後スペンサー研究会は *The Shepherdes Calender* をも『羊飼の暦』として49年3月に翻訳出版したが、50年11月

には西日本新聞社から、この両書翻訳の成果に第34回西日本文化賞（学術文化部門）が贈られた。

最後に英文科卒業生の特徴について簡単にふれておきたい。昭和54年3月現在で卒業生総数は約490名、そのうち女子は210名をかぞえる。特に44年卒業（第17回）以後の女子の増加は著るしく、毎年約半数を女子が占め、最近では4分の3にも達している。卒業生の主な就職先は教職、ジャーナリズム、公務員などであるが、それ以外に産業界で活躍している者もかなり多い。大学院修了者18名は、殆どみな教職についている。

独語独文学講座

昭和24年熊本大学の発足に際し、五高から藤井外興教授、永松譲一助教授、滝沢寿一助教授、福山四郎講師、熊本工専から小林保太郎講師が法文学部に配属された。翌25年には、五高から高野教授、七高から橋本郁雄教授がそれに加わったが、滝沢助教授が同年7月に九州大学に（後に広島大学、現在西南学院大学）、翌26年9月には小林講師が福岡女子大学に転出した。

昭和25年の専門講座の開設にあたっては、藤井教授、永松助教授（25年教授昇任）で発足の予定であったが、実際には、藤井教授と永松助教授の文学講読と高野教授の語学概論で専門の授業が開始された。昭和26年には、橋本助教授が語学の担当者として加わり、その他にも藤井教授、永松教授、高野教授の文学演習、永松教授の文学特殊講義と文学史も開講されて講義内容が充実した。昭和27年には、さらに橋本助教授の語学演習がそれに加わった。このようにして、昭和28年3月には最初の卒業生5名を送り出した。昭和28年に至るまでの講義題目は次の通りである。

担当者	種別	25年	26年	27年
藤井外興教授	文学講読	Meyer : Das Amulett	Thomas Mann : Novellen	Goethe : West-östlicher Divan
"	文学演習		Goethe : Die Wahlverwandtschaften	Hebbel : Agnes Bernauer
永松譲一教授	文学講読	Keller : Romeo und Julia auf dem Dorfe	Storm : Aquis submersus	Hölderlin : Hyperion
"	文学演習		Goethe : Faust I.	Goethe : Faust I.
"	文学特殊講義		ロココ・ゲーテ	ゲーテ研究（シュトラースブルク時代の抒情詩）
"	文学史		ドイツ文学史	ドイツ文学史概説
高野巽教授	語学概論	独逸語学概論	独語学概論	ドイツ語学概説
"	文学演習		Kleist : Michael Kollhaas	Kleist : Michael Kollhaas
橋本郁雄教授			中高ドイツ語文法	中高ドイツ語文法概説 (Formen- u. Satzlehre)
"	語学演習			Das Nibelungenlied

当時、一般教養課程の外国語は、法文学部及び教育学部所属の教官が担当していた。専門の講義内容を充実するため、また教養課程の独語の受講者の増加に因るため法文学部所属の教

官も増加した。昭和26年に熊本薬専から右田茂実講師が法文学部に配置換えされ、松尾精一元五高教授が講師に迎えられ、熊本市立高校に勤務していた土方学洋と東京大学卒の山本明が助手に採用された。しかし、当時のドイツ語教育界の特殊事情から異動が激しく、ほとんど毎年のように教官の入れ替わりが見られた。

昭和27年9月には土方助手の転出（下関水産講習所）、昭和28年3月には橋本助教授の転出（一橋大学、現在学習院大学）があり、それに対し、昭和27年7月に魚住衛講師（医専、五高講師）を迎え、高木勇助手（東京大学卒）が採用された。また翌28年には、森川俊夫助手（東京大学助手）を迎え、増田義男助手（東京大学卒）が採用され、法文学部所属の教官は11名になった。しかし翌29年4月に森川助手が東京大学に転出し（現在一橋大学）、同年5月に坂上助教授を富山大学から迎え、7月には山中弘志助手（東京大学卒）が採用されたので、法文学部独語独文学講座所属の教官は12名になった。昭和30年は特に異動が多く、藤井教授の退職（4月、東京医科大学）と山本講師の転出（3月、茨城大学、現在東京大学教養学部）に松尾講師（5月）と魚住講師（6月）の退職が重なった。それに対し、同年4月に法文学部文系の助手であった栗崎了が独語独文学講座に配置され、5月に田中宏幸（東京大学 修士）、6月に鈴木甫（東京大学卒）が助手として採用された。その後も昭和32年7月に坂上助教授、昭和33年4月に増田講師が退職（中央大学、現在東京医科大学）したので、33年4月に渡辺勝（東京大学修士）、5月に植田兼義（東京大学卒）が助手に採用され、また翌34年4月には宮原朗（東京大学修士）が助手として赴任した。田中講師は昭和31年から教養課程の独語のほか、専門の語学特講、演習も担当していたが、昭和35年3月に母校の富山大学に転出（現在金沢大学）したので、松本道介助手（東京大学修士）が採用され、昭和35年から植田講師が専門講座の語学を担当するようになった。この間に、福山助教授が初期新高ドイツ語研究のために西ドイツ Göttingen 大学に海外出張した（34年4月～35年7月）。福山助教授には、新高独語、Luther の言葉についての研究論文のほか、Luther の翻訳「大教理問答書」（28年）、「キリスト者の自由について」（29年）等がある。右田講師は病気のため休職中であったが、昭和36年3月に退職し、また高木助教授が同年静岡大学に転出したので、清水豊明（東京大学修士）が助手に採用された。翌37年3月には宮原講師が埼玉大学に転出したので、岡山大学から上西川原講師を迎え、山口幸輔（東京大学修士）が助手に採用された。翌38年にも異動があり、山中助教授の玉川大学に転出するための退職（現在中央大学）と鈴木助教授の慶応大学への転出退職（現在玉川大学）が重なったので、鈴木敏夫（東京大学修士）が助手に採用され、鳥根大学の早川昭助教授が迎えられた。さらに昭和39年3月には、松本講師が退職して国学院大学に転出（現在中央大学）し、滝田夏樹（東京大学修士）が助手に採用された。

昭和39年4月には、教養部の設置に伴う大異動が行われ、法文学部に残る者と教養部に移る者が決定された。福山教授、上西川原、栗崎、早川の3助教授、清水、山口、渡辺の3講師と鈴木助手の計8名が教養部に配置転換となった。しかし福山教授は教養部の定員にあてられたので、教養部への移動は実質的には7名であった。法文学部には当時学部長であった高野教授

のほかに、永松教授、植田助教授、滝田講師の4名が残ったが、滝田講師は教養部の授業のみを担当し、植田助教授も一部教養部の授業を担当した。

このような大異動の行われた年の3月に、熊本大学に初めてのドイツ人教師を迎えた。それ以前にも、岡山大学から Dr. Ralpf-Rainer Wuthenow 氏 (現在 Frankfurt 大学教授)、九州大学から Gertraud Löwenfelder-Herbert 女史、同志社大学から Hartmut Buchner 氏、広島大学から Detmar Teggemann 氏などが非常勤講師として招かれていたが、昭和39年3月に、ドイツ学術交流会 (Deutscher Akademischer Austauschdienst, 略, DAAD) の斡旋により、Dr. Norbert Hormuth 氏が赴任し、法文学部と教養部の授業を担当した。同氏は Freiburg-i. Br. で、Trakl の研究で博士号をとり、熊本においても抒情詩の研究を続け、学会等で発表した。さらに滝田講師、教養部に移った栗崎助教授と協同して Trakl の詩集を邦訳し、ドイツの Inter Nationes の援助を得て対訳として出版した (42年)。その後赴任したドイツ人教師の斡旋もすべて DAAD を通して行われている。昭和43年3月に Hormuth 氏は英国 Birmingham 大学に転出し、後任には同大学の講師であった Dr. Hansjörg Meyer 氏が赴任した。同氏は Rätsel の研究で Würzburg 大学の学位をもつ。その後任の Jörg Zimmermann 氏 (46, 12~50, 7) も Dr. Heinrich Mehl 氏も Würzburg 大学で学んでいる。50年11月に着任した Mehl 氏は Würzburg で、記念碑、特に文学上のその研究で学位をとり、民俗学的な造詣も深く、》Die Bauernhäuser in Rhön und Grabfeld《 (52年) 等の著作がある。同氏は54年5月4日付で退職、後任の Dr. Gregor Paul 氏は9月着任予定である。Zimmermann 氏は帰国後外交官となり、活躍が期待される。Meyer 氏は Ludwigsburg の高校で教鞭をとり、Stuttgart の大学にも出講している。Hormuth 氏は Rüsselsheim の Volkshochschule の Direktor として活動のかたわら Frankfurt 大学の講義も担当している。Mehl 氏は Schwäbisch-Hall の博物館の Leiter に8月就任の予定である。

教養部の分離後、法文学部の講義は高野教授、永松教授、植田助教授と外国人教師が担当した。高野教授は Goethe とその時代の研究、特に Goethe の自然科学についての研究を行い論文を発表した。また昭和36年から40年まで法文学部長を2期つとめた。永松教授は Goethe の研究、特にその初期、Rokoko-Goethe の研究論文がある。その他にも、18世紀の小説、Gellert 等の研究も行い、翻訳には H. A. Korff の「ゲーテ時代の精神」(19年)がある。永松教授も学部長を2期つとめ、大学院設立に際しては大学院設置準備会委員長として活躍した。また研究室図書の実充に意を用い、全集、辞典、その他の基本図書を計画的に収集した。特に Goethe 関係の図書には見るべきものが多い。植田助教授には Luther のドイツ語に関する論文があり、その他中高ドイツ語、古ゲルマン語にもくわしく、語学概論、中世ドイツ語を担当した。しかし同助教授は昭和41年に退職し立教大学に転出したので (現在、中央大学)、古賀允洋 (東京大学修士) が同年助手に採用され、ドイツ語学概論、中高ドイツ語講読を主として担当、42年に講師、46年に助教授に昇任した。昭和44年8月から45年9月まで DAAD 奨学生として Saarbrücken 大学に留学、また52年8月から12月まで同じく DAAD から独語独文学研究のた

めに招待を受けた。中高ドイツ語の文構造、文体についての論文があるが、『Die Litotes im Tristan von Straßburg』(『ドイツ文学』46号)はドイツ語学文学振興会奨励賞(第12回、47年)を受賞した。

昭和42年7月に、高野教授は教養部独語科強化のため配置換えになった。また、42年3月には滝田講師が退職し東洋大学に転出し、高村宏(東京大学修士)が助手に迎えられた。しかし同助手は44年3月に中央大学に移るために退職し、その後任に坂田正治(東京大学修士)が助手に採用され、45年に講師に、54年に助教授に昇任した。同助教授には Hölderlin に関する論文と Gerhard Storz の「詩とリズム—ドイツ近代韻律論—」(53年)の翻訳がある。

このほかに、助手として堀尾昌丸(現姓、有馬、36年7月~38年3月)、松山佑志(現在熊本商科大学講師、40年4月~41年3月)、菅美沙子(現姓、渡、44年10月~46年3月)が独語独文学講座に配置された。

昭和49年3月には、永松教授が定年により退職し(現在埼玉医科大学教授、熊本大学名誉教授)、教養部から栗崎教授が迎えられた。同教授には Thomas Mann に関する論文と上述の共訳がある。47年には大学院文学研究科に独文学専攻も設けられたが、47年には合格者がなく、48年に最初の大学院学生を迎えた。また同年4月には、広島大学から水野忠敏教授が迎えられた。語学演習を水野教授、文学演習を栗崎教授、語学特講を古賀助教授、文学特講を教養部の上西川原教授、言語学特講を矢野通生助教授が担当し発足した。水野教授には Goethe とその時代、特に Goethe の言語、文体に関する論文が多い。上西川原教授は Kleist, Goethe, Wieland についての論文があり、そのほかに、W. H. Bruford の翻訳「18世紀のドイツ」(49年)がある。なお、昭和49年から、ドイツ人教師も大学院の文学特講を担当するようになり、昭和50年からは教養部の安井教授(当時、助教授)も語学特講を担当している。同教授にはドイツ方言についての論文、その他、語学、意味論等の研究論文がある。また、永松名誉教授も非常勤講師として、発足以来53年まで文学特講を担当した。このようにして、最初の修士は昭和50年3月に出すことができた。水野教授は50年に定年退職した(現在安田女子大学教授)。54年から坂田助教授も文学特講を担当するようになった。

54年4月文学部の独立に際し、独語学の講座が認められ、2講座になった。

学会等の活動では、日本独文学会西日本支部の総会、研究発表会を4回引き受け(27年、32年、40年、49年)、そのほかにも昭和37年7月には日本独文学会の「第3回ドイツ文化研究ゼミナール」を担当し(会場阿蘇町観光会館)、参加者は日本人30数名、ドイツ人10名に及んだ。

独語独文学講座の卒業生は昭和54年までに、学部77名、大学院7名である。就職状況は、大学、高専等で独語の教育に携わる者が15名をこえ、公務員も10名をこえる。その他は、商社、新聞雑誌、銀行、証券、航空、自営、僧職等である。

仏文学講座

熊本大学の発足にあたり、法文学部に英語・英文学第一から第四までの4講座が設置された

が、その中にフランス語担当教官1名の枠が設けられ、その担当教官として増永清明助手（現成城大学教授）が、昭和25年5月着任した。昭和28年4月、増永講師の転任に伴い、後任として東京大学を終えた西岡範明助手（現九州大学文学部助教授）が、同年4月着任した。昭和39年2月、文部省令第3号により、従来の講座制が学科目制に改正され、文学科に仏文学科が新設された。昭和39年4月、西岡助教授の転任に伴い、東京大学大学院を終えた小林正憲助手が、同年9月着任した。昭和42年9月、小林講師の退任に伴い、東京大学大学院を終えた上田欽一郎助手（現白百合女子大学助教授）が、昭和43年4月着任した。昭和47年3月、上田講師の転任に伴い、九州大学大学院を終えた有吉豊太郎講師（現助教授）が、同年4月着任した。昭和48年4月、大学院文学研究科の英文学専攻が他の諸専攻よりも1年遅れて発足した。これにより、仏文学は英語・英文学の各科目と共に、1講座となったが、その担当教官は有吉講師唯1名であった。このように、仏文学科はその創設以来、学内の諸事情により、教授の定員が実質上埋められないまま、実際に専攻生を迎え入れることなく開店休業の状態が続いて来た。

一方、教養部では昭和48年4月、九州大学大学院を終えた井上厚雄助手（現講師）が、はじめてフランス語担当の専任教官として着任。次いで昭和50年4月、静岡大学より常岡晃教授を迎え、漸くフランス語の教育体制は整って来た。かくして機は熟し、昭和52年4月、教養部から法文学部に配置換えとなった常岡教授、及び有吉講師のスタッフにより、はじめて法文学部に仏文学専攻生を迎え入れ（7名）、ここに事実上仏文学講座は発足した。発足時の開講科目及び講義題目は次の通りである。常岡教授——仏文学特講：「フランス自然主義文学と印象派」、仏文学講読：L'Avare, 仏文学演習：Climats, 仏文学史（前期）、有吉講師——仏文学特講：「フランス文学における自然のテーマ」、仏文学演習：René, 仏語学演習：仏作文、仏文学史（後期）。

常岡教授の専門分野は19世紀フランスリアリズム小説及び自然主義小説、更に比較文学の領域に及び、特にゾラ研究においては、「Germinalの構造」（昭和53年2月）ほか多くの論文があり、地道な成果をあげつつある。有吉助教授の専門分野は、フランス詩であり、特に19世紀に焦点をしばって、詩における文学創造の問題を追求している。主論文としては「造物主ロートレアモン——Chantsの構造——」（昭和47年3月）がある。

なお、常岡教授の後任として、教養部には昭和52年4月、鹿児島大学から山口俊夫教授を迎え、更に、昭和53年10月、外人教師アラン・ロッシュ氏、昭和54年5月、大熊薫助手が着任した。昭和54年4月には法・文分離により文学部（常岡、有吉）教養部（山口、井上、大熊、A・ロッシュ）、合わせて6名の教官陣となり、互いに意思の疎通を図り、研究、教育の両面にわたる一層の充実発展を期している。

中国学講座

この講座は旧制第五高等学校文科の中国哲学科目に由来する。熊本大学発足後→昭和39年4月、文学省令により、文学科に仏文学科、言語学科とともに新設された。「中国学」という名称は従来の文学・哲学の枠をこえて広く中国の文化現象を研究しようという企画をもって名づ

けられたといわれる。

発足以来昭和43年4月までは、この講座には専任教官を迎えることができず、すべて非常勤講師によっていくつかの講義が断片的に開講されるにとどまった。

中国語関係は、金邦彦講師（当時熊本商科大学講師）昭和31年9月～32年3月、鶴田義郎講師（現熊本商科大学海外事情研究所職員）昭和33年5月～38年3月、昭和39年4月～43年4月
中国古典文学（漢文学）関係は古沢未知男講師（現尚絅女子大学教授）昭和40年9月～42年3月

昭和43年4月に北海道大学より田仲一成助教授を迎えて、中国学講座ははじめて専任教官による講座として実質的に発足した。田仲助教授の専門分野は中国演劇ことに地方劇の研究であり、「清代地方劇資料集」〈東洋学文献センター叢刊第3輯〉をはじめとする数多くの資料、論文がある。又、昭和47年4月の大学院修士講座開設のため「中国関係図書簡目」を作成し、大学院開設のために大きな貢献をした。

田仲助教授は主として東洋史学科学生のための中国語、主として国文学科学生のための漢文学の講義を担当した。昭和47年3月田仲助教授は東京大学東洋文化研究所助教授に転任し、昭和48年4月学習院大学より西岡助教授が着任した。西岡助教授の専門分野は中国小説史、ことに唐代小説の研究で「任氏伝遡源考」〈法文論叢第35号〉「任氏と嬰寧の間」〈東京大学 東洋文化研究所、東洋文化58号〉等の論文がある。

西岡助教授は教養部に中国語を開設するために、野口講師（熊本大学教育学部）と協力して昭和50年から夏期講習会を開催した。昭和54年に至って、教養部にロシア語・スペイン語・ペルシャ語・ラテン語等とともに自由選択科目としての中国語を開設することができた。

昭和48年度、大学院の開設に伴って、従来の中国語、漢文とともに大学院の特講を担当することとなった。

昭和54年、文学部の開設とともに、中国学講座は文学部文学科中国語中国文学専攻と名称をあらためた。

中国学講座は以上の如く開設以来15年間専攻生をうけ入れることなく、また学部内の事情によって教授定員をうめることなく名目的に存続せざるを得なかったが、文学部開設によって、専攻生を迎え、講座定員を充たして、新たな出発を期している。

言語学講座

言語学講座は、昭和39年度の学部改革に伴い教授定員1名の講座として正式に設置された。しかし、その専任教官として東京教育大学文学部の矢野通生教官の任用は、昭和41年11月1日であった。同教官は、印欧語比較言語学、特にバルト・スラブ語学の専攻で、その在任中は「言語学概論」、「音声学」、「音韻論」、「ロシア語」等の講義を開講、担当すると共に、斯学に於ける数少ない研究者として活躍した。主要業績には、「スラブ語動詞のアクセントに関する考察」（昭和43年）、「機能音素の分析」（昭和46年）、訳書として「ロシア文法」（クセジュ文庫）（昭和45年）がある。

同教官は、昭和49年4月1日付けで名古屋大学文学部助教授として転出した。

翌50年4月1日付けで、鳥根大学文理学部助教授、縄田鉄男が、言語学講座の専任教官として配置換えされ、「言語学概論」の傍ら、「古典語」「音声学」「比較言語学」等の講義を担当し、今日に至っている。同助教授の専門分野はイラン語学で、数次におよぶイラン・アフガニスタンに於ける実地踏査及び文献学的研究に基づいて、『ペルシア語辞典』（昭和51年）、『A Primer of Spoken Tehran Persian』（昭和48年）等を刊行、論文としては、「所謂三種華夷訳語“ロンドン本” 回館訳語について」（昭和51年）、「Afghan Baluchi」（昭和48年）等がある。

本講座の正式設置前後の昭和36年4月から37年3月まで及び38年4月から40年3月迄の間は、九州大学文学部の吉町義雄（九州大学文学部退官後、関西外国語大学教授、宇部短期大学教授）、40年4月から42年3月の2年間は、名古屋大学文学部講座の風間喜代三（現東京大学文学部言語学講座助教授）の両教官が、「言語学概論」を担当した。

また、上記矢野教官の名古屋大学転出後の1か年の空席の間は、鳥根大学助教授、縄田鉄男が、49年度の「言語学概論」を担当した。

設置以来、本講座はその種々な事情から言語学専攻生を受け入れることなく、言語学担当教官はもっぱら、国語国文学、英語英文学、独語独文学、仏文学等の各専攻生に対して必修科目たる「言語学概論」の講義を担当してきた。換言すれば、言語学担当教官は「言語学概論」のためのみ存在するという（ただし、大学院文学研究科修士課程の学生に対しては「言語学特講」を担当）、変則的存在であり、補助講座であった。

したがって、言語学講座にとっては、教官定員の補充確保等が緊急であり、諸事情の発展的解消を図ると共に、一日も早くその本来の社会的、教育的使命が果されうるようになることが必要である。

因に、本言語学講座は、昭和52年度から、文学部系の言語学講座に遅れること一年にして、「実験講座」としての予算配分を受けるようになった。

設置以来16年間、専任教官1名の不完全講座のまま、専攻生なく今日に至る。

第3節 文学部・法学部の創設

1. 経 過

法文学部を文学部と法学部に分離独立させるための準備は、既述のように、すでに昭和29年から始められている。その将来計画に基づき最初にとられた措置が、6講座で充足した法学科の増強をはかり法学部に必要不可欠な諸講座を整備することであった。そのために、文科教官や学部事務官の定員を振替えるなどの努力がはらわれ、また、大学受験者が急増した昭和42年からのいわゆるベビーブームの際には、法学科の学生定員を100名から150名に増員すると共

に、教官定員も教授13、助教授13、助手6、計32名に拡充され、発足時の2倍をこえる体制が実現された。こうして文科と法科はほぼ均衡のとれた組織となり、昭和47年には大学院文学研究科と法学研究科が揃って設置され、教育研究体制も一段と充実し、学部分離のための条件は十二分に固まってきた。

ところで、他方、昭和44、45年、全国的に拡大した学生運動は、本学においても開学以来最大の全学的規模での高まりをみせた。この学園紛争の経過の中で世論が指摘した点の一つに大学の閉鎖性、あるいは権威主義の独善性という問題があった。そしてその根底にはタコソポの講座制が問題として存在することが指摘された。いうまでもなく学問研究は一日も足踏みすることなく日進月歩しつつあり、研究面ではすでに講座の枠をこえて関連諸分野との交流が活発に行われつつあったのであるが、学部運営や人事問題については依然として講座の枠組は強力に作用していたのである。紛争が鎮静化して後、文部省並びに各大学ではそれぞれ「新しい大学の在り方」を目指して多彩な構想が打ち出された。われわれの法・文二学部分離案も従来のままの案ではいかにも古色蒼然として、とうてい実現困難にみえた。

昭和48年9月、松本雅明教授が学部長に就任すると直ちに学部内に組織委員会を設置し、学部分離問題について再検討をはじめることとなった。

当時、文部省側の意向として、社会的需要の高い社会科学系の新しい学部づくりには積極的なものの、「法学部」の名称は認めず、まして社会的需要のさして高くない「文学部」については絶望的ということであった。同年12月、学部長は「法学部」に代えて社会学をも含めた「社会科学部」構想を私案として示したが、これに対し法科ではあくまで「法学部」を主張する意見が強く、それが駄目なら「法経学部」の線で考えたいということで、昭和49年4月文部省に打診したところ、複合学部名称は好ましくないということであったので、その後は「法経学部」案はとらずに「法学部」として構想を練ることとなった。文科についても種々の学部名称案が検討されはしたが、特にこだわる訳ではないが一往「文学部」ということで要求することとし、ただ、内容的に新味を盛り込んで構想するという方向が固まった。

しかしその後、法科・文科それぞれの内部での検討は必ずしも円滑に進展せず、ようやく昭和50年10月になってから学部組織委員会を毎月定例的に開催することとし作業の促進がはかられた。両学部の規模の目安を文学部25講座、法学部30講座に置くことで一往諒解し、さらに法科・文科で細目をつめる作業にとりかかった。しかし、この作業はスタッフの研究教育上の理念や、学科講座の利害もからんで難航した。昭和51年5月、構想はまともらず来年度概算要求はさしあたり従前通りの分離案を出さざるをえなかった。法科は新たに内部で組織小委員会を発足させ、分離独立問題についての総合的検討と具体案作りにとりくんだ。同7月、学部長は、最近のOECD調査団が、日本の社会科学なかんづく政策科学の貧困さを指摘した報告書を作成し、これが文部省でかなり重要視されていて、今後の社会系学部の改革の方向を示すものになるだろうと紹介された。これは法学部構想で進もうとしている法科にとって甚だ不安な状況であった。しかし他方で、この年9月発表された文部省の来年度概算要求には、あれ程

法 文 学 部 組 織				昭和53年度概算要求案			第2次案(昭和52年12月)				
学 科	講 座	教 助 助 授 授 手	計	学 生 数	大 講 座	教 助 助 授 授 手	計	大 講 座・学 科	教 助 助 授 授 手	計	
法 学 科	憲 法	1 1 1	3	165	法 学 部	公 法	8 3 3	14	公 法	7 4 3	14
	行 政 法	1 1	2			私 法	9 4 2	15	私 法	8 6 2	16
	国 際 法	1 1 1	3			社 会 法	4 1 0	5	社 会 法	3 0 1	4
	民 法 第 一	1 1 1	3			国 際 関 係	6 1 1	8	国 際 法	2 1 1	4
	〃 第 二	1 1	2			政 治	3 1 1	5	基 礎 法 学	3 2 1	6
	商 法 第 一	1 1 1	3			経 済	7 2 1	10	政 治	4 3 1	8
	〃 第 二	1 1	2			基 礎 社 会 科 学	8 3 2	13	経 済	5 2 1	8
	民 事 訴 訟 法	1 1	2			計	45 15 10	70	計	32 18 10	60
	刑 法	1 1	2								
	刑 事 訴 訟 法	1 1	2								
	社 会 法	1 1	2								
	法 史 学	1 1	2								
	政 治 学	1 1	2								
経 済 学	1 1 1	3									
計	14 14 5	33									
哲 学 科	哲 学	1 1	2	105	文 学 部	哲 学	6 3 3	12	哲 学	5 3 2	10
	哲 学 史	1 1	2			史 学	6 3 3	12	行 動 科 学	5 3 3	11
	倫 理 学	1 1	2			地 域 文 化	4 2 2	8	史 学	7 6 5	18
	社 会 学	1 1	2			言 語 学	7 4 3	14	文 学	13 8 4	25
	国 史 学	1 1	2			文 学	7 5 5	17			
	東 洋 史 学	1 1	2			人 類 学	4 2 2	8			
	西 洋 史 学	1 1	2			計	34 19 18	71	計	30 20 14	64
	考 古 学	1 1 1	3								
	国 語 学	1 1	2								
	国 文 学	1 1	2								
英 語 学	1 1	2									
英 文 学	1 1	2									
独 語 独 文 学	1 1	2									
仏 文 学	1 1	2									
中 国 学	1 1	2									
中 言 語 学	1	1									
計	16 15 1	32									

「法学部」はつくらないと伝えられていたにもかかわらず、広島大学政経学部の法学部・経済学部への分離が計上されていた。新制大学発足時以来はじめての国立大学法学部づくりであった。昭和47年にわれわれと同時に大学院法学研究科の設置をみた広島法学部独立を眼前にして、当方も大いに望みありということで奮い立ったのである。文学部の方は新制大学発足時点からおくれて昭和29年に神戸大学に創設された例があるが、かなり以前のことでもあり、ほとんど手がかりにはならず、依然として不安がらみの状況であった。

第3次案 (昭和53年2月)				法学部・文学部組織 (昭和57年度完成予定)									
大講座・学科	教授	助教授	助手	計	学部	学科	講 座	教授	助教授	助手	計	学生員	
公 法	6	2	1	9	法 学 部	法 律 学 科	公 法	6	2	1	9	240	
民 事 法	10	3	1	14			民 事 法	9	4	1	14		
刑 事 法	4	1	1	6			刑 事 法	4	1	1	6		
社 会 法	3	1	1	5			社 会 法	3	1	1	5		
基 礎 法 学	4	2	1	7			基 礎 法 学	3	2	1	6		
政 治 学	4	1	0	5			政 治 学	3	1	0	4		
経 済 学	4	1	0	5			経 済 学	3	1	0	4		
計	35	11	5	51	計		31	12	5	48	240		
哲 学	4	3	1	8	文 学 部	哲 学 科	哲 学	1	1	0	2	25	
地 域 科 学	5	2	2	9			社 会 学 科	社 会 学	1	1	1		3
								地 域 学	1	1	1		3
								人 文 学	1	1	0		2
史 学	5	4	2	11		史 学 科	史 学	1	1	0	2	40	
文 学	11	8	2	21			東 洋 史	1	1	0	2		
							西 洋 史	1	1	0	2		
文 学 科	11	8	2	21		文 学 科	国 文	1	1	0	2	65	
							英 文	1	1	0	2		
							比 較 文 学	1	1	0	2		
					独 逸 文 学		1	1	1	3			
					仏 語 文 学		1	1	0	2			
					中 国 語 文 学		1	1	0	2			
計	25	17	7	49	計		23	23	6	52	160		

11月、ようやくにして法学部組織案がまとまり、翌52年2月からは履修コース、カリキュラム、法学部教育の社会人への開放などの問題の検討に入った。文科では2月、組織委員が改選され、それまでの作業の見直しなどもあって細部の詰りはかどらず、4月、来年度概算要求には文学部についてはとりあえず学部長私案を提出することになった。しかし、ともかくも永年の分離構想に代って新構想による分離案がはじめて概算要求に盛り込まれることになったのである。(別表参照)

昭和52年9月、松本雅明学部長の任期満了により鎌田浩学部長が就任した。新学部長は、就任直後、概算要求編成作業が済んだばかりの文部省との折衝で、「来年の概算要求では法文分離も考える」という明確な印象をえて、教官会にその積極感触を報告した。ただ、目的地が見えて来たとはいえ、両学部に掲げた組織案はあまりに大きすぎ、これをほぼ九州大学程度の講座数に圧縮する作業がかなり大変であった。特に文学部については、研究・教育と組織のあり方がもう一度根底から検討された結果、本当に責任ある教育を圧縮された教官数で行うには6大講座案をやめて、従来の哲・史・文3学科に新しい1学科を新設するという形で考えるべきだということになり大幅に様替りした。法学部も社会科学諸分野との関連をもたせる方向で考えられていたのが、教官数の圧縮の中でいきおい純粋法学部的色彩が濃厚になっていった。12月、第2次案がまとまり文部省と折衝が行われたが、さらにもう一步の圧縮が要求され、翌年2月までかかって、何とか内部調整のギリギリの線まで縮少し第3次案をまとめた(別表参照)。他方この間1月初め、年度内予算として学部改革調査費がつき、法学部のあり方について久保正幡氏(元東大法学部長、国学院大教授)、文学部について藤田健治氏(元お茶の水女子大学長)、高等教育政策の観点から村山松雄氏(日本育英会理事長)の3氏を招いて助言をうけたほか、関係他大学に出張調査するなどの活動も行い調査報告書を作成した。

昭和53年5月、来年度概算要求をまとめてからは文部省との協議が頻繁となった。学部長は多いときは月に2・3度も上京し、長時間の折衝をくり返した。特に問題となったのは文学部組織全体の枠、地域科学科、法学部の開放コース、などであった。勿論、学長・事務局長・経理部長も頻繁に本省折衝に当たったが、熊本県も法文学部の分離を重点要求事項に掲げ、知事や企画開発部長が積極的に関係各方面に働きかけてくれた。昭和53年8月中旬、文部省の来年度概算要求での採択がほぼ固まり、文学部・法学部の組織が確定した(別表参照)。はじめ懸念された文学部はほぼ満足すべきスタートが約束された。このことは夏季休業中であったが臨時教官会において早速報告され、引続いての関門である大学設置審議会の審査へ向けて各学科で準備を進めることとなった。9月初めに文部省より正式通知があり、審査書類を10月20日までに提出することが求められた。印刷期間を除くと実質準備期間は1か月余りしかなかったが、この間に両学部とも可能な限り人選に努力し何とか必要なスタッフをとり揃えて提出することが



記念式典・学部長挨拶

ができた。これと併行して建物の増築プランも何度も検討した。また、前年度に引続き学部改革調査費が配当され、今回は主として法学部で構想されている大学教育の社会人への開放の問題について調査することとし、天城勲氏(日本学術振興会理事長)、森隆夫氏(お茶の水女子大学教授)を招いて講演会を開催したほか、琉球大学、広島大学などへ出張調査を行い、年度末に報告書を作成して関係先

へ送付した。

年が明けて昭和54年に入ると新学部発足に備えて諸規則類の整備や新学部長、評議員、その他の全学委員会委員の選出などの仕事があり、これらは2月、両学部の教授会に代わる組織として「熊本大学文学部及び法学部設置準備委員会要項」が学長裁定で定められ、それぞれの設置準備委員会で処理されることとなった。3月15日法学部長に鎌田浩教授が選出され、翌3月16日、文学部長に松垣裕教授が選出された。また、53年度までの入学生は旧来の身分が継続するため法文学部と法文学部長も当分は併置されることとなり、法文学部長は法・文の両学部長の1年交替併任制とし、初年度は法学部長の併任ということになった。

2. 文学部の組織と特色

創設された文学部の講座組織は、「別表」に示したように、4学科・23講座となり、これに助手6名を加えて定員52名が予定されている。母体となった法文学部文科（哲学科・史学科・文学科）の組織と比較すると、学科の新設1、講座の新設7、不完全講座の補充1（文学科言語学講座）、助手増員（5名）により、教官定員は従前の32名が52名に増員された。なお、学生定員は、従来の105名が160名に増加している。

学科の構成は、哲学科が「哲学史」講座の名称を変更して「科学哲学」講座を設け、他に「芸術学」講座を新設して計4講座となり、学生定員25名が割り当てられた。新組織は、固有の「哲学」の領域に加え、多様化した現代諸科学の体系化を目指す学際的研究としての「科学哲学」、美意識と美の表現形式を多目的に考究する「芸術学」の設置により、研究・教育の深化を意図している。

地域科学科は、それぞれ包括的な学問としての性格をもつ三つの学問体系を関連させ、人文・社会科学の視点から、地域生活（地域社会）を総合的に把握する組織の整備を目標とする。すなわち、社会関係や社会集団・組織などの概念を分析道具とする「社会学」、地域の社会的構造の把握を目的とする「地域社会学」に加え、地域の生活文化に視点を置いて地域生活を解明しようとする「民俗学」、生活の場としての地域の空間的構造を分析する「人文地理学」を相互に有機的に結びつけ、地域社会の総合的研究を目指している。本学科の新設は、近年における人文諸科学の発展に伴い、在来の哲学・史学・文学の三学科によってはカバーしえない新しい研究分野を組み込もうとするもので、このたびの改組に当り、いわば新構想のエッセンスとしての役割を担ったものである。「地域科学」という学科名は、他大学にはどこにも見られない独自のものであるが、最近アメリカにおいて仮説・モデル・計量を方法として重視し、記述・歴史主義に対して分析・法則を強調する“regional science”の動向を考慮しつつ採用された。また、「地域」という場合、最狭義における“community”と最広義における“area”の範囲内で、弾力的な処理が可能なことはいうまでもないが、本学科の目指す実証的研究の対象地域としては、九州の中央部に位置する本学の立地を生かし、西日本地域から東アジア・東南

アジアに及ぶ領域が中心となろう。なお、学生定員は30名である。

史学科は、既存の4講座に加え、「文化史学」講座を新設した。その意図は、社会経済史や制度史に傾いたこれまでの研究組織を補正し、とくに政治、社会、宗教にわたる思想史、文化史を組入れることによって歴史の全体的把握を志向している。学生定員は40名が割当てられた。

文学科は、言語学、独語学の両講座の整備が行われ、既設の「仏文学」「中国学」講座の名称が、「仏語仏文学」「中国語中国文学」と変更になるなど、語学の強化がはかられている。このほか、「比較文学」講座が新たに認められた。ここでは、日本文学の古典と中国文学との比較及び西欧文学と近代日本文学との比較が主たるテーマである。文学科には65名の学生定員が配分されている。

また、文学部の新カリキュラムは、各学科ごとに設置されたコース別に定められているが、旧カリキュラムに較べると、必修科目(単位)を減らして関連領域(選択必修科目)を拡大したほか、「講義」よりも「演習」「実習」にウエイトを置き、「対話」を重視する方向が強められた。

なお、文学部の講座組織は、初年度(昭和54年度)は、講座の名称と所属の変更のみで純増はなく、昭和55年度以降各年2～3講座が増設されて、昭和57年度に完成する予定である。

3. 法学部の組織と特色

法学部は「別表」のように6大講座、教授31、助教授12、助手5、計48名の教官陣容である。学生定員は240名、旧制大学法学部と比較しても遜色ない組織となった。法学部における大講座制は北海道大学、広島大学に次いで第3番目であるが、人事の閉鎖性、硬直性を打破し弾力的な運用ができるし、教授と助教授の定員比をその大学の事情に適合する比率で定めることもできるなど有利な点が多い。

それぞれの大講座に含まれる教育諸分野は次のようである。

公法(憲法, 行政法, 国際法)

民事法(民法, 商法, 民事訴訟法, 国際私法)

刑事法(刑法, 刑事訴訟法, 刑事学)

社会法(労働法, 社会保障法, 経済法)

基礎法学(法哲学, 日本法史, 西洋法史, 法社会学)

政治学(政治理論, 国際政治学, 政治史, 政治思想史)

経済学(経済理論, 統計学, 社会政策, 財政学)

普通の法学部と違っているのは経済学部をもたない本学の特殊事情から法学教育にとっても必要な経済学関係科目を自らの組織内に位置付けなければならなかった点である。今回の分離独立に際しては経済学関係教官も大いに協力されたが、将来の課題としてはこの経済学大講座

を育成し経済学部創設を目指すことが重要となるであろう。

教育上の特色としては2年次生から各人の希望に基づき5履修コースに所属区分する。法曹コース、行政政治コース、労働福祉コース、産業管理コース、国際関係コースである。卒業後の進路希望に合わせたコース選択によりその方面の学問を重点的に履修できるようカリキュラムが組まれている。

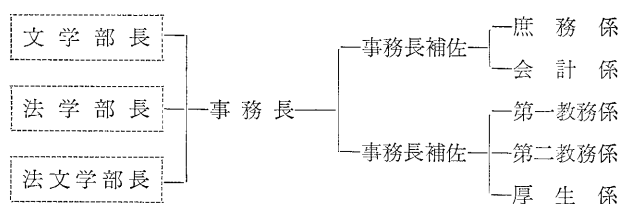
4. 事 務 組 織

昭和54年4月、法文学部分離改組に伴い、事務組織も改編された。

教育研究組織としては、文学部、法学部及び法文学部の3学部が存在することとなったが、学部事務はこの3学部事務をひとつの組織で処理することになり、名称も「文学部・法学部事務部」となった。

すなわち、従来の組織に事務長補佐2名が加わり、教務係を第一教務係（文学部及び法文学部文科学学生教務事務担当）及び第二教務係（法学部及び法文学部法科学学生教務事務担当）に分け、事務を分掌することになった。

新事務組織



付表1. 歴代法文学部長

	所属学科	氏 名	任 期	備 考
初代	文 学	河 瀬 嘉 一	昭和 24. 5. 31~25. 5. 9	事務取扱
2	史 学	原 田 敏 明	25. 5. 10~28. 6. 30	
3	文 学	河原畑 正 行	28. 7. 1~30. 6. 30	
4	文 学	石 坂 正 蔵	30. 7. 1~32. 6. 30	
5	文 学	永 松 譲 一	32. 7. 1~36. 6. 30	
6	文 学	高 野 巽	36. 7. 1~40. 6. 30	
7	法 学	毛 織 大 順	40. 7. 1~42. 6. 30	
8	文 学	石 坂 正 蔵	42. 7. 1~44. 2. 28	
9	哲 学	浜 田 義 文	44. 3. 1~44. 8. 31	
10	文 学	山 田 昌 司	44. 9. 1~48. 8. 31	
11	史 学	松 本 雅 明	48. 9. 1~52. 8. 31	
12	法 学	鎌 田 浩	52. 9. 1~	

昭和54年4月法文学部を改組し、文学部及び法学部が発足したことに伴い、次のとおり新学部長が発令された。

文学部長 松 垣 裕
 法学部長 鎌 田 浩 (法文学部長兼務)

付表2. 退官者及び転出者

(昭和53年4月1日現在)

所属学科	退官時の職名	氏 名	就 任 期 間	備 考
哲 学	助 教 授	小 山 直 之	昭和 24. 3. 31~25. 3. 30	教育学部へ
	"	滝 沢 寿 一	24. 7. 31~25. 7. 15	九州大学へ
哲 学	教 授	佐 竹 哲 雄	24. 7. 31~26. 3. 31	
哲 学	教 授	小 林 保 太 郎	24. 7. 31~26. 9. 30	福岡女子大学へ
哲 学	教 授	竹 原 東 一	26. 3. 1~26. 10. 15	教育学部へ
法 学	助 手	松 田 富 士 也	24. 10. 31~27. 1. 31	
文 学	教 授	河 瀬 嘉 一	24. 5. 31~27. 3. 31	
"	助 手	土 方 学 洋	26. 11. 1~27. 9. 29	水産庁
"	助 教 授	橋 本 郁 雄	24. 7. 31~28. 3. 31	一ツ橋大学へ
"	講 師	増 永 清 明	25. 5. 31~28. 4. 15	成城大学へ
法 学	助 教 授	伊 藤 不 二 雄	25. 3. 31~28. 7. 31	九州大学へ
"	助 手	伊 達 章	28. 4. 16~29. 4. 15	
文 学	"	森 川 俊 夫	28. 4. 16~29. 4. 15	東京大学へ
哲 学	助 教 授	茅 野 良 男	26. 7. 16~30. 3. 31	北海道大学へ
文 学	講 師	山 本 明	26. 6. 1~30. 3. 31	茨城大学へ
"	教 授	藤 井 外 興	24. 7. 31~30. 4. 15	東京医科大学へ
法 学	講 師	樋 口 兼 雄	24. 7. 31~30. 5. 14	
"	助 手	渡 辺 浩	29. 6. 21~30. 5. 31	
文 学	講 師	松 尾 精 一	26. 10. 16~30. 5. 31	
"	"	魚 住 衛 吉	27. 7. 1~30. 6. 16	
"	教 授	高 田 運	25. 4. 1~30. 6. 30	教育学部へ
法 学	助 教 授	今 井 宏 二	26. 6. 1~30. 7. 15	大阪府立大学へ
文 史 学	助 手	田 中 辰 二	24. 7. 31~31. 3. 31	
法 学	助 手	松 尾 剛	29. 4. 1~31. 3. 31	
法 学	"	米 村 玖 美 子	30. 6. 1~31. 3. 31	熊本地裁へ
"	講 師	海 原 文 雄	27. 11. 16~31. 3. 31	金沢大学へ
文 学	助 教 授	寺 本 直 彦	25. 3. 31~31. 11. 30	文部省へ
"	"	中 川 敏 努	25. 12. 31~32. 3. 31	大阪大学へ
哲 文 学	"	栃 原 敏 房	25. 3. 31~32. 4. 30	日本大学へ
"	助 手	四 宮 由 子	30. 7. 1~32. 6. 30	
"	助 教 授	坂 上 泰 助	29. 5. 1~32. 7. 31	
"	"	永 島 和 雄	24. 7. 31~32. 9. 30	
"	助 手	荒 木 尚	31. 4. 1~33. 3. 31	
法 学	"	松 村 正 康	31. 7. 1~33. 3. 31	
哲 文 学	助 教 授	水 原 德 恒	25. 4. 30~33. 4. 9	死 亡
法 学	講 師	増 田 義 男	28. 4. 16~33. 4. 30	
文 史 学	助 手	野 村 明 信	33. 6. 16~33. 9. 15	工業技術院へ
法 学	助 教 授	高 森 良 人	26. 3. 31~33. 9. 30	
法 学	助 手	合 谷 幸 男	33. 5. 1~34. 3. 31	
史 学	教 授	原 田 敏 明	24. 8. 31~34. 3. 31	
"	助 教 授	上 田 英 夫	26. 3. 31~34. 3. 31	
史 学	助 手	田 崎 篤 次 郎	24. 7. 31~34. 4. 30	武蔵大学へ
"	助 手	瀬 戸 口 昭 夫	32. 6. 1~34. 5. 31	

所 属 学 科	退 職 時 の 職 名	氏 名	就 任 期 間	備 考
法 史 文 史 文 法 文	教 授	山之内 一郎	昭和 31. 4. 1~34. 8. 24	死 亡
	助 教	松 村 功	26. 3. 31~35. 3. 31	熊本商科大学へ
	"	中 林 謙	24. 7. 31~35. 3. 31	
	"	山 口 修	26. 10. 16~35. 3. 31	
	講 師	田 中 宏 幸	30. 5. 1~35. 3. 31	金沢大学へ
	助 手	川 口 恭 幸	33. 7. 1~35. 12. 15	附属図書館へ
	"	齋 藤 精 一	34. 6. 1~36. 3. 31	
	講 師	石 田 茂 実	26. 3. 31~36. 3. 31	
	"	島 良 夫	31. 4. 1~36. 3. 31	国学院大学へ
	"	高 木 勇	27. 5. 1~36. 3. 31	静岡大学へ
哲 学	助 手	黒 田 亘	30. 4. 1~36. 3. 31	九州大学へ
	助 手	阿 南 裕 子	34. 7. 1~36. 6. 30	
	助 教	早 川 澄 子	35. 7. 1~36. 8. 31	
	助 教	山 本 草 二	29. 6. 1~36. 12. 20	国際基督教大学へ
	講 師	宮 原 朗	34. 4. 16~37. 3. 31	埼玉大学へ
	"	倉 岡 雄 一	36. 5. 16~38. 1. 15	九州大学へ
	"	岩 永 の り 子	36. 9. 1~38. 2. 28	
	"	堀 尾 昌 丸	36. 7. 1~38. 3. 31	
	講 師	青 木 信 義	32. 5. 1~38. 3. 31	山梨大学へ
	助 教	鈴 木 甫	30. 6. 1~38. 3. 31	慶応大学へ
史 法 文 法 文	"	坂 卷 俊 平	25. 3. 31~38. 3. 31	東海大学へ
	"	山 中 弘 志	29. 7. 1~38. 3. 31	玉川大学へ
	教 授	副 島 民 雄	26. 2. 1~38. 3. 31	九州大学へ
	講 師	長 谷 川 清 二	34. 5. 1~39. 3. 31	教養部へ
	"	藤 井 良 彦	35. 5. 1~39. 3. 31	"
	"	福 田 昇 八	34. 4. 16~39. 3. 31	"
	"	山 田 知 良	36. 5. 16~39. 3. 31	"
	"	平 戸 喜 文	38. 4. 1~39. 3. 31	"
	"	丹 下 一 郎	38. 4. 1~39. 3. 31	"
	"	荒 木 尚	37. 7. 16~39. 3. 31	"
哲 文 学	"	渡 辺 勝	33. 4. 1~39. 3. 31	"
	"	山 口 幸 輔	37. 4. 1~39. 3. 31	"
	助 手	清 水 豊 明	36. 4. 1~39. 2. 31	"
	"	鈴 木 敏 夫	38. 4. 1~39. 3. 31	"
	助 教	金 子 正 信	26. 4. 1~39. 3. 31	"
	助 教	福 山 四 郎	24. 7. 31~39. 3. 31	"
	"	上 西 川 原 章	37. 4. 1~39. 3. 31	"
	"	原 田 隆	24. 7. 31~39. 3. 31	"
	"	早 川 昭	38. 4. 16~39. 3. 31	"
	"	栗 崎 了	29. 4. 1~39. 3. 31	"
哲 文 学	助 手	松 本 道 介	35. 4. 1~39. 3. 31	国学院大学へ
	"	富 永 洋 子	38. 4. 1~39. 3. 31	九州女学院高校へ
	助 教	西 岡 範 明	28. 4. 16~39. 4. 30	九州大学へ
	"	問 場 寿 一	37. 4. 1~40. 3. 31	同志社大学へ
	助 手	中 野 博 子	38. 5. 1~40. 3. 31	
法 文 学	"	坂 井 勇	38. 4. 1~40. 3. 31	法務省へ

所属学科	退職時の職名	氏名	就任期間	備考
法文	助教授	須永醇	昭和32.10.16~40.4.30	法政大学へ
"	助教授	松山佑志	40.4.1~41.3.31	能本短期大学へ
"	"	植田兼義	33.5.16~41.3.31	立教大学へ
法史	"	野口元大	34.7.1~41.3.31	文部省へ
"	"	村崎禎一	24.11.30~41.4.31	金沢大学へ
"	教授	酒藤敬一	37.5.16~41.4.30	教養部へ
文史	助教授	滝井三郎	26.1.25~42.3.31	東洋大学へ
文法	助教授	滝田夏樹	39.4.1~42.3.31	
文法	助教授	伊藤空	39.4.1~42.3.31	
"	助教授	高野巽	25.3.31~42.7.31	教養部へ
"	助教授	貞砂泰輔	32.7.16~42.9.30	関西学院大学へ
哲法	助教授	小笠林正	39.9.1~42.9.30	
文法	助教授	小笠林正	41.4.1~43.3.31	
"	助教授	量義治	36.4.1~42.12.31	教養部へ
"	助教授	西嶋梅治	31.4.16~43.3.31	法政大学へ
"	助教授	高村宏	42.4.1~44.3.31	中央大学へ
"	助教授	荒木誠之	26.4.1~44.3.31	九川大学へ
"	助教授	高原賢治	36.3.16~44.3.31	東京教育大学へ
"	助教授	山内一男	24.12.17~42.3.31	教養部へ
"	助教授	米原七之助	26.4.1~44.3.31	死亡
史法	助教授	斯波森信	36.4.1~44.3.31	大阪大学へ
文法	助教授	阿部徹	37.2.1~44.3.31	岡山大学へ
哲文	助教授	副島和子	43.4.1~45.3.31	
文法	助教授	魚津郁夫	34.4.1~45.3.31	教養部へ
哲文	助教授	河原畑正行	24.8.31~45.3.31	
"	助教授	荒井久代	44.10.1~45.12.31	
"	助教授	量義治	45.4.1~46.3.31	埼玉大学へ
"	助教授	越井郁朗	40.4.1~46.3.31	大阪教育大学へ
史法	助教授	板楠和子	44.4.1~46.3.31	
文法	助教授	川津浩子	44.10.1~46.3.31	
"	助教授	菅美沙子	45.4.1~46.3.31	
"	助教授	加藤芙美	43.9.1~46.9.30	
"	助教授	石坂正藏	24.7.31~46.10.5	死亡
"	助教授	永松譲一	24.7.31~47.3.31	
"	助教授	池上洵一郎	41.4.1~47.3.31	静岡女子大学へ
"	助教授	上田欽一郎	43.4.1~47.3.31	白百合女子大学へ
"	助教授	森正人	46.4.1~47.3.31	
"	助教授	田仲一成	41.1.1~47.3.31	東京大学へ
"	助教授	木村正人	26.12.1~47.10.15	教養部へ
法	助教授	安部亮二	40.4.1~47.10.31	国会図書館へ
"	助教授	島田郁	46.10.1~48.2.28	
哲	助教授	浜田義文	26.3.16~48.3.31	法政大学へ
"	助教授	常葉謙二	46.4.1~48.3.31	教養部へ
史文	助教授	渡辺貞子	46.4.1~48.3.31	
"	助教授	粕谷嘉弘	47.4.1~48.3.31	大阪大学医療短大へ
"	助教授	玉利かよ子	47.5.1~49.3.31	

所属学科	退職時の職名	氏 名	就 任 期 間	備 考
文 史 学	助 教 授	矢 野 通 生	昭和42.11. 1~49. 3.31	名古屋大学へ
	教 授	国 分 直 一	47. 4. 1~49. 4. 1	
法 学	助 手	佐 藤 伸 二	42. 4. 1~49. 4. 30	八代工専へ 福岡大学へ
	教 授	毛 織 大 順	36.12. 1~49.10.31	
文 学	助 手	有 森 隆	49.12. 1~50. 3.31	埼玉大学へ
	教 授	青 野 守 夫	49. 4. 1~50. 3.31	
文 学 学	教 授	長 谷 川 強	32. 2. 1~50. 3.31	筑波大学へ
	教 授	山 田 昌 司	24. 7.31~50. 4. 1	
文 史 学 学	教 授	森 田 誠 一	25. 3.31~50. 4. 1	筑波大学へ
	教 授	水 野 忠 敏	48. 4.16~50. 4. 1	
文 史 学 学	教 授	井 上 辰 雄	35. 4. 1~50. 4.30	筑波大学へ
	助 手	遠 山 由 子	46. 4. 1~50. 9.30	
法 学	助 手	大 野 平 吉	35. 4. 1~51. 2.28	広島大学へ
	助 手	本 山 広 己	50. 4. 1~51. 3.31	
文 学 学	教 授	板 倉 大 治	50. 4. 1~51. 3.31	筑波大学へ
	教 授	裕 野 由 美 子	49. 4. 1~51. 3.31	
法 学 学	教 授	島 十 四 郎	40.10.16~51. 3.31	筑波大学へ 教養部へ
	教 授	宮 内 久 光	27. 5.16~51. 3.31	
史 学 学	助 手	伊 藤 律 男	25. 4.30~51. 4. 1	大阪学院大学へ
	助 手	瀬 戸 伊 津 子	48. 4. 1~51. 9.30	
法 学 学	助 手	小 谷 凱 宣	46. 5.16~51.10.30	国立民族学博物館へ
	助 手	西 山 芳 喜	51. 4. 1~52. 3.31	
文 史 学 学	教 授	和 田 勇 一	24. 7.31~52. 4. 1	大阪女子大学へ
	教 授	松 本 雅 明	24. 7.31~53. 4. 1	
法 学 学	助 手	仲 村 祥 一	46. 4. 1~53. 3.31	大阪女子大学へ
	助 手	大 内 和 直	52. 4. 1~53. 3.31	
哲 学 学	助 手	山 中 至	52. 4. 1~53. 3.31	大阪女子大学へ
	助 手	井 芹 千 賀 子	47. 4. 3~53. 3.31	
史 学 学	助 手	三 雲 あ さ 子	52. 4. 1~53. 7.31	大阪女子大学へ
	助 手	柴 尾 俊 介	51. 4. 1~53.12.31	
法 学 学	助 手	松 生 建	53. 4. 1~54. 3.31	大阪女子大学へ
	助 手	入 江 正 俊	53. 4. 1~54. 3.31	

付表3. 専攻科学生定員及び修了者数の推移

年 度	定 員	修 了 者 数					備 考
		法学専攻	哲学専攻	史学専攻	文学専攻	合 計	
昭和33年	20						
34	20			4	3	7	
35	20			2	2	4	
36	20	1	1	2		4	
37	20						
38	20			2	2	4	
39	20			2	2	4	
40	20			2		2	
41	20			6	4	10	

年 度	定 員	修 了 者 数					備 考
		法学専攻	哲学専攻	史学専攻	文学専攻	合 計	
昭和42年	20			2	1	3	
43	20				3	3	
44	20	2	1	4		7	
45	20	4	1	2	2	9	
46	20	3	2	1		6	
47	20	6	2	3	1	12	
48	20	1			1	2	
合 計	—	17	7	32	21	77	

付表4. 大学院学生定員及び修了者の推移

年 度	文 学 研 究 科										合 計		法学研究科	
	哲学専攻		史学専攻		国文学専攻		英文学専攻		独文学専攻		定員	修了者	定員	修了者
	定員	修了者	定員	修了者	定員	修了者	定員	修了者	定員	修了者				
昭和47年	6		6		6				4		22		26	
48	6	1	6	3	6	1	6		4		28	5	26	6
49	6	3	6	4	6	1	6	4	4	1	28	13	26	5
50	6	2	6	3	6	1	6	6	4	2	28	14	26	4
51	6	1	6	5	6	2	6	1	4		28	9	26	11
52	6	2	6	5	6		6	4	4	2	28	13	26	2
53	6	2	6	5	6		6	3	4	2	28	12	26	3
合 計	—	11	—	25	—	5	—	18	—	7	—	66	—	31

付表5. 学部学生定員及び卒業者数の推移

年 度	法 学 科		哲 学 科		史 学 科		文 学 科		合 計		備 考
	定員	卒業者	定員	卒業者	定員	卒業者	定員	卒業者	定員	卒業者	
昭和24年	100		25		25		50		200		
25	100		25		25		50		200		
26	100		25		25		50		200		
27	100	80	25	3	25	9	50	22	200	114	
28	100	98	25	4	25	17	50	35	200	154	
29	100	106	25	2	25	39	50	30	200	177	
30	100	112	25	5	25	18	50	36	200	171	
31	100	114	25	3	25	20	50	38	200	175	
32	100	104	25	2	25	25	50	40	200	171	
33	100	114	15	1	25	22	45	42	185	179	
34	100	119	15	2	25	22	45	37	185	180	
35	100	114	15	4	25	26	45	35	185	179	
36	100	127	15	1	25	25	45	29	185	182	
37	100	94	15	2	25	19	45	30	185	145	
38	100	108	15	5	25	29	45	38	185	180	
39	100	110	15	7	25	25	45	35	185	177	
40	100	104	15	4	25	27	45	32	185	167	

年 度	法 学 科		哲 学 科		史 学 科		文 学 科		合 計		備 考
	定員	卒業者	定員	卒業者	定員	卒業者	定員	卒業者	定員	卒業者	
昭和41年	100	113	15	27	25	15	45	31	185	186	
42	150	131	15	17	25	23	45	31	235	202	
43	150	104	15	14	25	32	45	38	235	188	
44	150	98	15	11	25	22	45	40	235	171	
45	150	149	15	18	25	27	45	38	235	232	
46	150	172	15	16	25	32	45	36	235	256	
47	150	140	15	20	25	15	45	33	235	208	
48	150	162	15	23	25	42	45	33	235	260	
49	165	155	15	18	25	24	45	35	250	232	
50	165	143	15	14	35	33	45	37	260	227	
51	165	162	15	16	35	25	45	42	260	245	
52	165	154	15	18	35	34	45	48	260	254	
53	165	183	25	10	35	39	45	47	270	279	
合 計	—	3,370	—	267	—	686	—	968	—	5,291	